

福岡市における 良好な景観形成を目指して



福岡城跡の冬



舞鶴公園の桜



海から望むシーサイドももち



友泉亭公園

目 次

1	はじめに	1
1.1	研究の背景	1
1.2	研究の目的	1
1.3	研究の方法	2
1.4	論文の構成	2
2	景観まちづくりの形成	3
2.1	景観まちづくりの意義	3
2.2	わが国における景観まちづくりの取り組み	4
2.3	歴史・文化・風土を活かした景観まちづくり	8
2.4	観光資源と景観形成	9
2.5	景観まちづくりと教育	10
2.6	市民主体による景観まちづくり	11
2.7	福岡県における景観まちづくり	13
3	福岡市における景観まちづくり	14
3.1	福岡市におけるまちづくり	14
3.2	福岡市における景観まちづくり	16
3.3	福岡市景観計画の策定	18
3.4	福岡市の他機関における景観形成に関する事業	19
4	福岡市における多様な主体による景観まちづくり	22
4.1	歴史を活かした景観まちづくり	22
4.2	文化に関する景観まちづくり	23
4.3	風土に関する景観まちづくり	25
4.4	まちづくり協議会・自治会等による景観形成	25
4.5	専門家等による景観形成の取り組み	27
4.6	景観まちづくりの教育	28
4.7	多様な主体による景観まちづくり	29
5	景観まちづくりに関する調査	30
5.1	アンケート調査方法	30
5.2	アンケート調査結果	30
5.3	景観まちづくりに参加した動機	31

5.4	景観まちづくりに参加した感想	32
5.5	市内の景観まちづくりの活動に参加しての感想	32
5.6	市民が景観まちづくりに関心をもつための取り組み	35
5.7	景観まちづくりに関するその他の意見の要旨	37
5.8	アンケート調査結果と景観まちづくり	39
6	景観まちづくりに関する各組織の取り組み	40
6.1	東区歴史ボランティアガイド連絡会	40
6.2	御供所まちづくり協議会	42
6.3	福岡西部Eまちづくり協議会	44
6.4	百道浜校区自治協議会	47
6.5	唐津街道姪浜まちづくり協議会	49
6.6	We Love 天神協議会	51
6.7	各組織における景観まちづくりの取り組み	53
7	他の都市における景観まちづくりの取り組み	55
7.1	悠久の歴史に育まれた京都市の景観づくり	56
7.2	京都市の景観・まちづくりセンターの活動	57
7.3	鎌倉の緑地保全からまち並み形成への展開	58
7.4	近江八幡市の風景づくり	60
7.5	金沢市の歴史的資産を活かしたまちづくり	62
7.6	他都市における景観まちづくりの取り組み	64
8	福岡市における良好な景観形成を目指して一提案	66
1	市民が主体的に関わる景観まちづくり	67
2	地域の歴史や文化を引き継ぐ	69
3	総合的な施策としての景観まちづくり	70
4	景観まちづくりを進める人材養成	72
5	市民共有の財産である景観を磨く	74
9	おわりに	76
	注釈・参考文献	77
	謝 辞	78

1 はじめに

1.1 研究の背景

近年、地域の個性や潤いのある生活環境と関わりのある景観を形成する活動が、多くの市民により展開されてきている。高度経済成長期に、歴史的なまち並みや緑地の保全運動などが行われ、1980年代には、急速な都市化を踏まえ関係法令の整備とともに、数多くの自治体で自主的に景観条例が制定されるなど、歴史的資産を活かしたまちづくりや、快適な都市空間の形成が進められてきた。

しかし、この取り組みは法的根拠のない自主的なものなので強制力に限界があり、各地で景観問題が生じ景観の乱れが進むようになった。2003年に良好な景観の形成が国政上の重要課題として位置づけた「美しい国づくり政策大綱」において、これからの社会資本整備の方向を示した。同時期に「観光立国行動計画」において、地域の魅力を維持、向上、創造することの必要性がいわれ、「都市再生ビジョン」では、豊かな歴史・文化が凝縮された緑豊かで風格のある美しい都市こそ国富であり、良好な景観・緑と地域文化に恵まれた都市美空間の創造が指摘された。

このような状況を背景として2004年に景観法が制定され、自治体の自主的な取り組みを法的にバックアップする枠組みを決めた。この法律によって、景観まちづくりは、歴史的資源や個性を持った地域だけではなく、多くの人が景観に関心を持ち主体的に関わり、暮らしやすさや豊かな生活環境を形成し、地域共有の資産として次世代へ引き継ぐことが求められた。

福岡市においても、景観の魅力向上のための質の高い空間づくりや、生活の質の向上に繋がる快適で住み良い都市づくりのため、地域特性に配慮した魅力を活かす方策が求められ、市民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体が連携・協力して、まちの活力と魅力の実現を図る景観まちづくりが展開されてきた。その景観まちづくりの意義や価値を多くの人々が共有し、地域の特性に応じた良好な景観形成の活動が期待されている。

1.2 研究の目的

戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や機能性を重視したまちづくりが行われてきたが、21世紀を迎え、成長・拡大から持続可能な環境形成への転換が求められるなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきた。そして、地域住民の景観への関心が高まり、人と生活との調和を踏まえつつ、地域に存在する歴史や文化資源などを活用し、地域住民が主体となり事業者、行政などとの協働¹⁾により景観まちづくりが取り組まれてきた。

本研究では、地域で継承されてきている歴史や文化などの資源を見出し、暮らしや自然などと意識的・積極的に関わり、まちの賑わいや憩いのある景観の形成を市民が主体的に取り組む、どのように生活環境の創造に貢献しているかを調べる。また、景観まちづくり

への支援や課題への対応などを、アンケート調査やヒアリング調査などで把握し、さらに、他都市の取り組みなどから景観まちづくりの課題への対応などを考察する。そして、望ましい景観まちづくりが、希薄化するコミュニティを繋ぎ、地域の活性化にどのような貢献をしているかを研究し、良好な景観形成を目指すことを目的とする。

1.3 研究の方法

以上の目的を達成するために、福岡市において、景観まちづくりに取り組む人々を対象としてアンケート調査を行い、また、景観形成活動を行う組織や団体などの代表者へのヒアリング調査を行う等、以下の方法によって研究を進めた。

(1) 研究対象の市民、地域団体、NPO、企業等が景観まちづくりの担い手として、共働により取り組む資料や情報の収集を行うとともに、関係機関や団体等のホームページ等から、多様な主体による景観まちづくりの取り組みを把握した。

(2) 収集した資料から景観まちづくりに関する事項を抽出し、その分類と分析等により共働による景観まちづくりの実態把握を行った。

(3) 地域において景観形成の活動に取り組む人々を対象として、アンケート調査により実態と課題を把握し、また、景観まちづくりに取り組む組織の代表者から、活動状況や課題への対応等などのヒアリング調査を行い、景観まちづくりの成果や、コミュニティを繋ぎ地域経済の活性化に取り組む状況を分析した。さらに、他都市の景観形成活動の実践や工夫などを把握し、市民が主体的に取り組むに至った背景やプロセス、課題への対応などを把握した。

(4) 市民が主体的に取り組む景観まちづくりを整理し、諸問題への対応などを考察した。以上の研究作業により、地域において歴史・文化・伝統を継承し、快適性や心地よさなどが感じられ、地域の活性化などに繋がる良好な景観形成のあり方の提案をまとめた。

1.4 論文の構成

1～2章では、論文の背景、研究目的や方法等を位置づけし、我が国における景観まちづくりの取り組みをまとめた。3章～4章は、福岡市における景観まちづくりの取り組みや、多様な組織や団体による活動を紹介した。5～6章は、市内において、景観形成の活動を推進している組織などを対象として、アンケート調査や代表者へのヒアリング調査により、景観まちづくりを効果的に、他の関連施策との連携による実践状況をまとめた。7章では、各自治体における景観まちづくりから、市民が主体的に取り組む景観まちづくりの望ましいあり方を探り、8章では、福岡市における景観まちづくりを、市民が主体となり良好な景観形成を目指す提案を述べた。

2 景観まちづくりの形成

「景観」は欧州で用いられている言葉の訳としての「風景」に、地理学や生態学などの客観的なアプローチを加えた概念として捉えられ、つくられた言葉とされている。景観法では景観の意味を定義せず、各自治体において景観の特性や固有性を明らかにし、景観の意味を解釈することとし、都市毎に、個性や特徴を示しながら景観形成の取り組みを期待している。

本研究においては、景観は、それぞれの地域の歴史や文化、風土の伝承など、暮らしや経済活動などを背景として創られるもので、良好な景観は、地域の個性や特色を位置づけ、人々の地域に対する愛着やふるさとの意識を育み、潤いのある生活環境を創り、観光や交流を活発にするものとする。

2.1 景観まちづくりの意義

2.1.1 景観まちづくりの考え方

景観まちづくりは、大きく分けてハードとソフトの取り組みがあり、ハードに主眼をおいた取り組みは、建築物や道路、公園等の景観構成要素など、空間構成に関わる要素を操作しようとするものである。ソフト面は、昔からの寺社や蔵のあるまち並み、祠や地蔵、樹木などの地域に点在する資源等の見出しや、歴史・文化などを継承しながら地域的な広がりへと繋げていく活動に、道の花植えや美化活動などにより地域の環境を改善していくものである。

本研究における景観まちづくりは、ソフト面に主眼をおいたもので、単に美しく、魅力的な空間をつくることだけでなく、安全性や機能性などの基本的な性能を確保するとともに、そこに住み、働く人の生き生きとした生活や活動を目指し、産官学民が一体となった連携による観光や地域の活性化などへの展開や、地域の人々が主体的・持続的に関わる活動とする。

2.1.2 景観まちづくりの参加と意義

景観まちづくりに取り組む意義は、(1) 地域の歴史や文化、営みと共に育まれた魅力などを、地域で暮らす人々が見つめ直し、その価値を共有し地域づくりに活かす事により、地域の魅力を育み価値を高める。(2) 良好な景観形成は、快適さや心地よい生活環境を生み出し、暮らしの豊かさの実現に繋がる。(3) 景観形成は、蔵のまち並みの保全再生や、歴史・伝統文化の継承など、地域の魅力を共有し愛着や誇りを育む。それらを通して、地域の魅力を共有し、地域一体の取り組みが地域力を高める。(4) 地域住民が取り組む景観形成が、魅力を形成して資源となり、快適さを生み出して人々を繋ぎ交流する機会を創出する。そして、新しい賑わいや癒しの場は観光や交流の場となり、新たな経済活動を誘因し新たな産業を創出する。

景観まちづくりは、一人ひとりの景観的な配慮の積重ねとともに、周辺環境との調和や多くの人々と協力・連携した取組みによって形成されるものである。地域住民は、美化や清掃活動、地域の祭祀、まちなみ修景などの景観づくりに係わる地域活動への参加が期待される。また、専門家は、景観まちづくりに関する活動や施策などに対して指導・助言を行うことが望まれ、行政は、市民や事業者、専門家などと協働によって、総合的な景観まちづくりが推進されることが重要である。

2.2 わが国における景観まちづくりの取り組み

2.2.1 景観まちづくりの歴史

明治時代以降、建築や都市計画に対する法制度の整備が都市化の進展とともに望まれ、1919年に市街地建築物法（現建築基準法の前身）と都市計画法（旧法）が定められ、都市計画法制定に伴う「風致地区」、「美観地区」の制度が設けられた。景観まちづくりの出発点は、1960年代、京都や奈良、鎌倉等の古都の歴史的な街並みであり、その後、金沢、高山、萩などに広まり、法制度としては1966年に古都保存法が制定され、「歴史的風土保存区域」、「歴史的風土特別保存地区」が創設された。

1975年には文化財保護法によって、伝統的建造物群保存地区制度が制定されたが、この時は歴史的街並み保全に限られた。1970年代終わり頃から、歴史的・学術的な市街地だけではなく、一般市街地の景観まちづくりをまちづくりと連動させる動きが表れ、その先進例として、商業空間の景観づくりを行った横浜市の都市デザイン行政、神戸市の都市景観条例(1978)などがあり、1979年に都市計画中央審議会答申において、「都市景観」の用語が用いられた。

1980年の都市計画法改正(第16条2項)によって創設された地区計画制度は、地域毎にその特性に応じた詳細ルールを策定を可能にした。策定に住民参加を謳ったこともあり各地にまちづくりの動きを広め、景観まちづくりも地域の景観づくりのためのルールを、最終的に地区計画という形で担保しようとする自治体が表れ、景観まちづくりとまちづくりの本格的な連動が始まった。

1980年代は、一般市街地においてまちづくりを意識した景観づくりの取り組みが、自治体において試みられるようになり、1990年代は、景観まちづくりの普及時期で、全国各地の自治体が景観条例を策定した。景観条例は、住民を中心とした景観まちづくりの標準的な手続きを定めたもので、住民によるまちづくりの組織化、地域における景観づくりルールの景観協定などで、地域の景観に大きな影響を与える大規模建築に対する協議調整の手続きを決めている。

1990年代は、自治体による景観条例が、都市計画法や建築基準法に根拠をもつ「委任条例」ではなく、地方自治法による「自主条例」なので、建築法の行為に対して強制力はなく、景観をめぐる事業者と市民のトラブルが多発するようになった。この背景のもと、2004年に景観法が制定され、良好な景観の形成の意義と理念を、法律レベルで社会的に認知し、

自治体の景観条例による景観形成の取り組みを、法律として後押しをして景観まちづくりを支援した(表 1)。

表 1 景観まちづくりの推移 青字=都市計画法関連 赤字=福岡市

年代	景観形成関連事項
1860	M 元 1867 廃仏毀釈、城郭の破壊
1870	73 廃城決定 144 城 19 要塞 126 陣屋、近世の城郭失う。
1880	80 都市計画法改正で地区計画制度、地域特性に応じた詳細ルール策定可能。 市区改正、都市構造改変→都市風景の欧化政策。古社寺保存会制度化→歴史的風景保存施策の端緒
1900	11 史跡名勝天然記念物保存協会活動。 19 都市計画法制定、風致地区・美観地区創設。市街地建築物法制定、「美観」取上げ
1920	25 都市美研究会発足
1940	45 敗戦、都市風景壊滅的打撃被った。53 建設省「中央官衛計画報告」美観留意事項。
1960	人口都市集中、無計画で郊外虫食い広がる。京都・奈良・鎌倉等の歴史的街並み出発。 63 都市計画法改正・密度規制導入(都市風景公共性発想困難)。町並み保存運動 美観保存-68 倉敷市伝統美観保存条例・柳川市・松江市。 歴史的風土や自然環境保全条例、京都市・高山市、 66 古都保存法制定、「歴史的風土保存区域」「歴史的風土特別保存地区」創設。 68 まちづくり根幹となる「新都市計画法」「改正建築基準法」公布。 69 宮崎県沿道修景美化条例・妙高高原町・与論町・八丈町・入広瀬村←「美」2 流始まる。
1970	72 平戸市風致保存条例-歴史的環境保全関連条例 75 文化財保護法改正-伝統的建造物群保存地区保存条例(歴史的街並み保全に限られる) 76 建築基準法改正における日影規制創設。78 神戸市都市景観条例制定。 79 都市計画中央審議会答申で「都市景観」用語が用いられた。
1980	80 地区計画等(都計法)案作成手続明示や、独自のまちづくり推進等目的に制定。 住民参加を謳いまちづくりの動きが広まる。一般市街地でまちづくりを意識した景観づくりが自治体で試みられる。地域景観づくりルールを、地区計画の形で担保する自治体が表れ、景観まちづくりとまちづくりの本格的な連動が始まる。 83HOPE 計画創設。83.6「まちづくり月間」制定。 83 彫刻のあるまちづくり、87 福岡市都市景観条例制定、88 都市景観形成基本計画策定 87 総合保養地整備法(リゾート法)成立。 80 後半・都市景観条例各地制定→歴史的町並み地区景観整備進む。 美しい景観実現のモデル的事業助成制度形成
1990	90 景観まちづくり普及、自治体景観条例策定→住民中心標準的手続定めた、住民によるまちづくり組織化、景観づくりルールの景観協定、大規模建築協議調整手続等決る→地方自治法自主条例、建築法行為強制力無く、景観巡り事業者と市民トラブル多発。

	<p>92→「美しい・きれいな」条例出現(~2002.124件)→環境全般に広げ、広域連携要求の眺望維持、清流確保増→都市風景は都市魅力演出要素と考え→まちづくり目指す。</p> <p>93 街なみ環境整備事業設ける。</p> <p>98 まちづくり3法、流通政策の方向転換→商業調整廃止して、中心市街地活性化法(新たな振興図る)、大店立地法(生活環境維持)、改正都計法(立地誘導図る)。</p> <p>98 特定非営利活動推進法成立、市民活動を行う団体等に公益性を認め法人格与える。</p> <p>99 福岡市違反広告物追放登録員誕生</p>
2000	<p>00 美しいまち並みや景観形成重視自治体78%[建設白書]、都市政策課題として取上げ、都市景観問題に都市の総合性と地域性、感性の問題を含む。</p> <p>21C 都市行政テーマ：歴史や文化を実感し、豊かな自然環境を活かした美しい都市風景保持創造→都市総合性と地域性、感性問題含む。総和意識横繋ぎアマチュアリズム都市の中で居場所を共有(GH コレクティブ・ハウジング)</p> <p>03「美しい国づくり政策大綱」策定</p> <p>03 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例施行、</p> <p>04 景観法制定、景観形成意義と理念を法律で認知、景観形成を法律で後押し景観まちづくりを支援(自治体条例制定500)。文化財保護法改正、文化的景観を文化財位置づけ。</p> <p>06.4「景観の日」良好な景観形成を国民の意識啓発等を目的に制定。</p> <p>06 ラッピングバス条例緩和</p> <p>08 歴史まちづくり法制定、文部科学省、農林水産省、国土交通省共管。</p> <p>09 地域商店街活性化法施行、地域商店街コミュニティ支える場として機能・役割の再認識。</p>
2010	<p>11 景観形成ガイドライン改訂(2005策定)</p> <p>11 福岡市景観計画策定</p>

2.2.2 景観法等の制定

2003年、国土交通省が発表した「美しい国づくり政策大綱」、及び「観光立国行動計画」において、「景観に関する基本的な法制の制定」が位置つけられた。景観に関する法制度は、都市計画法に基づく美観地区や風致地区、伝統的建造物群保存地区などの地区制度や、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法などの個別立法が措置されていたが、「景観」そのものを捉えた総合的な法体系ではなかった。

2004年6月に景観法が公布され、翌年6月から全面施行された。制定背景は高度経済成長が進む中各地で景観の乱れが進み、地方自治体は自主的な景観条例の制定等を通じて取り組みに努めたが、法律の後ろ盾がなく強制力に限界があった。他方、人々の価値観も質的向上へと変化し、環境問題や生活の豊かさへの関心の高まり、個性ある美しい街並みや景観の形成が求められるようになった。

景観法では景観を定義していないが、地域の自然・歴史・文化等と関わり、人々の生活や産業活動を背景に形成される環境であるという認識に基づき、地域ごとに個性ある景観

形成は視覚的形態を操作するのではなく、住民・事業者・自治体が協働してまちづくりを取り組むことと位置づけた。また、自治体は「景観行政団体」となることにより、景観行政を担う主体と位置づけ、景観計画を策定し総合的な景観施策に取り組むことになった。

景観法の全面施行により地方自治体が定める景観条例は、景観問題に大きな役割を果たした。地方自治体の景観計画や条例、それに基づく地域住民が締結する景観協定に、実効性・法的強制力を持たせた。景観法活用により、景観を阻害する色彩や屋外広告物の抑制、歴史的まちなみ景観や良好な住宅地景観、眺望景観の保全などに寄与した。景観法成立時、文化財保護法も改正され、地域において伝承されてきた民俗技術を新たに保護の対象とし、近代の文化財等を保護するため建造物以外の有形の文化財にも登録制度を拡充した。

2.2.3 景観法活用による良好な景観形成

景観法施行後、第4回景観法施行実績調査結果、良好な景観形成の波及効果は、住民や行政職員の景観意識の向上や、コミュニティ活動の活性化、来訪者の増加や地域ブランドイメージの向上などの効果が生まれた。そして、景観法を総合政策の一つとして利用され、各地で良好な景観が、都市の魅力を創出し、観光交流人口の増加を生み、地域コミュニティの繋がりが強化され、地域力の向上になっていると評価している(表2.3)。

また、景観計画策定により市民の関心が高まり、小学校では景観づくり学習が行われ、清掃ボランティアの活動が活発になった。さらに、景観計画の策定や重要文化的景観の選定ニュースがマスメディア等で報じられることにより、市民の景観に対する関心が高まり、現在では高校生や企業も清掃ボランティア活動に参加している。2012年1月、景観行政団体は524団体、景観計画策定団体は323団体、景観整備機構指定法人が延べ88法人である。

表2 景観法活用による良好な景観の形成 (2009.8) n:192 景観計画資料(%)

景観を阻害する色彩が抑制された	147(77)	歴史的まちなみ景観の保全に寄与した	60(31)
良好な住宅地景観の保全に貢献した	60(31)	山並みや建造物の眺望保全に貢献した	59(31)
景観阻害する屋外広告物が抑制された	52(27)	丘等の見晴らし景観の保全に貢献した	48(25)
魅力ある住宅地景観創出が促進された	39(20)	乱開発による自然景観破壊防止できた	30(16)
景観的重要建造物や樹木の保全に寄与	30(16)	交通結節点、主要通りの景観創出貢献	18(9)
無秩序投棄等の景観悪化を抑制できた	13(7)	高層マンション等建築紛争防止できた	10(5)
特徴ある夜間景観の創出に貢献した	5(4)	景観阻害の電線の地中化が促進された	5(3)

表3 良好な景観形成による波及効果 (2009.8) n:192景観計画資料(%)

住民の景観意識が高まった	158(82)	地方公共団体職員の景観意識高まった	122(64)
景観に関するコミュニティ活動活発化	79(41)	住民の地区の満足度が高まった	64(33)
訪問者が増加した	47(24)	地域のブランドイメージが高まった	46(24)
地域での観光消費額が増加した	12(6)	地区の人口が増加した(減少に歯止め)	10(5)
地区への出店や進出企業が増加した	6(3)	地区の地価が上昇した(減少に歯止め)	4(2)

2.2.4 景観形成ガイドライン改訂（本研究関連の抜粋）と景観まちづくり

2005年策定の「景観形成ガイドライン」は、事業による良好な都市景観の形成を促進するため、都市整備に関する事業において良好な景観形成を図ることの指針としており、その後の景観形成の取り組み進捗等を踏まえて2011年に改訂した。ガイドラインは、都市整備事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、良好な都市景観を具現化する道筋を示し、地方公共団体が地域特性を踏まえた、景観形成ガイドラインの策定を期待した。景観形成の推進は、地域住民や景観整備機構等の団体等と連携・協働し目標像等を共有し、まちの形成や成熟時間の流れ、樹木の経年変化、長時間の変化の動向や可能性など、都市景観の具現化する道筋を示しており、歴史などの部分を簡単に紹介する。

歴史的環境整備地区は、地域に残されている貴重な歴史的文化的遺産等を保全活用し、身近な生活空間を充実させることによって地域活力の再生を図っていくものである。歴史的地区の道づくりは、公共空間の街路のみならず、民有空間の伝統的まち並み景観を一体的なものとして形成に配慮していくべきである。まち並みの軒下空間は、地域コミュニティを育む場であると共に、来訪者と地区住民との交流空間でもある。

公民一体の空間が、歴史的地区の情緒を形成することに配慮が必要であり、歴史的地区のまちづくりは、歴史的環境の保全、地域観光の振興、地区生活環境の向上等が調和し、歴史的環境にふさわしい景観ビジョンを実現するために、文化財、商業、観光関係者・専門家や地区住民等による、歴史を活かしたまちづくりを实践していく連携体制を構築し、持続、継承することが望ましいとしている。

2.3 歴史・文化・風土を活かした景観まちづくり

都市景観は、地域の歴史、文化、自然等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもので、残されている歴史的文化的遺産等を保全活用し、身近な生活空間を充実させることによって地域活力の再生を図っていく。歴史的環境の保全、地域観光の振興、地区生活環境の向上等が調和し、歴史的環境にふさわしい景観ビジョンを実現するために、都市整備のみならず、文化財、商業、観光関係者及び専門家や地区住民等による、歴史を活かしたまちづくりの实践が、次世代へ向けての継承が図られるとしており、福岡市においても、地域においてコミュニティを繋ぎ地域力の向上へとなっている。

2.3.1 歴史を活かした景観まちづくり

我が国の歴史的なまちなみの保全等は、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づく制度がある。しかし、古都保存法はその保存対象を京都、奈良、鎌倉等の古都周辺における自然的環境に限定している。文化財保護法は文化財の保存・活用を図るためのものであり、文化財の周辺環境の整備を直接の目的とするものではない。景観法や都市計画法は規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復元などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないといった限界があった。

そこで、まちづくりと文化財の行政連携により、「歴史的風致」を後世に継承するまち

づくりを進める制度として、文部科学省、農林水産省、国土交通省の共管で2008年歴史まちづくり法を制定した。歴史まちづくり法に基づき認定するのが歴史都市で、地域に残る歴史上価値の高い建造物や歴史的なまち並み、歴史と伝統を反映した人々の生活や伝統文化が一体となって形成される良好な環境を色濃く残し、それらを活かしたまちづくりを積極的に進める都市で、2009年1月に金沢市などが第1号の認定を受け、その後、次々と認定を受け、2011年12月現在、全国で27都市が認定されている。

2.3.2 文化・風土を活かした景観まちづくり

文化は人類が自らの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体で、祭りは代表的なものである。祭りには神事や仏事としての「儀式」の面と芸能としての「遊び（宴）」といった二面性を併せもつもので、祭りを通じて新しいエネルギーを人間の体内に蓄えて、明日からの労働にいそしむ「蘇生」という狙いもあった。継承してきた地域固有の祭りに、創意工夫を加えて活力を取り戻すことが活発化し、様々な祭りの効用が暮らしの中に根付いてきた。

祭りの効用は、(1) 伝統文化の継承と意識の高揚に役立つ、(2) 地域住民を集結し、コミュニティ文化の向上に役立つ、(3) 年齢を越えた共通の場が生まれ、連帯意識が芽生える、(4) 老若男女が一体となって催すことにより、豊かな人間性を育む、(5) 全ての人々を活気づける、(6) 住民の意識とコミュニティ社会をアピールできる、(7) 無形観光資源として動員力を見込め、地域の商業経済繁栄に寄与できる、(8) 祭り酔いが、新鮮エネルギーを蘇生させることなどがあげられている。

風土は、地域の根源にその土地の気候・地形・景色などのあり様で、人間の文化の形成などに影響を及ぼす精神的な環境である。観光は、地域社会が異文化と接触することによって、地域の根底に流れる風土によって培われた、地域の独自性のある日常の生活文化を再認識し、地域社会全体の活性化を促し、住民の新たなものへの創造を可能にする。従って観光まちづくりは、住民の精神的な豊かさの形成においても重要な役割を果たす。

2.4 観光資源と景観形成

2007年1月に施行された「観光立国推進基本法」の第3章、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に、「国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他の文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする」と観光資源について言及している。

観光資源は、文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他の文化、産業に関する資源などあげられているが、良好な景観は重要な観光資源である。地域において住民が資源を、保全・活用や維持・管理していく仕組みを確立し、地域社会は社会基盤の整備を進めて、持続的に発展していくことを望み、活性化されることを期待して取り組んでいる人々も多い。

また、観光は他の土地を偵察する意味もあるが、良好なコミュニケーションや交流することは文化の創成発展に繋がり、人の移動は多くの経済効果をもたらす。住民自らが誇りを持てる豊かなまちを実現することで、地域固有の魅力を発信できるようになり、来訪者の満足度も維持することができ、リピーターを定着させることになる。まち並みに憩い、懐かしく感じる地域の特性を生かした魅力ある生活環境の向上の政策と、観光資源の保護や育成、開発することを一体的に行うことにより相乗効果がもたらされ、観光資源を整備することが景観を形成する上で重要で、地域力を高めることになる。

2.5 景観まちづくりと教育

歴史的資産を継承し、地域の個性や潤いのある生活環境を創るには、市民共有の資産として、景観の適切な役割を認識することが重要である。そのためには、景観まちづくりに関して行動できる主体を増やすことが必要で、学校や家庭、地域で景観に対する見方、考え方、あるべき姿の周知を図ることが望まれる。景観法が目指すまちづくりを達成するうえで、景観に対する意識・興味を醸成させるための景観教育の取り組みは重要である。

景観まちづくりは、長い時間と多くの人達の主体的な関与が望まれ、景観に対する意識を高め知識を身につけてもらう教育が必要で、近年、地域の個性や潤いのある景観をより良くしたい機運や活動が高まっている。まちの景観を地域共有の貴重な資産として次世代へ継承するためにも、一人でも多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、主体的に関わるようにするためにも、魅力的な景観づくりには教育が必要である。

景観は様々な背景を持ち、学校における景観教育は、歴史や地域性との関係が理解しやすく複数の教科で学ぶべき事柄を同時に学べるなど、子ども達にとって大きな意義がある。人材は地域で活躍している住民など幅広く捉え、景観の良さに気付くきっかけを与え興味を持たせるようにする。景観とその背景となっている授業を端緒として、まちの景観に対する関心を芽生えさせていくことが期待される。

地域における景観まちづくり教育は、景観紛争などに直面していない限り関心が薄いようであるが、資産価値の保持や防犯・防災などの切り口から行い、自らの問題として認識して貰うようにし、楽しい機会として景観ウォッチングやまち歩きなど、地域に関心を持つ取り組みを行っていく。また、大学では、地域をフィールドにした実践の場として住民と積極的に交流を図っており、地域と情報を交換しながら多面的な取り組みが効果的である。

2.5.1 景観まちづくり教育の事例

6月1日は「都市景観の日」で、良好な都市景観を育むために協力しあい、工夫をこらした意欲的な実践に取り組むことを呼びかけている。その一環として、都市景観に対する市民の関心が高めることを目的に都市景観大賞(1991)を創設し、より良い都市景観の形成を目指している。平成23年度の都市景観賞「景観教育・普及啓発部門」の優秀賞から、小・中学校の2例を紹介する。

1) 仙台市建築や都市のデザイン手法を用いた景観まちづくり学習

「未来のまちを担う子ども達に、良好な景観まちづくりへの意識の芽を育みたい」と、建築士、行政、研究者、教員等が集まり、1993年「建築と子供たちネットワーク仙台」を設立した。建築や都市の創造的なデザイン手法を使った教育プログラムを作成し、「未来のまちのデザイン講座」、「小学校における景観まちづくり学習」、「歴史的建造物保全・活用ワークショップ」等を多様な主体と協働により、評価を通して長く継続してきた。

2) 宮崎市中学生のための景観教室活動

宮崎市は平成14年度(2002)から景観学習を取り入れ、夏休みや修学旅行時、景観写真をまとめる景観の調査や商店街等の街歩きに地域のあり方を考え、将来の景観まちづくりをパネルや模型にして「景観の提案」を行っている。平成21年度(2009)から、(社)宮崎県建築士会(宮崎市景観整備機構)とタイアップしてプログラム開発などを行い、報告書を市内中学校や関係団体等に配布し、市ホームページにも掲載し啓発を行っている。

2.5.2 景観まちづくり教育への支援

景観法は、誰もが景観まちづくりに積極的に関わる責務があると定めている。国土交通省は、地域の個性や潤いのある生活環境と密接に関わる景観を、より良くする気運や活動を高めるために、景観まちづくり教育に関する個人実践事例や、協働により成果を挙げる事例など情報提供している。また、(財)都市文化振興財団は、「景観まちづくり学習」に取り組む小・中学校に対し費用助成を行っている。

2.6 市民主体による景観まちづくり

2.6.1 景観まちづくりへの市民参加

景観法では、住民のまちづくり活動を支援し景観づくりへ繋げる手段として、景観整備機構と景観協議会の活用方策などを定め、地域のNPOが景観整備機構の指定を受ければ、景観重要建造物の指定に対して提案を行うことができるようになる。これにより住民による景観重要建造物の積極的な保全活動の展開が期待できる。さらに、行政が管理していた観光施設や景観重要建造物の管理等をNPOに委託することで、定常的な業務をすることができ、そこを拠点として活動の幅を広げていくことにもなる。景観整備機構には、建築士会、造園関連団体、NPO法人などが指定されている。

景観協議会は、景観法の規定により景観行政団体等が組織できるもので、住民や公共施設管理者、活動団体の代表者など、様々な関係者が集まり良好な景観形成を図るために、必要な協議やルールづくりを行う制度である。これを活用して、地域の自治会やまちづくり組織を景観協議会のメンバーとして位置づけ、住民が景観づくりに参加できる仕組みをつくることができる。例えば、景観地区では市町村長が認定の申請があった場合に、都市計画に定める基準に基づいて審査を行うが、その認定の続きの流れの中に、景観協議会の意見を聞くことを景観法に基づく条例で位置づけることも可能である。

関係団体は、景観形成の活動や普及啓発に取り組み、地域の景観形成に大きく寄与する

ことが期待される。しかし、優れた景観を創り出すには、そこに居住している人々の生活やなりわい、地域での生活、産業、福祉、地域の誇りや文化などの内容と組み合わせる進められることが好ましく、景観まちづくりは、その土地に住む人が主体となり、そのコミュニティに住む人達の努力の積み重ねが不可欠である。

そして、その土地の歴史や風土を活かし、その土地固有の特性に目を向け、みんなの合意形成を図りながら行うことが望ましい。景観まちづくりは、人々がそこへ行って時間を過ごしてみたい、さらにはそこに暮らしてみたいと思わせる心地よい空間が必要で、自分達のまちを良くしたいというのが原点で、そこに住む人々と議論を通じて、イメージを共有しながら住民が主体的に取り組むことが好ましい。

2.6.2 景観形成とコミュニティの形成

戦後、連合軍司令部により自治的組織は禁止されたが、52年の対日講和条約により「解禁」され、行政的に利用されるようになった。70年代は、高度経済成長の過程で生じた開発型地域問題に対する住民運動や革新運動を沈静化させ、保守的支配体制を立て直すことによって、地域社会の政治社会秩序を再構築することにコミュニティ政策の目標が改定された。

1980年代から、コミュニティづくりやまちづくりの政策をおこなう自治体が増え、その政策には景観的・風土的要素が含まれた。自然・歴史的な風土に関わるまちづくりは、当初は伝統的な家屋とか戦前の西洋建築の保存運動、神社の森、ほたるの棲む小川等の特定風土の保全から始まり、次第にその地域一帯の保全へと進んでいき、必然的に「景観論」を生み出した。日本の各地で、住民が主体となって「よい景観」を形づくり、それを保持する活動や運動があり、「まちづくり」や「ふるさとづくり」の一環となっていく。

景観の関心がごみ問題等の領域と結びつき、それが生活からにじみ出る景観を順次形成していく力となり、まちづくりやまち並み保全運動として現れる。80年代後半バブル経済の頃、企業のメセナ活動の高まりとともに、まちづくり、福祉、環境保全などの広範な分野で、社会的課題を解決するための市民ボランティア活動、公益的な活動が様々な形で活発化ようになってきた。各地の市民活動が公益性の高いものとして「市民公益性活動」と呼び、その基盤整備、社会環境づくりに向けて様々な取り組みが行われるようになった。

1991年には地方自治法改正により地縁団体が法人格も取得でき、既存の地域コミュニティを基本とした政策が進められてきた。町内会や自治会は行政主導によりつくられ、地域コミュニティの中核を担っているが、現在、マンション住人が多く、近所づきあいをしない人も多く、お互いに助け合う共同の意識、共助の仕組みが大切であり、景観まちづくりも、希薄になった地域コミュニティの再構築の要素として重要である。

1998年3月、市民活動を行う団体等に公益性を認めて、法人格を与える特定非営利活動推進法(NPO法)が成立し、法人格の認定が進められた。活動分野は多様であり、行政との協働により、まちづくりやコミュニティ活動との関係において、地域問題の解決や公共サービスの補完という面で、地域コミュニティの活性化・再生が期待される。個性的で魅力

ある景観形成は、地域の景観の重要性を認識した地域住民による強い意思を持って取り組み、関連する組織と連携を図りながら、希薄化が心配される地域コミュニティの繋がりを地域の人達が主体となり強化されることが望まれる。

2.7 福岡県における景観まちづくり

福岡県においては、関係部局との連携・協働により景観まちづくりを積極的に推進されている。福岡県は2000年に、「福岡県美しいまちづくり条例」を公布し、第1条の目的には、「この条例は、美しいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、個性豊かで、美しく、誇りを持って次の世代に継承することができる県土の保全、整備及び創造を図り、もって県民福祉の寄与することを目的とする」としている。

また、美しいまちづくり活動を多くの人を知る・学ぶ機会として、まちづくり団体と交流する場として、県民のまちづくりに対する意識の向上を目指すことを目的に、景観大会を開催している。平成23年度(2011)からは、福岡県屋外広告景観賞を創設し、優良な屋外広告物の広告主を表彰している。この制度は、福岡県内に設置してある街並みや自然景観と調和した屋外広告物を募集し、景観大会において表彰した。

このように、景観まちづくりに関する多様な取り組みが行われているが、本研究においては、景観形成は、住民の身近なところから持続的に形成していくものであり、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が、中心的な役割を担うのが望ましいとしているところから、福岡市における、良好な景観まちづくりを中心として進めていくことにする。

3 福岡市における景観まちづくり

福岡市は、背振の山々から博多湾に流れる豊かな自然や、悠久の歴史に育まれた史跡や名勝などの資源が点在し、伝承されてきた文化や暮らし、産業などと融合してきた美しい景観が存在する都市である。人口は148万3千人余（2012.3推計）、1965年に74万人であった人口が45年余で倍増し、多くの都市が人口減少しているなか、1年に1万人以上が増えている都市である。本章では、福岡市における、市民が主体的に取り組む景観まちづくりをまとめた。

3.1 福岡市におけるまちづくり

福岡市は古代からアジアとの交易が行われ、志賀島で発見の金印「倭奴国王印」は1世紀頃の大陸文化との交流を示し、2千年以上の歴史を刻むまちで、その歴史を伝える遺跡が千か所以上もある。1587年に豊臣秀吉が博多の復興に取り組み、交易自由や町人による自治が行われ、さらに、黒田藩は博多のまちの自治を広く認め、豊かで気品に満ちた町人文化が育まれた博多と、武士の行政都市・福岡が機能分担する都市を誕生させた。

市内は度々の戦禍に遭いながらも復興を繰り返し、城下町独特の街路網や武士住宅、武家庭園、寺社、町家などの伝統と風格のある街並みが残っている。1740年頃の古文書に、「福岡城下の家居店先等を見た目に良くしたら減税する」との記録が残っているが²⁾、市民は古くから風習、文化を守り、歴史的資源を活かした街並みや行事を伝承し、博多人形・曲物・独楽などの伝統工芸品を継承するなどし、その歴史や文化の魅力を観光に活かしている。

交通は、陸・海・空の主要機関が福岡市に近接しており、多くの海外の人々を迎えている。アジアとの交流は、1987年策定の福岡市マスタープランに市政の核として盛り込み、89年にアジア太平洋博覧会の開催等、アジアとの交流を深めるまちづくを展開してきている。そして、「人が集い躍動する都市を目指して」市民が一体となって、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間を形成してきた。

3.1.1 福岡市新・基本計画からみた景観まちづくり

福岡市における、まちづくりの将来像や景観づくりの基本的な方針は、福岡市新・基本計画(2003年3月策定)に示されており、景観に関する部分を抜粋した。当計画の都市経営の基本的考え方は5項目あり、その1つに、豊かな自然環境と歴史風土を大切にす都市として、(1)福岡の環境を整える自然を保全し、活かしながら自然美を高めるとともに、緑豊かで四季を感じるまちをつくり、美しい公共空間・街並みを形成し、都市美を高める。(2)固有の歴史・風土を今に生かし、輝かせ、市内外に積極的に情報発信し、市民が誇りと愛着をもつ福岡をめざす。(3)環境に配慮した暮らしや事業活動を普通のこととして行う都市をめざす。(4)豊かな自然環境との調和を図り、快適で美しい都市空間と住環境の創造をめざすことがあげられている。施策の基本的方向として、(1)豊かな自然を保全、美しい景観

を継承するとともに、市民が自然とふれあう場づくりを推進する。特に博多湾は、自然環境を生かした海洋性レクリエーションゾーンの形成や、地域農林水産業などと連携し、自然とふれあい楽しめる場づくりを進める。(2) 歴史的景観を生かし、史跡や歴史的町並みの保全・再生・活用を図りながら個性あるまちづくりを進める。(3) 花と緑に彩られた街並み、境界性、ウォーターフロント、夜間景観など、美しく楽しい都市空間の形成を進める。(4) 市民・NPO・地域組織・企業・行政などが、それぞれの長所や資源などを活かし連携しながら、地域の課題解決や地域特性を生かした地域づくりを推進する。そのため、活動の支援・育成や情報提供など、住民主体のまちづくりを推進する仕組みを構築するとしている。

3.1.2 市民と共働によるまちづくり

景観まちづくりは、住民、事業者、行政などと共働して取り組まれているが、市民との共働によるまちづくりは次のように取り組まれている。(1) NPO・ボランティア活動支援として、市民や企業からの寄付を基にNPOの行う公益的な活動に助成する。(2) NPOと行政による共働事業提案制として、NPOの新しい視点や発想を活かした事業提案を募集し、企画段階からNPOと行政と一緒に取り組む共働事業提案制度により、NPOと連携事業を実施し、よりよい共働のあり方を検討する。(3) ボランティア・インターンシップ事業として、自ら関心のあるNPO・ボランティア活動等を一定期間体験し、活動の楽しさや様子を知り、活動に参加するきっかけを作る。(4) コミュニティ施策の推進として、「コミュニティの自治の確立」に向け、自治協議会や自治会・町内会の活性化・組織強化のための支援を行い「コミュニティと市の共働」に向け、職員の意識改革等に全庁的に取り組み、コミュニティ活動の場として、公民館の整備を進めるとしている。

3.1.3 福岡市新・基本計画の成果指標に関する意識調査

今後の市政を推進する基礎資料として、2010年11月に調査を行ったが(有効回答 2,249 回答率 50%)、景観づくりに関する部分をみると、(1) 「清掃・環境美化参加」は、前回より 5.4%増加、(2) 「近所付き合い度合い」が高い人程、ボランティア活動参加者は多い。(3) 「都市景観総合評価別」は、「海や山、身近な緑、水辺等自然に恵まれた景観」の『肯定評価』が最も高く 97.6%、次いで「史跡や社寺等歴史的な財産を活かした街並み」が 86.4%で、自然に恵まれた景観や歴史的資源への評価が高い。

3.1.4 歴史的資源を活かした魅力ある集客都市の形成

平成 23 年度(2011)第 4 回市政アンケート調査の観光に関するところをみると、「市の観光スポットや集客施設の最も代表的なもの」として、祭り、グルメ、ショッピングに次いで、4 位が「歴史的な場所や建物」9.8%、5 位が「自然(海や山)」、6 位が「寺社仏閣」6.1% となっており、市民が歴史的資源を身近に感じていることが伺われる。福岡市には、板付遺跡や鴻臚館跡などの遺跡が点在し、歴史情緒豊かな由緒ある寺社や文化が数多く存在しており、その歴史的資源が観光スポットとして地域の活性化になっている。

3.2 福岡市における景観まちづくり

3.2.1 福岡市の都市景観形成

福岡市は景観の意味を、『私たちは山や川、建物、道路、公園、看板などさまざまなものに囲まれて暮らしている。それぞれの要素を通して、まちの雰囲気や歴史、文化などを感じ取っている。「景観」とは、眺められる対象(=景)とそれを眺める(=観)ことによって生み出される。「景」と「観」の相互の関係によって成り立つ「景観」は、私たちの価値観を反映したものといえる』とし、景観まちづくりに関する事業を取り組んできている(表4)。

表4 福岡市における景観まちづくりの推移

年代	景観関連事業内容
1983~	「彫刻のあるまちづくり」に取組み、公共空間等に屋外彫刻設置(25体)、親しまれ誇りとなる芸術性の香り豊かな、魅力ある都市空間を目指す。
1987~	87「福岡市都市景観条例」制定、都市景観形成事項定め、次代に誇れる魅力ある街並みを創り、風格ある美しいまちづくりと市民文化の向上に資する。 87「福岡市都市景観賞」創設、都市景観形成に寄与する建築物・活動等表彰。 シンポジウム・フォーラム等催す。
1988~	88「福岡市景観形成基本計画」策定、福岡らしさを活かした都市景観保全、創造及び育成に関する基本的な方向を示す。夜間景観創造「ライトアップ福岡」に着手。 大規模建築物等の新築等に係る都市景観形成指針告示。
1994~	94「御供所地区」市景観づくり地域団体第1号認定 95都市景観情報誌「彩都」創刊
1996~	96良好な景観形成の重要性、緊急性高い地区を整備する為、都市景観条例による都市景観形成地区を指定し基準を制定。96「シーサイドももち」地区指定・同年都市景観形成方針、地区景観形成基準制定。98「御供所地区」地区指定・99年都市景観形成方針、地区景観形成基準制定。
1999~	99「福岡市違反広告物追放登録員」誕生、「市民が主役のまちづくり」一環として、法的権限を付与した市民ボランティアが違反広告物撤去参加。2000「天神(渡辺通り・明治通り)」地区指定・04都市景観形成方針、地区景観形成基準制定。
2003~	03「福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例」施行、ピンクちらし激減。 05「香椎副都心(千早)地区」地区指定・同年都市景観形成方針、地区景観形成基準制定。
2006~	06まちのアクセントとしてまちを楽しくしていく、ラッピングバス条例の緩和。
2010~	10「唐津街道姪浜」市景観づくり地域団体第2号認定 11「アイランドシティ香椎照葉地区」地区指定・同年都市景観形成方針、地区景観形成基準制定。「元岡地区」地区指定・同年都市景観形成方針、地区景観形成基準制定。福岡市景観計画の策定一策定することにより市民の誇りと来街者の印象を高め、都市活力の向上を図る。11「はかた駅前通り地区」地区指定

都市景観は、市民の意識の高揚が重要であり、魅力ある景観が形成されるように市民の意識を高め、自分たちが暮らすまちが、美しく快適で豊かな自然や歴史、文化を育む住み良いまちであってほしいと願い、都市景観室では、魅力ある景観を守り育むことを目指し様々な事業を行っている。

都市景観の形成を目指し、誘導制度として、大規模建築物等の新築等の届出、都市景観地区の指定・届出など、景観演出として、彫刻のあるまちづくり、ライトアップ、都市サインなど、意識高揚として、都市景観賞・まちなみ写真、景観フォーラム・イベント、景観情報誌、景観教育などが行われている。屋外広告物関連は、規制・指導として、屋外広告物の規制・誘導、登録・指導、違反広告物対策など、デザイン審査として、ラッピングバス・バスシェルターなどや、都市景観形成基金などを取り組んできている。

3.2.2 景観まちづくりの主な事業

1) 福岡市都市景観賞

当景観賞は、福岡のまちの魅力を創りだしている建物や通り、企画や活動に関係している人たちの努力を讃え、広く市民に伝える目的で1987年に創設した。市民からの推薦・応募をもとに審査を経て作品や活動を表彰しており、25年間で189件を表彰している。平成23年度は、都市景観賞創設25周年を迎え表彰は行わず、「まちなみ写真コンテスト」や「私の好きな都市景観コンテスト」などの事業と連携を図りながらこれまでを振り返り、市民と共にこれからの都市景観を考えた。

本市の都市景観や景観賞関連のアンケートを、「私の好きな都市景観コンテスト」会場で行った(365人)結果、「都市景観賞を知らない(未記入含)」は66%と多かった。「都市景観賞」を市民が推薦することについて、「市民が景観を意識したり、都市景観を考えるきっかけになる」、「景観魅力を再認識したり、見落としがちな景観に気づく機会になる」と回答している(出典：彩都16)。

2) 景観情報誌「彩都」の発行

景観情報を発信し、都市景観に関する学習や、市民・事業者・行政のコミュニケーションを促し、まちづくりに対する市民の参加意欲や景観への意識を高めることを目標に、平成7年度(1995年)に創刊した。都市景観賞受賞作品の紹介、景観に関する特集記事、福岡の動きなどで構成し、年1回発行している。

3) 福岡景観歴史発掘ガイドツアー

市内の建築やまちなみ、パブリックアートなど、優れた景観の価値や意義、歴史をより深く理解してもらうことを目的に、専門家やまちづくり団体が案内している。見慣れた景観や今はなき景観、それに関わる歴史などを理解し「良好な景観は市民の共有の財産である」という認識を深め、身近な景観やまちづくりに関心を持ってもらう機会としている。

4) 景観教育

景観に関して学び、考える機会を提供する景観教育に取り組み、景観に対する興味や意識の向上を図るため、年齢に応じたテーマで副読本を制作し配布している。

5) 美しい夜のまちなみと都市の魅力と活力を創造

歴史的建造物・樹木・彫刻等の公共施設等を光で演出し、多くの人々に夜のまちなみを楽しんで頂き、都市の魅力と活力となる取り組みを行っている。

6) 都市景観形成基金

良好な都市景観形成を図る施策を推進することにより、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちづくりと、市民文化の向上を図るため 2007 年に設置された。街の個性を高めるモニュメント整備や、市の魅力ある景観資源の紹介に活用している。

3.3 福岡市景観計画の策定

福岡市は 1987 年に「福岡市都市景観条例」を自主条例として制定し、都市景観形成地区の指定や景観づくり地域団体の設定などの各種施策を展開してきた。平成 21 年度(2009)から「福岡市景観計画」制定にかかり平成 23 年度(2011)年に策定されることになっている。

3.3.1 景観計画策定の考え方

景観計画策定により実効性を備えた規制・誘導と、景観形成に向けた市民・事業者との推進を図る。また、地域特性に応じたゾーン毎の景観形成方針を定め、人と環境と都市が調和のとれたまちづくり・都市景観づくりに取り組む。策定の効果は、(1) 建築行為に係る基準設定で、民間建築行為の効果的誘導が可能となる。(2) 景観計画に定めた屋外広告物基準に準じ、屋外広告物許可を行う関係法令との連携が可能となる。(3) 景観上重要な公共施設を指定することで、沿道空間と調和のとれた計画的整備が容易となる。

3.3.2 景観形成の理念・目標

市民の共有財産である都市景観を市民参加のもとで長期的な視点を持って、地域性、個性を生かしながら形成していく。理念・目標の達成に向け、景観形成の基本方針を定め、現在は全市対象に方針を示しているが、景観計画策定を機に、景観形成方針を 3 つに分けて再整理した。景観形成目標像は、(1) 顔のあるまち－国際的文化情報都市にふさわしい活気と、地域文化に裏付けられた風格を持った都市。(2) 個性が生きるまち－地域を尊重した快適環境を感じさせる景観の創造、育成。(3) 魅力を感じるまち－固有の自然と歴史を活かし、空と海と未来へ開かれた都市景観を演出する。景観形成は、脊振山系の山並みや博多湾等の自然景観、中心市街地や港湾部の都市的景観等多様な景観を有した考えをしている。

3.3.3 景観行政の課題

1) 地域特性に応じた個性ある景観形成

都心部の活力強化や景観的魅力向上のための質の高い空間づくりや、生活の質の向上に繋がる快適で住み良い都市づくりのため、地域特性に配慮し魅力を活かす、誘導方策が求められる。(1) 天神、博多駅周辺の都心部において、アジアの交流都市・福岡の顔として「美しさ」「風格」「賑わい」等が感じられる活気ある都市空間の形成を図るとともに、都心部のコンパクト性を活かし、多様な景観要素を繋いだ都心部全体の魅力・回遊性の向上を

図る。(2) 寺社や古いまちなみ等の歴史的資源を保全し、地域の歴史を物語る要素として活かしながら、福岡らしい景観づくりを取り組む。(3) 豊かな自然景観に配慮し、海・まち・山の調和のとれた美しい景観づくりを形成する。(4) 道路や橋などを含む公共施設は、都市の基盤施設で機能や役割に永続性があり長期の景観構成要素になり、景観形成の先導的役割を担うためそのデザイン向上を図る。(5) 現行の屋外広告物条例は、全市一律規格を定めており、郊外部では自然景観の影響もあり、地域特性に応じた規格の見直しを要する。現行条例は広告物の色彩や意匠の規制がなく、表示内容の基準や誘導方策が必要である。

2) 市民活力を活かした景観づくり

良好な景観形成のためには、地域コミュニティやNPO等の市民活力を活かした景観づくりの推進が不可欠であり、その仕組みづくりを行うことが課題としている。

3.4 福岡市の他機関における景観形成に関する事業

3.4.1 まちづくり

地区の特性や課題に応じたまちづくりを、行政と住民の共働により計画的・総合的に推進するため、地区まちづくり協議会等のまちづくり活動に対し、「福岡市まちづくり推進要綱」に基づき、活動費の助成、コンサルタント派遣等を行い、市民主体のまちづくりを支援している。また、「出前講座」や「まちづくりアドバイザー派遣」等を行い地域のまちづくり活動の芽を育てるとともに、子ども向け副読本を活用し、まちづくり啓発に努めている。

3.4.2 ふくおかの環境

環境に関する多様な取り組みが行われており、平成23年度(2011)版「ふくおかの環境」に、豊かな自然とのふれあい、歴史やすぐれた景観を活かした快適なまちづくりなどの取り組みを紹介している。平成19年度(2009)から環境にやさしい都市の実現を目指し、「福岡市環境行動賞」を創設している。これは、福岡市における環境の保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・市民団体・事業者・学校を表彰する。先進性及び継続性に富んだ環境保全活動を実施している市民・団体等を顕彰し、広く市民に公表することにより、環境保全に関する市民の関心により一層深まるとともに、その活動を全市に拡げることが目的としている。

3.4.3 福岡市市民公益活動推進

地域では、住みよいまちづくりに向けて様々な活動を行っているが、ごみの問題や防犯・防災、お年寄りや子育てなどの課題は、ますます複雑・多岐になっている。みんなが住みよい街を創っていくためには、市民が自主的・自発的に取り組んでいる市民公益活動を、今後いっそう活発にしていく必要がある。福岡市市民公益活動推進条例は、市民一人ひとりの自治意識や意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加・参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的として2005年に施行された。

市民公益活動の推進に係る施策を、2011年7月に当審議会が答申した内容を要約すると、福岡のまちの市民一人ひとりが、いきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会を実現

するためには、市民の自主的・自発的な公益的活動の促進を図り、市民やNPOなどあらゆる主体が共働でまちづくりを進めていく必要がある。寄附文化の醸成、企業の社会貢献活動の推進、市民の公益活動への参加拡大など、制度面から支える、特定非営利活動促進法や所得税法等の改正法が成立するなど、転換期を迎えつつある。福岡市においても、市民公益活動の一層の推進と豊かな自治都市の確立を実現するべく、大きな一歩を踏み出すことを期待している。

3.4.4 福岡市共働事業提案制度

平成20年度(2008)に、福岡市共働事業提案制度が創設された。この制度は、NPOと市が対等なパートナーとして共働することで、地域課題の解決や市民サービスの向上を目指す制度として取り生まれ、平成22年度までにNPOと市の共働事業として74件の提案があり、その内19事業が実施された。平成23年度は提案が12事業あったが、資格要件確認結果1事業を選考した。

平成23年度審査報告によると、市民生活に密着したNPOの自由な発想が行政との共働事業として実現するための、工夫や仕組みの検討が必要である。具体的には、市との共働に対するNPOの意識啓発や企画力向上のための機会の創設、市の課題や重要施策をNPOに理解してもらう工夫、提案のアイデア段階でNPOと市担当課が面談する場の設定、広報の充実等を検討し、あわせて市職員には、NPOとの共働への理解と関心を高め、積極的に共働事業に取り組めるように、職員研修や情報交換会を行い、さらに効果的で充実した制度となることを期待している。

3.4.5 文化財整備

市教育委員会財務部文化財整備課は、文化財施設の管理、史跡の保存・整備・活用・現状変更、文化財保護審議会、福岡城跡及び鴻臚館跡の調査・史跡整備、文化財行政の企画、歴史まちづくり推進事業等を所管している。財務部は、埋蔵文化財課や埋蔵文化財センターの運営も所管している。平成24年度組織編成によって、経済観光文化局に新設される。

3.4.6 各区における景観形成に関する取り組み

各区には、歴史と伝統ある文化財やまち並み、まつりなどが地域の中に息づき、山、川、海などの豊かな自然を活かした景観形成に関する活動が推進されている。各区における平成23年度の運営方針から、景観づくりに関する分野をみていく。

寺社や古いまち並み等の歴史的資源が多く点在する東区、中央区や西区においては、その資源を活かした講座や、地域に住む人々がまちの魅力に気づき、来訪者が楽しんでもらうためのガイドの養成講座などに取り組んでいる。歴史や伝統の多く残る博多区では、博多の魅力を伝える語り部を育成する講座や、伝統的な祭りや寺社やまちなみを幻想的に照らすライトアップなどで、博多の秋を表情豊かに浮かび上がらせ、賑わいをもたらす取り組みを行っている。

また、脊振の山々から博多湾に注ぐ水辺空間などの、緑に恵まれた美しい自然環境の魅力づくり、人づくりや地域づくりが行われ、ネットワークの形成も取り組まれている。南

区、城南区や早良区では、自然に恵まれた環境を活かし、人と自然がふれあい息づくまちづくりなどに取り組み、自然と共生する花や緑の魅力的スポットを増やすことにより、癒し憩うまちづくりが行われている。

人が集い、活気あふれる都心にふさわしい都市空間の形成を目指す天神地区や、新幹線全線開通による経済的発展が期待される博多駅周辺においては、回遊性の向上、賑わいやおもてなしの充実などまちへの親しみやすさなど、外に開かれたコミュニティの形成も目指している。各区とも、希薄化するコミュニティを繋ぎ、地域の活性化の向上を図る事業を積極的に行い、また、地域と教育機関や企業市民など異なる分野との交流を深め、自治協議会との連携を図りながら環境や防災・防犯などに配慮した地域づくりを推進している。各区とも、悠久の時を伝える遺跡や歴史、文化的資源などを、地域の財産として良好な景観づくりに取り組んでいる。

3.4.7 自治協議会・自治会・町内会

自治協議会・自治会・町内会は、地域に住んでいる人達の住み良いまちを目指して、様々な課題解決に取り組み、触れ合いの和を広げている(表 5)。

表 5 福岡市自治会などの活動経過

2004年4月	市が「自治協議会制度」をはじめとした施策を開始した。
2006年7~8月	市が「自治協議会・自治会等アンケート」「自治協議会等ヒアリング」実施。
2006年10月	本検討会が検証・検討に着手。
2007年10月	本検討会が「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言」を市へ提出した。
2008年4月	提言を踏まえ、市が「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直しを実施。
2010年10月	自治基本条例が施行された。

地域住民の暮らしの中では、個人の力では限界があり解決できるものばかりではなく、それを共通課題として認識し、互いに協力し取り組んでいくことが大切である。福岡市では、地域の課題を協議し、行動する際のコミュニティの基本的範囲を小学校区と捉え、各校区に自治協議会の設立を提案してきた(98%設立)。そして、地域のまちづくりにおける共働のパートナーとして総合窓口を各区役所におき、公民館と連携して自治協議会などの運営や活動を支援している。

地域での活動は、自治会・町内会では、防犯灯の設置や維持管理、資源物の回収や町内清掃など、快適な生活環境を守るための景観に関する活動も行われている。さらに、住民同士の交流を深めるための夏祭りや運動会、防犯や子ども支援などを行っており、その他、まちづくりや国際交流などのボランティア団体、NPOなどの活動を行っている。

4 福岡市における多様な主体による景観まちづくり

福岡市は、古代から心を揺さぶる多くの歴史・文化・風土などの、伝承の資源がある都市である。永い歳月の中で、地域への愛着や誇りを共有しながら、さらに、特有の自然と地域の特色ある多様な景観を創り出している。この一連の繰り返しを市内の各地域において脈々と受け継がれ、地域が持つ固有の価値を高める景観を守り育む活動が、多様な組織において取り組まれている。本章に掲載の活動以外にも、市民が主体となって取り組まれている活動が多数あると思われるが、紙幅の関係上詳述できなく、研究に関連した取り組みを紹介していく。

4.1 歴史を活かした景観まちづくり

地域に受け継がれてきた歴史を活かし未来へ繋ぐ活動が、地域の人々により福岡にふさわしい先導的な役割を果たしながら取り組まれている。

4.1.1 東区歴史ガイドボランティア連絡会 [6章の組織活動に紹介]

東区には多くの歴史的資源があり、地域住民に東区の歴史に触れ、愛着を持って貰えるように、東区市民センター歴史講座成果の活用と、歴史を活かしたまちづくりを目指し、歴史再発見事業に取り組んだ。2007年度に歴史講座受講者による自主取材研究成果をもとに、東区の歴史ガイドマップを作成した。2009年に、歴史や文化・伝統を市民に伝えることを目的に、東区歴史ガイドボランティア連絡会を結成(会員42人)し活動を展開している。

4.1.2 福岡市観光案内ボランティア協会

福岡市は、「おもてなしの心に満ちた国際集客文化都市」を目指しており、来訪者へ福岡の歴史や文化などのまち歩きを通じて観光案内をしている。1991年に発足し、ユニバーシアード福岡大会(1995)、中世博多展(2001)等で観光ガイドを行い、現在、72人が活動し、英語中心の外国人向けメニューも揃っている。はかた観光案内ボランティアは、当協会と連携し博多の観光スポットを紹介する拠点を博多駅前広場とキャナルシティ博多に設置し、観光地や公共交通機関への道順、多言語対応等、おもてなしの充実を図っている。

4.1.3 福岡歴史探訪ガイド

古代の迎賓館「鴻臚館展示館」から国指定史跡の福岡城跡や大濠公園、西公園にある万葉歌碑などを案内しており、他に、天神のパワースポット巡りや大名コースなど、中央区・博多区の隅々まで案内している。会員は30人で、毎月、中央市民センターにおいて研修会を行っている。福岡地区シニア世代のボランティア活動を支援するための福岡県委託事業である「シニアフレンズ福岡」に登録して、活動を行っている。

4.1.4 ちゅうおうきんぐ(中央区とウオーキングを重ねている)

中央区は古来から国際交流の窓口だったエリアで、鴻臚館跡や福岡城跡などがあり、万葉歌碑や史跡等の見どころも多くある。平成13年度(2001)に、市主催による井戸端セミナ

一(中央市民センター)の受講者によって組織し、現在、中央区よかところ歴史探訪ガイドを年3回計画し、中央区古刹めぐり、大濠公園周辺などを案内している。会員は25人で、毎月中央市民センターに集まって研修を行っており、「シニアフレンズ福岡」に登録している。

4.1.5 NPO 法人鴻臚館・福岡城歴史・観光・市民の会

市民の財産である、国指定史跡「福岡城跡」と「鴻臚館跡」の活用策を考えるため、行政と民間協働で考え、行動するため、「福岡城・鴻臚館の奨励を市民と考える実行委員会」を発足した。主な事業は、(1) 福岡城・鴻臚館を市民が知るための事業、(2) 福岡城・鴻臚館を福岡市のまちづくりに繋ぐ仕組みづくり、(3) エリアの将来のあり方を広く市民と考え、産官学民の施策、活動に反映させることなどに取り組んでいる。

4.1.6 西区歴史よかところ案内人協議会

西区の自然豊かで各時代の史跡や民俗等、西区の歴史を広く紹介し、守っていくボランティア活動を行っている。5つの地区(能古・姪浜・今宿・今津・野方)に属するメンバーがそれぞれ研修会を行い、参加者に楽しく喜んで貰える案内をできるように努めている。

4.1.7 西区まるごと博物館

2004年、西区の身近にある多様な自然、数多くの歴史的資源、地域コミュニティや地域を越えた繋がりにより、活発に活動する市民や伝統行事を支える市民など、多くの魅力資源がある。西区まるごと博物館は、これらの資源を市民と行政が共働で保存・育成し、回遊性をもたせて一体的な展示を通じて、魅力的で個性的なまちづくりを目指している。

4.2 文化に関する景観まちづくり

文化は人類がみずからの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体で、文化を活かした景観まちづくりとして祭りは代表的である。福岡市では各地域において賑やかな祭りを、市民が主体的に取り組んでいる。ここでは福岡三大祭りを紹介する。

4.2.1 博多どんたく港まつり

博多どんたく港まつりは、平安末期の博多松囃子が起源とされ、江戸時代には商人の町「博多」と城下町「福岡」が交流する行事として親しまれた。1872年、新政府から禁止令が発令、79年に博多区と福岡区の合併を祝い催された。パレード先頭を飾る博多松囃子は国無形民俗文化財に指定、「博多松囃子振興会」が継承する。戦争で中断、1946年に復興を願い敢行し、47年、演舞台や花電車も登場し現在の祭りが確立した。62年市民の祭り振興会を発足し「博多どんたく港まつり」と称し、2011年は50周年記念として催した。どんたく隊参加者の募集、演舞台は地域サークル活動団体を募集するなど市民参加の祭りとして、2011年は延べ676団体、3万1千人が参加し230万人の人出があった。

4.2.2 博多祇園山笠

1241年聖一国師が疾病封じに祈祷水を撒いたのが始まり、国重要無形民俗文化財指定(1979)。7月1日から15日間、催され、各所に絢爛豪華な「飾り山笠」が建並ぶ。戦乱や自然災害、時の権力の介入等の困難を乗り越え、神様に奉仕する心を忘れず真摯な態度で

臨み、それが地域活性化や観光客誘致(300万人)となっている。「追い山」は15日早朝、一番山笠が櫛田神社入りし7流代表して「博多祝い唄」を合唱し、勢い水を浴びながら廻り止めへ疾走する。走り終えた頃「鎮めの能」が披露され、その後、各町で直会に臨むが、長老を敬い中学生が小学生を世話する教育の場でもある。

博多祇園山笠振興会は、戦前、山笠はその年の一番山笠が世話をしたが、戦後は流により復興進捗が異なり、新流の参加等もあり纏める組織が必要となり、当振興会が発足した(1955)。危険を伴う祭りだから秩序が求められ、運営は「自治」を強調し、各流が自発的に物事を決め実行している。2008年に「地域づくり総務大臣賞」受賞、伝統ある博多山笠の文化の進展に地域と住民が一体となり、山笠を通して青少年の育成、地域コミュニティの強化に努め、歴史的特性を生かした地域づくりに寄与し、地域のイメージアップに貢献したとして受けた。

櫛田神社は博多祇園山笠が奉納される社で757年創建、平清盛が博多を日宋貿易拠点港とした平安末期に御託宣により鎮祭され、平家社領肥前国神崎庄の櫛田神社を勧請した。阿部憲之介宮司は、「博多祇園山笠は、歴史の中で自治を育む伝統に彩られた活動で、自立性の高い活力ある地域の祭りとして発展してきた。地域を豊かにする、まちづくり精神が歴史の中で培われ、伝統を重んじながら新しい物に目を向け、まちを常に発展させていこうと考え、伝統的産業を維持し新産業を起こす力を持ち得た。自治を重視する精神は太閤町割に由来するもので、江戸時代を通して日常生活に密着した自治組織である」。さらに、「櫛田神社備蓄米の碑は、江戸時代後期に博多町人が米を出して米蔵を建て、飢饉や災害に備えた。町衆の団結が強く、助け合い、金、労力を出す等持てるもので協力し、現在のボランティア精神へ引継がれている」と語られた。

博多ごりょんさん女性の会は1992年設立、博多の歴史・文化を継承し、魅力を発掘し育てる活動を展開、子ども達に料理を伝承するなど、地域みんなで子育てをする。子ども達は歴史劇を上演するなど、活動を通して地域の良さを見直し、ふるさとに対する愛着や誇りを醸成している。

4.2.3 放生会(ほうじょうや、虫を放し生命を大切にす 9/12~18)

菅崎宮の生命を慈しみ守られる八幡大神の御心に応え、「合戦の殺生すよろしく放生会を修すべし」御神託により千年以上前から続く五穀豊穡の意ある。幕出しは、博多から長持ちに幕、着物、七輪等を入れ長持唄を歌い菅崎宮に参り、菅崎松原に幕を張り巡らす大宴会で、レクリエーションの原点である。この時、旦那衆は山笠の苦労に感謝し奥様に着物を贈った。松林が無くなった大正末に途絶えたが、1973年に復活し菅崎宮一と二の鳥居間で再現し、清明殿に幕を張り楽しんでいる。露店700店、参拝者100万人の賑わいがある。

菅崎宮は、921年醍醐天皇が国家鎮護のため社殿を建立、923年筑前大分宮から博多津に移し祀った日本三大八幡宮。鴻臚館貿易の衰退した12世紀から対外交易の基地として賑い、その後も元寇の戦場等多彩な歴史がある。放生会は本宮の秋季大祭である。

4.3 風土に関する景観まちづくり

風土は、地域の根源にその土地の気候・地形・景色などのあり様で、人間の文化の形成などに影響を及ぼす精神的な環境である。

4.3.1 飯盛山を愛する会

1997年に福岡市は飯盛山(標高382m)ふるさとの森整備事業として、民有林を10年間無償で借り間伐や雑草の除去、作業道や登山道を整備した。後、飯盛山を地域財産として住民や広く市民の力で守り育てるために「飯盛山を愛する会」を組織した。自然と森林の素晴らしさの体験と共に、森林のもつ多面的公益機能の理解を深めるための様々な活動に、金武校区自治協議会や公民館なども協力して取り組んでいる。

4.3.2 NPOはかた夢松原の会

百道松原は、埋立てにより広大な人工海浜公園となり、松並木は立派に成長し憩いの場として親しまれている。当会は1987年に、女性市民運動として松の植樹や復元活動を始め、植林を通して松原や海の重要性、環境保全・再生の心を育てている。活動内容は、(1) 北九州～唐津に現存する白砂青松の美しい風景を繋ぐ沿岸松原サミット、(2) 福岡を流れる川の「水合わせの儀」や講演会等の感謝祭、(3) 環境問題を考え学ぶ環境実践大学、(4) 学生交流フォーラムで提言書を纏める、(5) 自動販売機研究会や調査等に取り組む。

4.3.3 堤ECOビアンズ会

当会は、南片江小学校や公民館周辺などにおいて、高齢者から子どもが参加して10年に近い活動を継続している。また、油山観光道路沿道等に花壇を設置し植え付けや維持管理等、毎日のように取り組み、街を植物で彩り視覚的な環境を向上させている。

4.4 まちづくり協議会・自治会等による景観形成

1991年に、福岡市まちづくり推進要綱を制定し、各地区の特性や課題に応じたまちづくりを、行政と住民の協働により計画的、総合的に推進している。地元住民組織(まちづくり協議会)が住民の意見を反映した地区レベルのまちづくりの構想・計画づくりを行う時、専門的、技術的な指導・助言を行うコンサルタントを派遣するなど活動費の一部を助成し、継続的なまちづくりの推進を図っている。これまで、同要綱に基づき活動支援を行った「まちづくり協議会」は7地区(井尻、今宿、大浜、奈良屋、竹下、箱崎、六本松・草ヶ江)ある。それ以外の景観形成に関する活動組織は、次のとおりである。また、自治会等が街路・公園や公開空地等とその周りの宅地・建物等が一体となって良質な優れた景観形成に取り組んでいる。

4.4.1 博多まちづくり推進協議会

2010年4月に、住む人、働く人、訪れる人が主役となり、「地元に住む人にはさらに愛着を持てるように、博多を訪れた人にはまちの魅力を発見して貰えるよう」設立した。博多駅周辺131企業・団体・個人、5自治協議会が連携を図り、新しいコミュニティを形成している。活動として、博多駅周辺の清掃などを取り組み、まち歩きを通して博多のまちを体

感、再発見するイベントを取り組んでいる。有隅事務局長は「にぎわい・回遊のさらなる向上」、「おもてなしの充実」を2本柱に、天神地区等と連携を図り福岡都心の魅力向上を図ると、述べている。

4.4.2 We Love 天神協議会【6章の組織活動に紹介】

2006年4月に、天神地区の様々な活動主体と共に手を携える「開かれたまちづくり」を推進し、生活文化や人に優しい環境の創造、集客力の向上、地域経済の活性化を目指し、地区内事業者や企業、NPO、地域住民・団体、行政等により、「We Love 天神協議会」を設立した。

4.4.3 はかた部ランド協議会

太閤町割り400年祭(1987)を機に、博多4校区のまちおこし団体を中心に、博多をこよなく愛するもの達が集まり、毎月の勉強会、旧町名碑石設置や、史蹟めぐり、マップ作成、旧はかた部の再興再建等の活動を行っている。会員30人2004年から博多の歴史や文化、伝統を楽しく学ぶ市民講座『博多っ子講座』を開催している。また、博多川で催される、魚のつかみ取り大会や高砂連の「大施餓鬼」へ協力している。

4.4.4 御供所まちづくり協議会【6章の組織活動に紹介】

1993年に、歴史・文化の保存及び地区の活性化を目的として設立した。地区の特性を最大限に活用したまちづくり計画を行い、その実現に向けたまちづくり活動を推進している。福岡市都市景観条例による、1994年10月に、福岡市景観づくり地域団体の認定第1号を受け、98年に都市景観形成地区に指定された地域である。

4.4.5 福岡西部Eまちづくり協議会【6章の組織活動に紹介】

2010年4月に、住んでよし、訪れてよし、安心・安全で楽しいまちづくりを目指し、まちづくり組織を発足した。住民、商店街、教育機関、集客施設、行政、メディアなど約30団体による産官学民の連携組織である。

4.4.6 唐津街道姪浜まちづくり協議会【6章の組織活動に紹介】

豊臣秀吉が名護屋城出陣に利用(1592)し、江戸時代には福岡藩が参勤交代や長崎警備に使うなど、律令官道との関連のある街道が通っている。当協議会は、その宿場の一つである姪浜の歴史文化資源を活用して景観まちづくりを進めている。2010年3月に、福岡市景観づくり地域団体の第2号の認定を受けた。

4.4.7 美野島校区まちづくり協議会

「地域のにぎわいを取り戻したい」美野島校区は、福岡都心部南端、博多駅と那珂川に挟まれ縦横に大道路が通る。旧国鉄跡地緑道整備や工場跡地の大規模団地建設や那珂川河畔整備が行われたが、新旧住民交流や交通安全や商店街活性化やホームレス等の問題を抱えている。2002年に、自治組織や商店街、地元企業、NPO等が集まり、地域活性化を図るべく設立した。校区内全住民、全事業所対象にアンケート調査を行った(2004)結果、校区内の交通問題がクローズアップされ、国土交通省の社会実験を2005年10月に行い、「まちづくり計画書」を作成した。実験には自治協議会、商店街振興組合、女性協議会、老人

クラブ等参加、NPO や大学、国土交通省や市役所等と連携を図って行った。これを機に、みんなでまちづくりを考える機運が高まることを期待している。

4.4.8 百道浜校区自治協議会 [6章の組織活動に紹介]

1989年アジア太平洋博覧会の開催を契機に、海浜都市づくりが進められ、職・住・遊が複合するまちが形成された。人口7,968人(高齢化率11.4%)、2008年4月自治連合会から改組し、18自治会組織、11各種団体構成で設立され、積極的に景観形成活動に取り組んでいる。

4.5 専門家等による景観形成の取り組み

景観形成に関わる専門家等は、専門的スキルを提供するに留まらず、自律性を促し潜在している力を引き出す役割を担っている。福岡市内において、多くの専門家等が市民と一緒に景観形成に取り組んでいる。

4.5.1 (社)福岡県建築士会福岡支部

建築士法に基づいた一・二級、木造建築士で構成する組織で、会員約2,700人。ユニークな人材が、技術の向上・建築文化の普及・まちづくり提案・会報発行等、幅広く活発に事業に取り組んでいる。福岡支部は「樋井川流域治水市民会議」の主旨に賛同し、福岡市をより水害に強い都市にするため建築技術者の立場で協力し、「雨水利用実験住宅」の設計担当や講演会等催す。2010年に福岡県は景観整備機構として同会を指定している。

4.5.2 道守九州会議

九州で「道」に関する活動を行う人々や団体で構成する、民と行政の「協働」を基本に活動している。「道」を舞台・テーマに様々な活動を行っている人々を「道守」と名付け、その行動を「道守活動」と呼ぶ。活動は、道端の清掃・美化、空缶やゴミ収集、草花や樹木育成・手入れ、標識類や危険箇所点検・提言、異状モニタリング、安全円滑な道への調査・研究・実践、道の歴史や文化の発掘・継承・活用等に取り組んでいる。会員5万7千余人。

4.5.3 都市環境デザイン会議

建築や都市計画、ランドスケープ、デザイン等都市づくりに関わる多様なジャンルの人々が集まり、領域を超えて力と知恵を結集し、魅力ある素晴らしい都市づくりを進める任意団体である。九州ブロック会員25人。福岡市には、天神や博多をはじめ、興味深い歴史・文化・自然によって育まれたまちが多くあり、まちや建築、デザインの魅力を紹介したい。先人からの継承、人との連帯等、繋がりをキーワードに都市環境を見つめ直している。

4.5.4 博多津にぎわい復興計画研究会

福岡・博多を中心のまちや周辺地域を元気づけるため、歴史や伝統文化、自然遺産等を調査研究し、市民生活に活用する仕組みづくりをし、地域の歴史や伝統文化の活用に関与したまちの賑わい再生、実践を目的とする。活動は、(1)歴史・伝統文化等、文化遺産調査・研究・報告、(2)情報収集と発信、(3)文化遺産等の普及・啓発・教育・研修、(4)保全・活用

の実践、(5)文化遺産等の保存活用、有形文化財指定・登録の支援等に取り組んでいる。

4.5.5 NPO グリーンバード福岡チーム

「人と、街と、自転車と」をコンセプトに自転車マナー向上に取り組み、安全で快適なまちづくりを目指す。自転車マナーが向上しキレイでステキなまちへ、また「違法駐輪がカッコ悪いこと」というメッセージを伝え、一人ひとりの意識を変えていくことを目的にし、新しいコミュニティや縦横の交流が生まれている。グリーンバードは「きれいな街は、人の心もきれいにする」をコンセプトに原宿表参道発信プロジェクトのチームである。

4.5.6 (社)ランドスケープコンサルタンツ協会

ランドスケープ計画・設計を通して、土地特有の自然・歴史・文化を活かした「魅力ある風景」創出に取り組む。今後、公園、緑地、河川、街路等の魅力あるオープンスペースを創出し、美しい日本の風景づくりに貢献し生活の質向上に関わり、緑豊かで美しい都市や自然と共生できる地域を創出し、よりよい環境を次世代に伝えていく。緑豊かな環境創出に資することを目標としている。日本造園学会九州支部。

4.5.7 風景デザイン研究会

理念は、絶え間ない実践の中で美しい風景を創ること。豊かな自然と人の情けに溢れる故郷を取り戻すには、公共空間を守り育て人々が暮らす場が心地よく整えられている必要がある。現実には、縦割り事業計画による全体性欠如、調査から施行迄の設計意図の一貫性喪失、官民担当者異動による事業責任不明瞭さ等問題が山積する。解決は、風景に関わるすべての人が垣根を取り払い共に働く。地域の美しい風景の維持・育成・復元推進の諸活動を始めた。会員 124 人、学生会員 45 人。

4.5.8 NPO FUKUOKA デザインリーグ [4.6 の景観教育に再掲]

福岡市デザインセンター構想をベースに 1996 年発足した。その後、課題である一人のデザイナーで対応できない、あらゆるデザイン領域を統合したトータル力で、「市民が豊かに暮らせる社会」の実現を目指し、2008 年に NPO 法人として再スタートした。「夏休み子どもデザイン教室」、福岡市デザイン啓発広報事業、福岡景観ガイドツアー、FDL メールマガジン・福岡市デザイン情報メールマガジン配信などを推進している。

4.5.9 アジア景観デザイン学会

大学、行政と企業が一体となって景観の改善を目指す研究会を続け、さらに、基礎となる学術を極め社会的な発信力を強めるために学会への発展の機運が高まり、2004 年に発足した。近年、アジアの国々で景観問題への関心が高まり、国際学会としてアジアにおける景観諸問題に取り組む学会として発足し、2010 年にアジア都市景観賞³⁾を創設した。産学官民が一体となって、様々な分野と異なる背景を有する識者が集い、自由で実践力を伴うユニークな学会として、人間の生活を豊かにする景観の新たな価値を発信している。

4.6 景観まちづくりの教育

福岡市は、子ども達に景観に関して学び考える機会を提供し、景観に対する次世代の興味

や意識の向上を図るため、年齢に応じた副読本の制作・配布等、景観教育を行っている。小中学生を対象とする学習、街歩きやセミナーの開催、情報発信等、景観に関する教育や意識啓発、知識の普及等を行い、景観への意識や関心の高揚を図っている。

4.6.1 NPO FUKUOKA デザインリーガー（4.5の専門家等の組織紹介の再掲）

活動内容は、(1)小学校デザイン出前授業「デザインスクールキャラバン09」:社会を学ぶ横断的、総合的な学習として、機能、実用性を表現するデザインを学び、子ども達のデザインマインド育成。(2)デザインインターシップ09:大学生等対象にデザインの現場を体験するための「デザインインターシップ」を催す。(3)夏休み子どもデザイン教室:九州経済産業局助成受け、知財関連子ども対象にもものづくりセミナー催す。(4)福岡市デザイン啓発広報事業「地域力の創設」:1回目「総合デザインが地域を支える」、2回目「デザイン」と「企業づくり」と「街おこし」、地域力の向上が住む人、訪れる人を豊かにし企業も潤う。(5)福岡景観ガイドツアー:景観魅力を再発見し理解を深めるため市内エリアを巡り解説。(6)福岡市デザイン情報メールマガジンの配信等行っている。

4.6.2 博多小学校区の取り組み

博多部4小学校が1998年統合、2001年にガラスを多用するオープン校舎完成、子ども達が未来社会を思い描くにふさわしい施設空間である。市民も使える「表現の舞台」や、太平洋戦争福岡空襲資料展示の平和記念室や、元寇防塁を保存公開の石墨遺構展示室がある。地域行事や災害時の避難場所等の地域コミュニティ形成の場で、学校行事も地域に密着している。「博多祇園山笠」の参加、飾り人形や手ぬぐいづくり、三味線クラブ、博多にわかクラブ等、地域の伝統文化を継承している。

4.6.3 福岡市立特別支援学校（第5回福岡市環境行動賞大賞受賞2011.9）

同賞は、環境にやさしい都市の実現を目指し、環境の保全・創造に貢献する者を表彰する制度で、同校は大賞を受賞した。活動は、学校周辺の道路の落ち葉かき、ゴミ拾いや、博多川遊歩道の花壇の除草作業、水やり、フラワーポットの整備等、開校以来7年間継続して活動している。生徒達に「人のために働く喜びを味わう」ことを重視し、活動を通して、清掃や園芸に興味を持ち、関連会社に就労する良い機会となっている。

4.7 多様な主体による景観まちづくり

景観まちづくりは、優れた個性や魅力を磨き高めるとともに都市基盤の充実を図り、地域での出会いや参加を通して、人と人との繋がりを形成する。景観を守り育む人々は、活動することによって快適さを生み出し、人々を繋ぐ機会となり、達成感や生甲斐を感じていると話される。この多くの方々の取り組みが、住みやすい、賑わいや癒しのまちとなっている。今後も、一層、豊かで安定する景観づくりを目指し、コミュニティの活性化や経済の繁栄にも繋がっていくことと期待される。なお、本章紹介の組織は、活動を一緒に取り組んだところや、取材に応じて貰った組織もある。また、各組織のホームページを参考として紹介している組織もある。

5 景観まちづくりに関する調査

5.1 アンケート調査方法

アンケート調査は、現在、景観形成の活動をしている方々を対象として、2011年12月に行った。調査の時に「景観」の定義を確認されたので、「景観は、まち並み、風景等が目に見える状態で存在し、地域の歴史や文化、自然等と人々の生活や経済活動等の調和により形成される。景観まちづくりは、景観をより良くすることで、地域の環境を改善していこうとする活動である」と説明し、了解して貰い取り組んだ。

調査は、5組織147人(表6)に依頼し、126人(回収率86%)から回答があった。アンケート回答者の性別は、男性81人(64%)、女性45人(36%)で、男性が多い。回答者の年代は、39歳以下が9人(7%)、40歳~50歳代が43人(34%)、60歳以上が74人(59%)と、60歳以上が60%弱である。職業は、自営業が17人(13%)、勤務者が43人(34%)、主夫・主婦が64人(51%)で、半分以上が無職であった。

表6 アンケート調査の組織概要と調査方法

アンケート調査の組織概要と調査方法		依頼者	回答者(率)
A 組 織	地域の歴史・文化のガイド、興味深い歴史などを広報紙で紹介、子ども達へ郷土歴史を伝承する活動を行っている。調査は、毎月、催している研修会へ出向き、主旨を説明して実施した。	20人	20人 (100%)
B 組 織	まちの再興活動や歴史や文化、伝統を楽しく学ぶ歴史・文化講座を開設している組織である。歴史・文化講座(8回)に参加し、調査は、最終回に参加者へ主旨の説明を行い実施した。	50人	43人 (86%)
C 組 織	歴史文化資源等の魅力あるエリアの産官学民が有機的に繋がり、まちづくりを推進する組織に協力を依頼した。調査は、事務局から会員にメールで依頼をし、回収する方法で行った。	20人	14人 (70%)
D 組 織	C組織の構成組織でもある自治協議会で、職・住・遊が複合する都市景観にウエイトをおいたまちとして創られた地域である。調査は、役員定例会に参加して、主旨を説明して実施した。	26人	18人 (72%)
E 組 織	歴史や文化の資源を活かした街並みづくりを推進している組織で、市景観づくり地域団体の認定地域である。調査は、景観づくり計画策定委員会へ参加して、主旨を説明して実施した。	31人	31人 (100%)
5組織		147人	126人(86%)

5.2 アンケート調査結果

アンケート調査内容は4項目で、(1)景観まちづくりに参加した動機、(2)景観まちづくりに参加した感想、(3)過去3年間に、市内の景観まちづくりに参加しての感想、(4)今後、

市民が景観まちづくりに関心を高めるための方法などで、該当番号に○印を付けて貰う方法で行った。調査結果は、次の 5.3～5.6 において項目別にまとめた。その他の意見として、景観まちづくりに関する要望などが多く寄せられたので、5.7 に分類して要旨をまとめた。

5.3 景観まちづくりに参加した動機

景観まちづくりに参加した動機として、5 組織まとめて一番多いのは、「地域の活性化のきっかけにしたい」56 人(44%)、次いで「日頃から景観まちづくりに関心があった」52 人(41%)と多い。組織別で多いのは、A、C、E 組織が「地域の活性化のきっかけにしたい」、B 組織は「日頃から関心があった」、D 組織は「地域の景観を良くしたい」と多く、C 組織は「景観まちづくりは市民が主体的に取り組む」も多かった(表 7、図 1)。

表 7 景観まちづくりへの参加動機 人数(%) 朱書き：5 組織・組織別に多い項目

景観まちづくりへの参加動機 / 組織	A 組織	B 組織	C 組織	D 組織	E 組織	計
日頃から景観まちづくりに関心があった	7 (35)	28 (65)	8 (57)	4 (22)	5 (16)	52 (41)
地域景観を良くしたい気持から参加した	5 (25)	10 (23)	2 (14)	13 (72)	13 (42)	43 (34)
景観まちづくり通し知合いを増やしたい	6 (30)	7 (16)	1 (7)	3 (17)	4 (13)	21 (17)
地域の活性化のきっかけにたく参加	10 (50)	14 (33)	11 (79)	4 (22)	22 (71)	56 (44)
景観まちづくりは市民が主体的に取り組む	4 (20)	16 (37)	10 (71)	10 (56)	3 (10)	43 (34)
地域の付き合いだと思ひ参加した	2 (10)	0 (0)	1 (7)	5 (28)	3 (10)	11 (9)
調査数	20	43	14	18	31	126

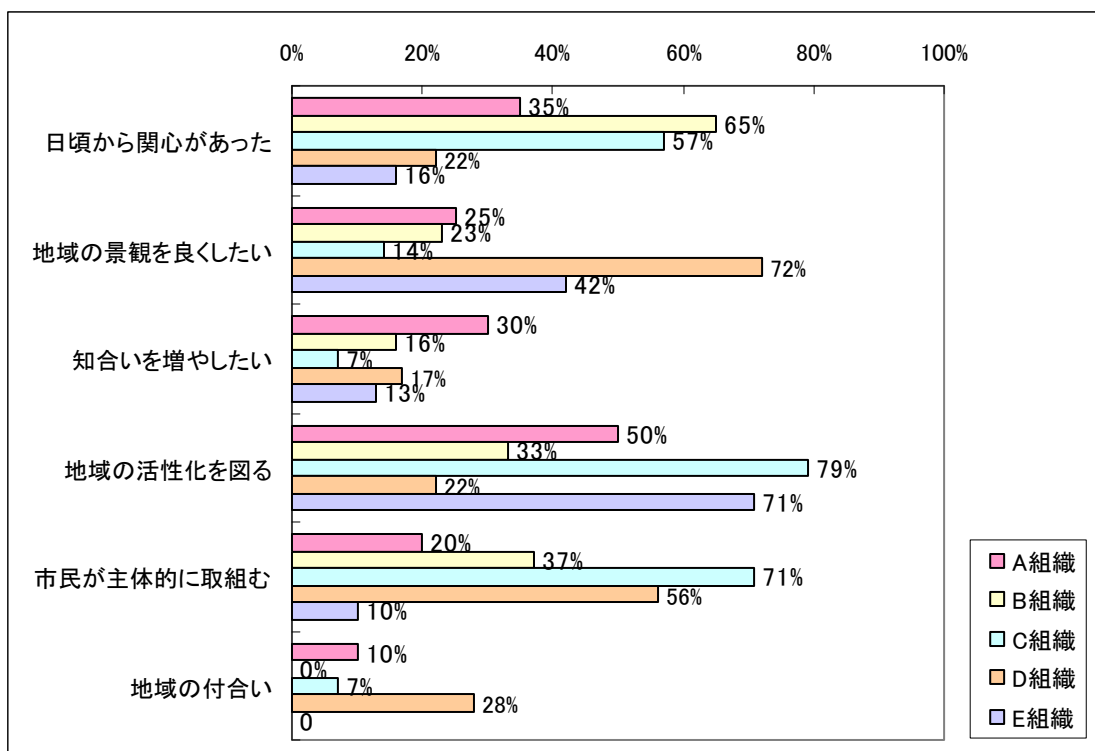


図 1 景観まちづくりへの参加動機(全組織)

5.4 景観まちづくりに参加した感想

景観まちづくりに参加した感想として5組織で一番多いのは、「歴史・文化・自然の価値を見直すことができた」が81人(64%)、次いで「景観まちづくりは地域の活性化に繋がる」と「今後も景観まちづくりを取り組みたい」52人(41%)と多い。組織別で、A・B・C・E組織は「歴史、文化、自然の価値を見直す事ができた」、D組織は「地域の活性化に繋がる」が多い。C組織は「地域の活性化に繋がる」、「今後も取り組みたい」も多い(表8、図2)。

表8 景観まちづくりに参加した感想 (朱書き: 60%↑)

景観まちづくりに参加した感想/ 組織	A組織	B組織	C組織	D組織	E組織	計
歴史・文化・自然の価値を見直す事ができた	12(60)	37(86)	10(71)	3(17)	19(61)	81(64)
景観まちづくりは地域の活性化に繋がる	8(40)	11(26)	10(71)	11(61)	12(39)	52(41)
景観づくりに関心ある人々と交流図れた	8(40)	3(7)	8(57)	4(22)	13(42)	36(29)
取組内容を友人・地域へ話題提供している	8(40)	9(21)	7(50)	7(39)	3(10)	34(27)
今後も景観まちづくりを取り組みたい	5(25)	11(26)	11(79)	8(44)	17(55)	52(41)
市民が主体的に取組む事では無い感じた	0(0)	1(2)	0(0)	1(6)	1(3)	3(2)
調査数	20	43	14	18	31	126

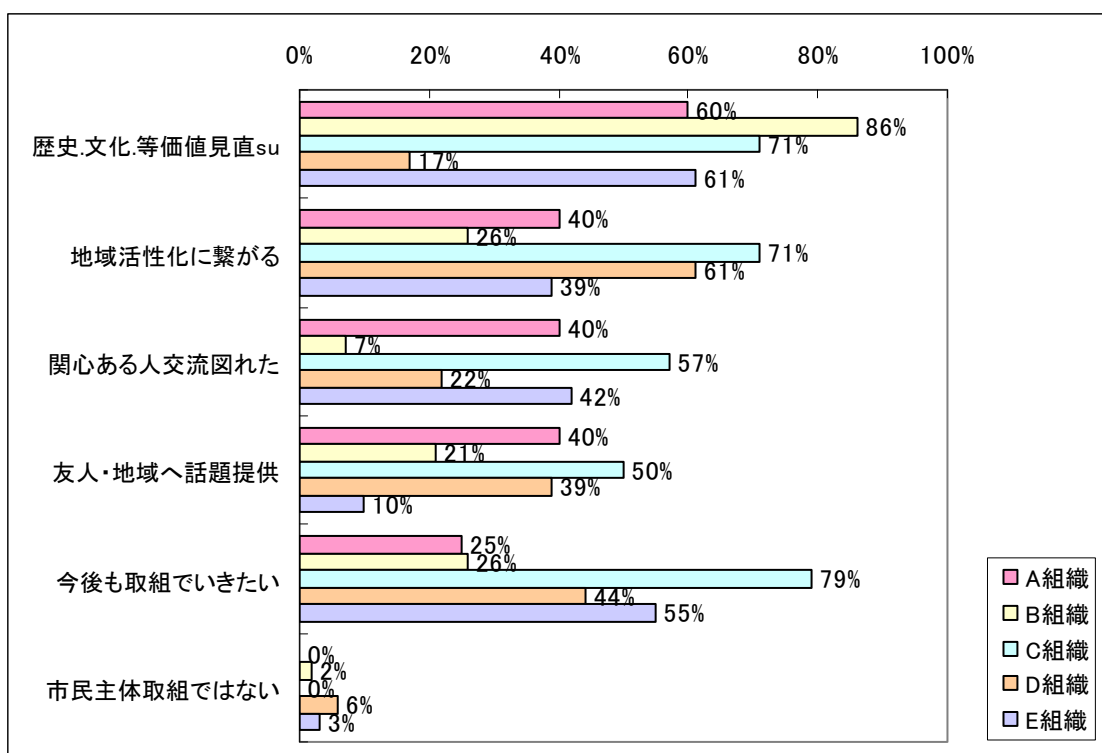


図2 組織別における景観まちづくりへの参加感想 (全組織)

5.5 市内の景観まちづくりの活動に参加しての感想

過去3年間、市内の景観まちづくり活動へ参加しての感想の「非常に良い」と「良い」を併せると、「景観ガイドツアー・歴史ガイド」と「歴史・文化等を継承する活動」が80

人(63%)と多く、「景観まちづくり講座・セミナーなど」が70人(56%)と多かった。不参加については、連絡会・委員会は限られた人なので除き、それ以外の項目で「彫刻のあるまちづくり・夜間景観」が71人(56%)、「景観に関するコンテスト・提案」が69人(55%)と多かった。組織別に「非常に良い」と「良い」を併せて、A・B・C・E組織が「歴史・文化等を継承する活動」が多く、「景観ガイドツアー・歴史ガイド」はA・B組織が多い。「景観まちづくりの講座・セミナー」はB組織、「景観形成に取り組む組織・団体との交流」はC、E組織が比較的多かった(表9~10、図3~4)。

表9 市内の景観まちづくり活動の感想(全組織) (朱書き: 60%↑)

景観まちづくり参加の感想	非常に良い・良い	普通	やや良い・良い	不参加
景観まちづくり講座・セミナー	69(55)	13(10)	2(2)	42(33)
景観に関するコンテスト・提案	28(22)	30(24)	1(1)	67(53)
景観ガイドツアーや歴史ガイド	79(62)	14(11)	1(1)	32(25)
歴史・文化等を継承する活動等	80(64)	11(9)	1(1)	34(27)
景観形成を取組む組織・団体交流	45(36)	21(17)	2(2)	58(46)
彫刻のあるまちづくり・夜間景観	36(29)	19(15)	2(2)	69(56)
景観まちづくりの連絡会・委員会	40(32)	22(17)	2(2)	62(49)
違反広告物・駐輪撤去や清掃活動	43(34)	15(12)	6(5)	62(49)

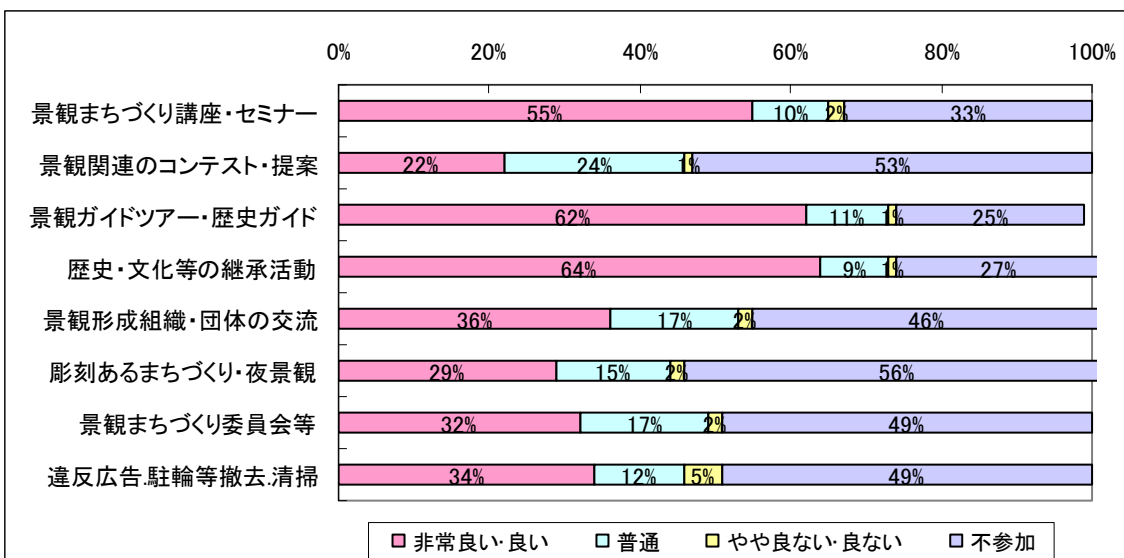


図3 市内の景観まちづくり活動の感想(全組織)

表10 組織別市内の景観まちづくり活動の感想の項目 (朱書き: 60%↑)

景観参加の感想	組織(人数)	非常に良い・良い	普通	やや良くない・良くない	不参加
景観まちづくり講座・セミナーなど	A組織(20)	10(50)	3(15)	0(0)	7(35)
	B組織(43)	29(67)	1(2)	1(2)	12(28)
	C組織(14)	7(50)	3(21)	0(0)	4(29)

	D 組織(18)	5(28)	2(11)	0(0)	11(61)
	E 組織(31)	18(68)	4(13)	1(3)	8(26)
景観ガイドツアー や歴史ガイドなど	A 組織(20)	14(70)	3(15)	0(0)	3(15)
	B 組織(43)	31(73)	5(12)	0(0)	7(16)
	C 組織(14)	8(58)	5(36)	0(0)	1(7)
	D 組織(18)	5(28)	0(0)	1(11)	12(67)
	E 組織(31)	21(57)	1(3)	0(0)	9(24)
歴史・文化等を継承 する活動など	A 組織(20)	15(75)	1(5)	1(5)	3(15)
	B 組織(43)	30(70)	2(5)	0(0)	11(26)
	C 組織(14)	10(71)	1(7)	0(0)	3(21)
	D 組織(18)	4(23)	2(11)	0(0)	12(67)
	E 組織(31)	21(67)	5(16)	0(0)	5(16)
景観形成取組む 組織・団体交流	A 組織(20)	6(30)	5(25)	0(0)	9(45)
	D 組織(43)	8(18)	6(14)	1(2)	28(65)
	C 組織(14)	8(57)	2(14)	1(7)	3(21)
	D 組織(18)	5(28)	2(11)	0(0)	11(61)
	E 組織(31)	18(58)	6(19)	0(0)	7(23)

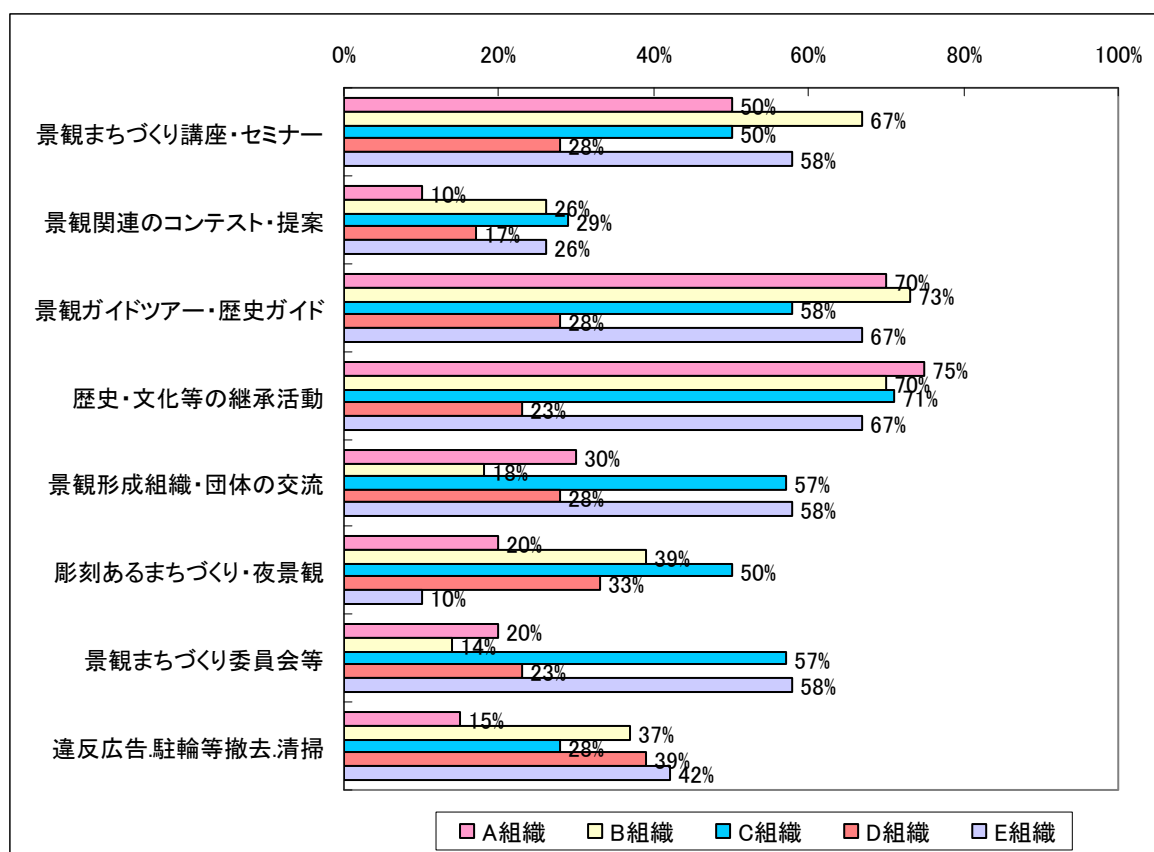


図 4 組織別活動感想の「非常に良い」と「良い」を併せた比較

5.6 市民が景観まちづくりに関心を高める取り組み

市民が景観まちづくりに関心を高める方法で、「非常に良い」と「良い」を併せて多いのは「小中学生の景観教育を積極的にする」が108人(86%)、「地域の歴史資源を見出し、地域力の向上を図る」が107人(85%)、「景観まちづくりを推進する人材を養成する」が100人(79%)、「市民へ景観に関する情報を積極的に発信する」が99人(78%)と多い。その他、講座等や他の地域との交流、産官学民の共働、ネットワークの形成等の取り組みが多かった(表12、図6)。

表11 市民が関心を高める景観まちづくりの取組 (朱書き: 60%↑)

市民が関心を高める取組方法	非常に良い・良い	普通	やや良くない・良くない
参加し易い景観形成講座等を多くする	87(69)	38(29)	2(2)
小中学生対象の景観教育を進める	108(86)	17(13)	1(1)
「景観の館」を設け情報提供・交流促進	62(50)	49(39)	15(12)
景観まちづくりを進める人材養成する	100(79)	25(20)	1(1)
地域の歴史資源を見出し地域力向上	107(85)	18(14)	1(1)
他地域景観まちづくりの視察・交流する	87(69)	34(27)	5(4)
景観まちづくりを自治会等活動にする	81(65)	42(33)	3(3)
景観まちづくり関連のネットワーク形成	83(66)	42(33)	1(1)
景観まちづくりを産官学民共働で取組	85(67)	37(29)	4(4)
市民へ景観に関する情報を発信する	99(78)	26(21)	1(1)

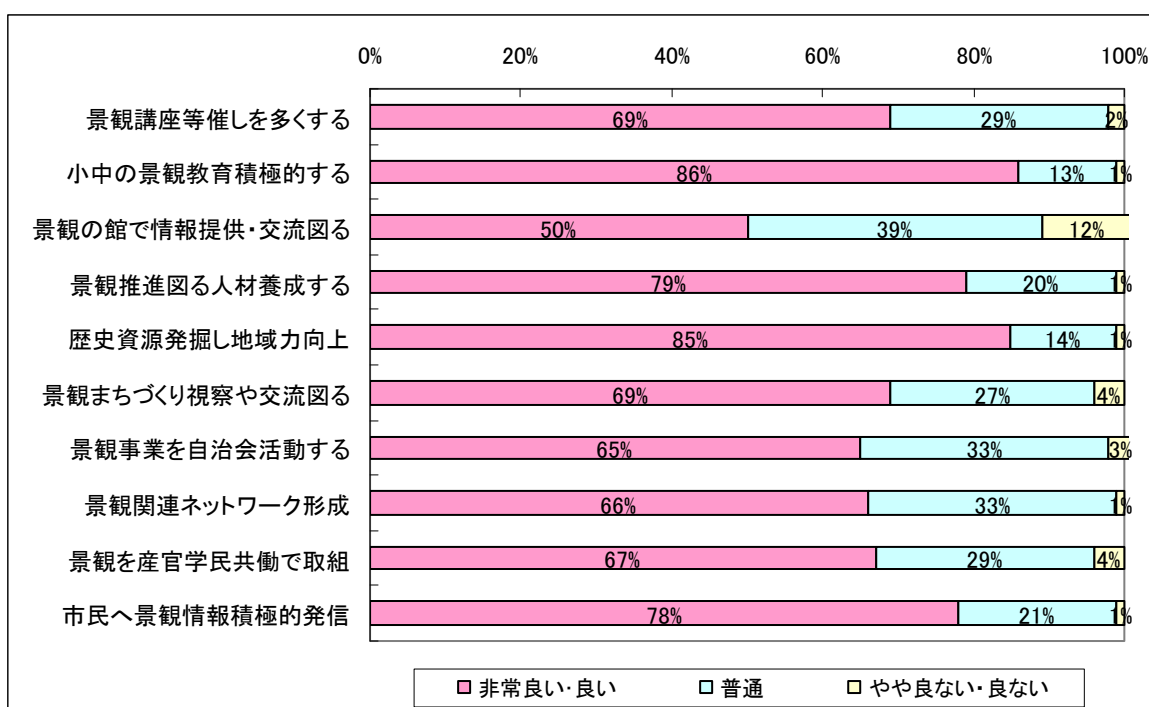


図5 市民が関心を高める景観まちづくりの取組

表 12 市民が景観まちづくりに関心を高める取り組み(組織別) (朱書き: 60%↑)

関心高める取組方法	組織	非常に良い・良い	普通	やや良くない・良くない
小中学生の景観教育を積極的に進める	A 組織(20)	18(90)	2(10)	0(0)
	B 組織(43)	38(89)	4(9)	1(2)
	C 組織(14)	13(92)	1(7)	0(0)
	D 組織(18)	10(56)	8(44)	0(0)
	E 組織(31)	25(80)	6(19)	0(0)
景観まちづくりを進める人材を養成する	A 組織(20)	17(85)	3(15)	0(0)
	B 組織(43)	31(72)	11(26)	1(2)
	C 組織(14)	11(79)	3(21)	0(0)
	D 組織(18)	17(95)	1(6)	0(0)
	E 組織(31)	24(78)	7(23)	0(0)
地域で歴史資源を見出し、地域力の向上を図る	A 組織(20)	18(90)	2(10)	0(0)
	B 組織(43)	37(86)	6(14)	0(0)
	C 組織(14)	12(86)	2(14)	0(0)
	D 組織(18)	13(72)	4(22)	1(6)
	E 組織(31)	27(87)	4(13)	0(0)
他地域の景観まちづくりの視察や交流を図る	A 組織(20)	17(85)	3(15)	0(0)
	B 組織(43)	29(67)	10(23)	4(9)
	C 組織(14)	13(93)	1(7)	0(0)
	D 組織(18)	7(39)	11(61)	0(0)
	E 組織(31)	21(68)	9(29)	1(3)
景観まちづくりを産官学民が共働で取組む	A 組織(20)	15(75)	5(25)	0(0)
	B 組織(43)	27(62)	15(35)	1(2)
	C 組織(14)	12(86)	2(14)	0(0)
	D 組織(18)	12(67)	4(22)	1(12)
	E 組織(31)	19(61)	11(35)	1(3)
市民へ景観に関する情報を積極的に発信する	A 組織(20)	16(80)	4(20)	0(0)
	B 組織(43)	35(82)	8(19)	0(0)
	C 組織(14)	11(78)	3(21)	0(0)
	D 組織(18)	14(78)	3(17)	1(6)
	E 組織(31)	23(72)	8(26)	0(0)

市民が景観まちづくりに関心を高める取り組みについて、組織別の「非常に良い」と「良い」を併せて多いのは、景観教育を積極的に進める、景観まちづくりを進める人材の養成、地域で歴史資源を見出し地域力の向上を図る、他地域の視察や交流を図る、景観まちづく

りを産官学民が共働で取り組む、景観に関する情報提供を積極的に行うなどであった（表11~12、図5~6）。

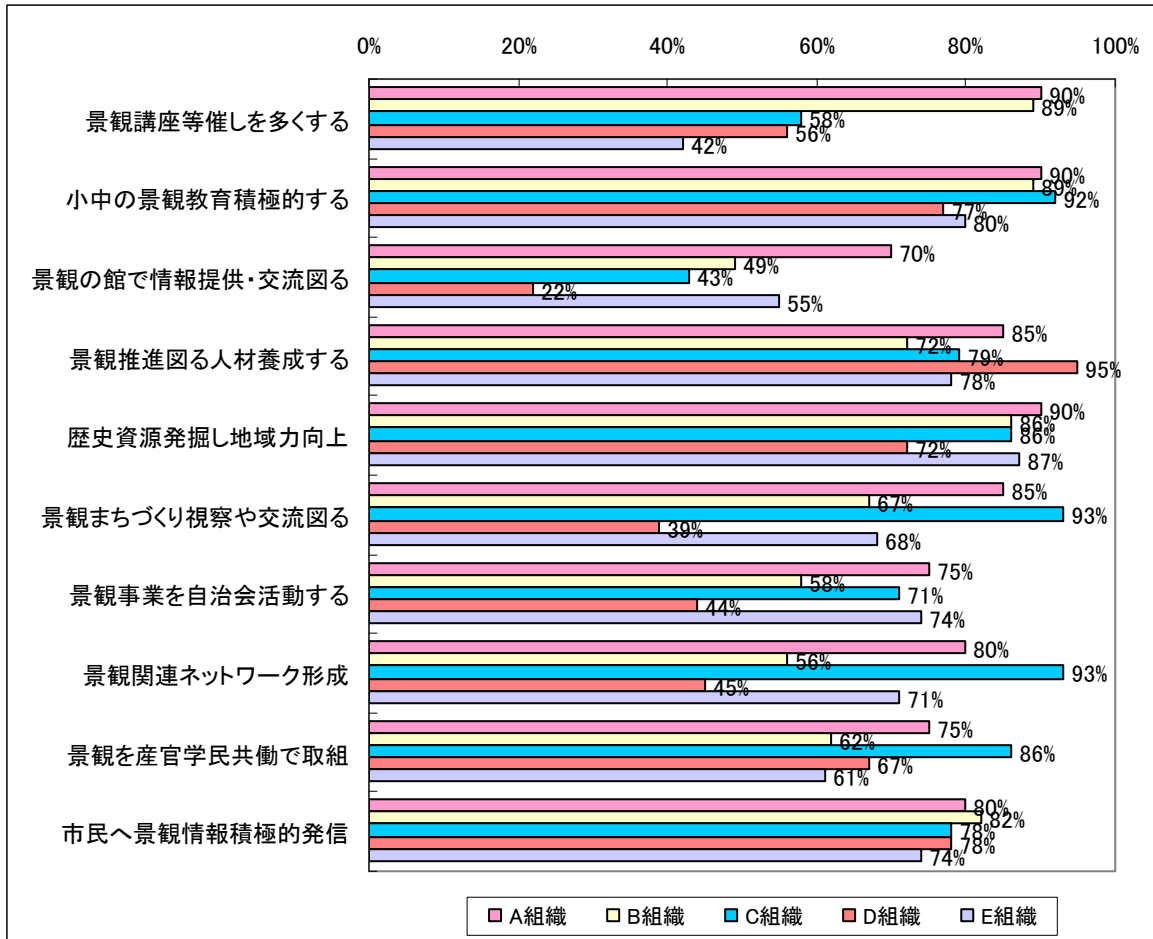


図6 各組織における市民が関心を高める取り組み方法「非常に良い」と「良い」を併せた比較

5.7 景観まちづくりに関するその他の意見の要旨

景観まちづくりに関して「その他の意見」が多く寄せられたので、区分して要旨をまとめた。景観形成の活動に取り組んでいる方々の意見として、市民が、「景観」についての意義や、「景観まちづくり」の推進に関して多様な考え方があり、一つの方向に向かって調整し合意を図るのに苦勞をしている様子が伺えた。また、専門家の指導を受ける機会を得たいとの要望があり、組織のインタビューにおいても、同じ要望が出されていた(表13)。

表13 景観まちづくりに関する意見の要旨

景観の意義	<ul style="list-style-type: none"> ① 景観を考える起爆剤的なものがあれば良いと感じる。 ② 景観まちづくりの定義が判りにくい。 ③ 景観は長年に亘る地域の営みの積み重ねである一方、一度失うと取り戻すことは困難であることを、地域の一人ひとりが認識することが肝要である。 ④ 景観は多様な思いがある、一つの方向に進めるように検討中です。
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 景観を総合的な捉え方で整備する。 ⑥ 景観に対する地域のニーズを確認することが必要である。 ⑦ 地域で歴史・文化等の資源を見出し、保存等を話し合いする。 ⑧ 鴻臚館、福岡城を中心とした景観の館が必要である。 ⑨ 屋外広告物が景観を損ねており、歴史的意義ある地域は検討すべきである。
景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 景観はその地域を特徴づける重要なものであり、良好な景観の保全・創出、活用する事は大切である。しかし、地域の活性化に結びにくく、理解され難いことから、地域で取り組み難い。こうした課題を如何に克服するかが重要である。 ② 景観に関する意義が人により異なり、自然に近い風景、デザインの優れた建築物を活かす、観光客が多く賑やかになる、多いと治安が悪化する等コンセンサスを得るのが難しく、微妙な違いが顕在化して推進が困難になる。 ③ 景観まちづくりの目的が、内容の矛盾点を含め難しい。 ④ 歴史に関するシンボルを、地域づくりに活かして貰いたい。 ⑤ 景観まちづくりは競い合うのではなく、互いに向上していく事が重要である。 ⑥ 多様な人達が、如何に楽しく参加できるかが課題である。 ⑦ 景観まちづくりを推進するのに、専門家の指導が必要である。
景観教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもや地域住民を対象として、景観に関する事業を推進する。 ② 市民の景観意識が高まるように、小学生と一緒に勉強し伝承することを望む。 ③ 地域の歴史が知られていない、知るほどに面白く興味深いものがある。 ④ 10年以上歴史講座を受けたので、伝える番と思い活動している
景観に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 福岡市の歴史・文化を知られていない、もっと啓発すべきである。 ② 「歴史、旧町名、札の作成」等を設置して啓発する。

5.8 アンケート調査結果と景観まちづくり

アンケート調査に協力して貰った組織は、D組織以外は地域に歴史的資源が点在しており、来訪者に歴史的資源を紹介しながら、地域の活性化に繋げている組織でもある。

景観まちづくりに参加した動機として多かったのは、地域の活性化を願って参加した方々が一番多く、次いで、日頃から景観まちづくりに関心があった方々が多かった。組織で活動している方々なので、景観まちづくりによって、コミュニティを繋ぎ、地域の活性化を願って取り組まれている。

景観まちづくりに参加した感想として多かったのは、地域の歴史、文化、自然の価値を見直す事ができたことや、景観まちづくりは地域の活性化に繋がる、今後も景観まちづくりを取り組みたいと答えた方が多く、伝統的建造物群などの歴史的資源の価値を再認識し、地域の活性化に活かしていくことを望んでいる方々が多いことが伺われた。組織別では、まちができて20数年のD組織は、景観モデル地域として現在も多くの見学者が訪れており、景観に関する意識も高く地域で主体的に景観形成の活動に取り組まれている、それが、地

域の活性化に繋がると回答した方が多かった。

過去3年間に景観まちづくりに参加して「非常に良い」と「良い」を併せて多いのは、歴史・文化等を継承する活動や、景観ガイドツアーや歴史ガイド、景観まちづくり講座・セミナーであった。組織別ではC組織が、景観形成に取り組む組織・団体との交流や、彫刻のあるまちづくり・夜間景観が多かった。C・E両組織は、産官学民が連携を図り協議を重ねながら取り組まれており、連絡会・委員会を催すという回答が多かった。不参加の項目の多いのは、彫刻のあるまちづくり・夜間景観や、景観に関するコンテスト・提案が多かった。

市民が景観まちづくりに関心が高める取り組みとして「非常に良い」と「良い」を併せて多いのは、小中学生対象の景観教育を積極的に進めることや、地域における歴史資源を見出し、地域力の向上を図ることが多い。次いで、景観まちづくりを進める人材を養成する、市民へ景観に関する情報を積極的に発信することが多かった。いずれも景観まちづくりの推進に重要なことであり、早期に取り組まれることを望んでいる。

その他の意見として、景観まちづくりに関する課題が多くあげられており、その内、専門家などから指導を望まれている方々も多い。4章に専門家などの方々が景観形成に取り組まれている組織を紹介したが、市内には景観に関する学会や専門家等の組織も多いので、市民が主体的に取り組む活動への支援を得る参考となり、橋渡しになることを願っている。

景観まちづくりは地域経済や活性化に貢献することは承知しながらも、非常に広範囲で長時間を要する活動である。地域で合意を得ながら総合的に取り組むには困難も多く、市民主体で時間をかけて取り組むにも限界がある。地域において景観づくりへの想いを共有している人々が、共働で取り組めるように、景観教育を進め、景観まちづくりを進める人材の育成や、地域の歴史的資源などを見出し地域力の向上を図ることなどが、さらに必要であることが伺えた。

6 景観まちづくりに関する各組織の取組み

本章では、地域の歴史や文化等と人々の生活や経済活動等の調和を図り、関連機関と能動的に連携し景観まちづくりに取り組む6つの組織を紹介する。(1) 東区歴史ガイドボランティア連絡会、(2) 御供所まちづくり協議会、(3) 福岡西部 E まちづくり協議会、(4) 百道浜校区自治協議会、(5) 唐津街道姪浜まちづくり協議会、(6) We Love 天神協議会で、各組織とも幅広いまちづくり活動を行っているが、景観形成活動を中心として紹介していく。

6.1 東区歴史ガイドボランティア連絡会（愛称：歩・歩・歩会「さんぽ会」）

東区には、志賀島や香椎宮、筥崎宮等多くの歴史的資源があり、東区市民センターではこれらの資源を活かすため、地域住民を対象に東区の歴史に触れ、愛着を持って貰えることを目指し歴史再発見事業に取り組んだ。当事業の参加者が、歴史ガイドボランティアの活動を行っており、2011年11月に連絡会の古賀偉郎会長を訪ね、取り組み状況を伺った。

6.1.1 設立契機と目的

平成初期から東区市民センター事業として、年度毎に部門を選定した歴史講座が開設され(40人)、研究活動の企画、学習、研究発表会を行い、活動成果を報告書としてまとめてきた。主なものは、時代を原始時代、古代、中世、近世、近代に分けて、東区の「歴史的なことやもの」を報告書としてまとめ、次いで、「多々良川流域の歴史と文化」、「まつりの起源と現在の祭事」、「地名が語る地域の歴史」の3部門の報告書を作成した。さらに、『川』と『橋』から流域の歴史を探る、「名木・大木物語～樹木を想う」、「探索『石碑』～身近にある歴史への道しるべ」の3部門の報告書を作成した。各報告書の内容は、講師からの指導や提供資料によるもの、また、グループのメンバーが、実際に現地でも調査をしたものや地域の方々から取材したもの、図書館や公民館の資料などを参考とした。

平成20年度(2008)には、これまでの長年にわたる歴史講座受講者による自主取材の研究成果をもとに、史跡の解説や位置図などを掲載した東区の歴史ガイドマップを作成した。その活用と「歴史を活かしたまちづくり」を目指し、地域に愛着を持っている人達が集まり、念願の歴史ガイドボランティアを始めた。そして、2009年3月に、歴史や文化・伝統を市民に伝えることを目的に、当連絡会を結成(会員42人)した。

6.1.2 活動内容

当連絡会は、東区の歴史と伝統ある文化財などを冊子にまとめて、案内や啓発などの活動を展開している(表14、図7上段)。

表14 東区歴史ガイドボランティア連絡会の活動内容

事業名	事業内容
歴史ガイドマップの作成(2008)	「志賀島・西戸崎」「和白」「香椎」「名島・多々良」「箱崎・馬出」5地区の歴史ガイドマップ作成。発行等は東区市民センターの支援有。

歴史探訪ツアー&歴史ウォーキングの開催	市民を対象に、歴史や文化・伝統を紹介し、次世代に伝えていくことを目的に催す。市政だよりで公募してツアーを催し、歩くのを目的とした時はウォーキングと称している。毎回、定員を超える応募がある。
各地域の伝承説話などの紹介と「東区歴史街道を往く」冊子発行	毎月15日発行の「ふくおか市政だより」東区版に、「ボランティアのおすすめスポット」として、各地区の埋もれている興味深い歴史を掲載し話題を提供している(2009.6~)。2011年3月迄掲載分を纏めて、「東区歴史街道を往く」として冊子にまとめた。次号も計画中である。
子ども達へ郷土の歴史の伝承	小学校や保育所からの要請により、児童を対象とした歴史講座や、保育園の保護者を対象とした、歴史講座講師として活動している。
出前講座等―東区の歴史・文化を案内	「NHK文化サークル」「民間ガイド養成講座」「ライオンズクラブ」「公民館郷土史講座」「国際ホームステイ日本支部」等の依頼を受け、東区の歴史のガイドや講座講師として活躍している。
毎月の発表会開催	発表能力を高めるため、1人30分で相手に分かり易く伝える訓練を行っている。後、ガイドの評価や打合せを行い、知識・技術を磨いている。最後に、5地域に分かれ次回の活動の打ち合わせを行っている。
他組織との交流	ガイドボランティアを始める前、博多・中央・西区等の歴史ボランティア組織から、ガイド指導を受けながら交流をした。最近では、西区や太宰府市等から迎え、東区の歴史や文化を紹介し交流を図っている。

6.1.3 活動の評価

「ふくおか市政だより」の東区版紙面に、当連絡会が交代で、各地区の興味深い歴史紹介を掲載し、話題提供を行っている。時々、区民の方から「私の住んでいる地区が、こんな素敵なおところとは知らなかった」、「いつも前を通っているのに、興味深い歴史があったとは知りませんでした」などと声をかけられ、会員の大きな励みとなっている。

毎月の発表会へ数回参加したが、会員は東区の歴史や文化の調査を、何回も足を運んで調べたり、詳しい方を訪ね確認したり、図書を参考にするなど地道な努力を重ねられておられた。そして、楽しみながら活動を継続するよう心がけられ、新しい発想や独創的な視点を忘れず、論点や相違点を明らかにしておられる。議論の時は、他の人と異なる発言の時はユーモアを交えて語るなど、楽しく思いやりのある心遣いをしておられ、活動にやり甲斐を感じ充実感を生み出し、成果へ繋がるように努力しておられる様子が伺えた。

6.1.4 今後の取組み

今後の取組みとして、年を追うごとに健康上の理由などで辞めていく方があるのに対し、新加入者が少ないので、「郷土を知り、郷土の歴史に関心を深める人々の醸成を図り、郷土愛を深めて、歴史ガイドボランティアに取り組む人を養成していきたい」とのことであった。その後、2012年3月、東区市民センターとの共催で「歴史ガイドボランティア養成講座」を催され、課題への対応が行われていた。



志賀島・9号万葉歌碑のガイド



香椎宮のガイド



名島・檣石のガイド

図 7 東区歴史ガイドボランティアの活動



情緒的な灯明ウォッチング



灯明地上絵の準備



灯明コンテストの表彰式

図 8 御供所まちづくり協議会の活動

6.2 御供所まちづくり協議会

当地域は、昔、筥崎八幡宮のお供えを調えたので御供所となり、当協議会地域には、由緒ある寺社が並び、太閤町割りや町家、博多祇園山笠や博多松ぼやし等が、地区財産として継承されている。しかし、博多駅の近接である当地域は、流通拠点や企業集積の促進等、経済的発展が期待され、コインパーキング化や高層マンション化が進んでいる。2011年11月に、当協議会の富田勝久会長を訪ね、様々なまちづくりの活動の内、景観まちづくりを中心に取り組み状況を伺った。

6.2.1 設立契機と目的

当協議会は、1993年に歴史文化の保存及び地区の活性化を目指して、地区の特性を最大限に活かしたまちづくり計画を策定し、その実現に向けた街づくり活動を推進するため、設立し(会員 25 人)、事務局を御供所公民館内においた。翌年、福岡市景観づくり地域団体の認定を受け、現在では、歴史的な街並み保全や千灯明など、地域の伝統的なお祭りの継承のほか、新たな食の御供所ブランドの提案や、地域にふさわしい道路等の環境整備の提案など、ソフト・ハード面を含めた幅広いまちづくりに取り組んでいる。

6.2.2 活動内容

1994年に景観づくり地域団体の認定を受けたが、そのことが当協議会の転換期となった。さらに、98年に都市景観形成地区に指定され、99年、都市景観形成方針や地区景観形成基準を制定した。景観形成方針は、(1) 歴史的寺社群や境内の豊かな緑、地域コミュニティを育ててきた路地や太閤町割り等を活かして、歴史と文化の中に生活と祭りが息づく都心居

住地区としての、魅力あるまち並みの形成及び保全を図る。(2) 歴史的環境地区にふさわしい街路、散策路、オープンスペースなどの整備を進め、歴史的建造物やまちなみなどを結ぶ歴史回遊ネットワークの形成を図るなど、歴史的資源や文化の伝承などを楽しんで貰うように保存・整備を行っている(表 15、図 8 下段)。

表 15 御供所まちづくり協議会の活動内容

事業名	事業内容
第 17 回博多灯明ウォーキング(10 月)	博多部 4 地域の連携イベントとして始め、後、博多ライトアップウォークと連携したこともある。博多部の名所・旧跡を数万個の灯明で幻想的に照らし、歴史と灯りの浪漫で魅力の再発見とまちづくりを催す。2011 年は御供所名店会の「うまか市」出店や、「灯明コンペティション」も企画した。
博多ライトアップウォーク「博多千年煌夜」(2006 年から実施)	博多部の寺社をライトアップして、魅力的な情緒あふれる景観を楽しめる。従来の開催地の御供所・冷泉地区から博多部全域に範囲を拡大すると共に、他団体のイベントなどと連携を図る。併設してコンサートを催す(11/2~6)。
第 3 回バルウォーク福岡 5 店の飲み食べ歩き・文化を楽しむ	「行きたかった名店、知らなかったこんな店」をコンセプトに、料亭・寿司店・フレンチ・イタリア・スペイン料理店等 86 店を食べ飲み歩きしながら、福岡の文化を楽しむ企画を行った。
飲食店の灯明活動	飲食店とタイアップした活動で、地域の飲食店に灯明を買って貰い、地域と一体となってお店の前を照らす。
御供所周辺ぶらり散歩 お店マップ作成	個性あふれる 50 店に呼びかけ御供所名店会結成、周辺ぶらり散歩お店マップ 4 カ国語対応を作成し(8,000 部)、ビジネスホテル等の利用者に、寺社の回遊性を向上する散歩道の案内を行っている。各店頭には当協議会推薦店の掲示ある。
御供所ポータル Web マガジン「御供所.info」	博多の隠れた名所や御供所の魅力・イベント情報やエッセイを英語・中国語・韓国語で紹介している。2011.11 スマートフォン対応アプリ『博多・福岡・御供所まちナビ』にも対応している。
「博多・福岡・御供所まちナビ」。(10~11 月)	観光スポットの歴史背景・文化・裏話等の情報を、スマートフォンなどの端末を通して得ることができるシステムを提供。
御供所まちづくり教室 (年 2 回実施)協力	御供所公民館が承天寺等において、博多の歴史と文化の講演会開催。町家の保存状況や博多文化の継承などをテーマに催し、協力する。
地域新聞御供所だより	御供所の地域情報やまちづくり活動を知らせている。
調査・研究	ライトアップウォークの博多千灯明の調査・研究 (HP 等広報)
「承天寺道路(仮)景観検討委員会」の設置協力	承天寺境内分断市道(150m 長さ、幅 16m)が、歴史を感じながら散策でき、イベント時にも配慮した整備が検討される。博多駅側から寺社町エリアへの「ウエルカムゲート」、歴史観光拠点として「門」設置

	<p>を検討中。2011年度は市道にかかる電線類の地中化、2012~13年度に道路整備予定（開山堂、唐門、鐘楼、愛染明王掛け軸等 11 点市文化財指定）。</p>
--	---

6.2.3 活動の効果と課題

地域の中には、地域の魅力資源や文化を意識されていない時期もあったが、最近、若い人達も関心を示して協力して貰えるようになった。また、企画やデザイン、印刷等の専門家等が当協議会へ入られ、専門的な技術支援を得るようになり、活動を充実させることができた。さらに、企業等の理解も得られるようになり、イベント時には1企業から 20~30 人もの協力があるなど、多様な活動が取り組めるようになった。課題は、景観形成に関する会員のアイデアに、様々な専門的な支援が得られるようになると、さらに活性化され地域へも貢献できるのではないかと考えており、そのような制度の整備を望んでいる。

6.2.4 今後の取り組み

(1) 暮らしや伝統文化と直接触れ合うことができる町家を活かし、博多文化の再生に向けた取り組みをしていく。(2) 歴史・文化のネットワーク化を促進し、回遊性の向上を促進する。(3) 地域の人々が、「景観形成地区」を生かした仕事やボランティア活動などを創出し、他組織との交流や情報ネットワークの構築を推進するなど、御供所の夢を感じられる活動に取り組んでいくとのことである。

6.3 福岡西部 E まちづくり協議会

当協議会は、大濠公園から室見川、シーサイドももち地区、西新や唐人町周辺地区等の広域な範囲に及ぶ産官学市民のエリアマネジメント組織である。協議会内には、歴史や文化の史跡名勝が多く、海に面した自然が四季折々に豊かな表情を表す一方、ヤフードームのスポーツやコンサート等の圧倒的な集客力を持つ地域でもある。同協議会はその多様な魅力と共に地域の回遊性を高めるイベント等の連携事業を行い、地域の宝の再発見と知識の共有化を含む地域活性化を目指している。2011年 11 月、田中正則副会長を訪ね、景観を主とした活動について話を伺った。

6.3.1 当協議会の設立の契機と目的

「住んでよし、訪れてよし、安心・安全で、楽しいまちづくり」をビジョンとして、2010年 4 月に、7小学校区の自治協議会地域住民、商店街、教育機関、観光文化施設、公園、メディア、医療機関、行政等が有機的に結びつき、約 30 団体が連携して組織化された。目的は、住民をはじめとして、それぞれの役割や付加価値を担った組織や人々が、「地域を越えた社会の課題を解決」するため、地域力を結束したまちづくりを展開している。協議会のエリア内には旧早良・唐津街道が通っており、また、百道浜は、蒙古襲来時に元寇防塁を備えた処であり、「サザエさん」原作者長谷川町子氏が、漫画構想を思いついた美しい海岸もある。歴史と文化の根が深く、太古から交流を深めてきた「自然」と「人」のまちでもある。

6.3.2 活動内容

活動のテーマは、広域連携国際観光・地域の活性化、環境、健康、教育、国際交流などで、有機的に繋がる地域同志が主体となった「まちづくりと人づくり」を「楽しく行なう」ことを目的として展開している(表 16、図 9 上段)。

表 16 福岡西部 E まちづく協議会活動内容

事業名	事業内容
映画「ふるさとがえり」 ① 1 日映画づくりワークショップ(4 月)。②上映会(11 月)と対話集会。 会場は西南学院大学	①協議会メンバーを含む有志が自ら 1 日映画づくりワークショップに参加して、目的と成功体験の共有化を図り、チーム単位で地域のメイキングフィルムを完成させ、それを通じて、まちの未来を語った。恵那市民全参加(5.6 万人)、6 年の歳月を経て完成した映画「ふるさとがえり」を、地域参加者(340 人)で鑑賞した。絆や関係性、人のつながりの大切さを、「人」を通じたテーマとして上映会を行ない、「自助・相互扶助の大切さ」、「まちは、人とまちで継承することの大切さ」を共有化した。映画は地域を守るための繋がりやコミュニケーションの大切さ等を伝える物語でもあった。②上映会後の対話集会では、市長、九州経済産業局長、映画監督、協議会副会長(進行)と参加者などで対話を行った。
唐人町商店街日曜フリマ「唐人町地域を知る&つながる」(7 月)	2009~10 商店街国際交流を行った。2011 年は「唐人町地域を知る&つながる」をテーマに、伊崎漁港の新鮮なタコ・アナゴを使った料理屋台並ぶ！サークル紹介：唐人町歴史、福岡城、伊崎漁港、サザエさんの会他。チリメンモンスター探しなど子どもが楽しめる催し満載。
夏休みキッズタウンフェスタ(8 月)	「地球と自然環境を大切に守り伝える」をテーマに、ランチバイキングや緑と自然のエコ体験、地引網大会、金印宝探し等+王貞治ベースボールミュージアム見学+野球観戦等、リーズナブルな価格で家族で楽しめるイベント
勝鷹夢祭りと早良・唐津街道の歴史物語を訪ねる(10 月)	歴史巡りは、高取焼味楽窯等を訪ね、その後、勝鷹夢祭りを見学し、ゴールの紅葉八幡宮で様々なお楽しみイベントを実施した。約 250 人参加(内外国人約 30 人)
福岡西部 E まち宝地図の作成(11 月)	当協議会内の 4 エリアの宝を地図に表し紹介した。①百道浜エリア、②西新・高取・藤崎エリア、③地行浜・福浜エリア、④大濠・城内・唐人町・西公園エリア。ハングル語版も制作した。地域住民や商店街店主などの顔を宝探し絵として掲載し、地域住民自らが地域の宝を知り、誇りに持てるマップとなっている。
協議会全体会・事業テーマ別分科会(毎月)	協議会関係者が集まる全体会を行い、各種事業等に関する報告・協議や、各組織の取組み・情報交換や交流を図っている。分科会は交通・観光等をテーマに関係者が集まり具体的な取り組みを検討している。

6.3.3 取り組み効果と課題

課題として、天神や博多地区と比較して、当協議会エリアは交通の利便性も回遊するにも不便で、来訪者も少ない。「地域や住民が自分達のまちづくりを楽しむ環境をつくる中に、来訪者たちも地域の触れ合いを通じて、地域の日常を一緒に楽しみに来て頂ける構想」を描いて、新たな枠組みと発想により「自分のまちを知り、誇りを持って、自ら発信すること」に取り組んでいる。事業全体会や分科会等の会合で意見交換し、また関係者メーリングリストで随時情報を共有し、連携を密にしながら取り組んでいくとのことである。現在、「サザエさん通り」や「ホークス・とうじんさん通り」といった通り名命名プロジェクトを進めており、地域住民が自ら親しみ、口づさむ、安心安全で楽しい歩道環境づくりに取り組むことで、結果として、来訪者に対しても「歩く楽しみ」のきっかけづくり、公共交通機関での利用促進につなげ、当該エリアの課題である渋滞問題解決の糸口を探る活動を進めている。

6.3.4 今後の取組み

当協議会は2年間の評価として、協議会メンバーの増加に加え、主要施設の利用者やイベント参加者等の増加を図り、地域の満足度の向上をあげている。今後、目標達成に向け、魅力ある観光地になるよう磨き上げ、地域特性を活かした心地よい空間を形成し、健康的で魅力あるライフスタイルの提供に心がけ、国内外の人々が集い絆を深められるように、皆が地域の魅力を知り、人を育てることに取り組んでいく。



観光庁モニターツアー



Eまちづくり協議会ロゴ



上映会後の対話集会パネリスト

図9 福岡西部Eまちづく協議会活動



百道浜4丁目の戸建て住宅地区



百道浜小学校運動場の芝生



景観ガイドツアーへの協力

図10 百道浜校区自治協議会の活動

6.4 百道浜校区自治協議会

当協議会一帯は 1982 年に埋め立てられ、1989 年のアジア太平洋博覧会を契機に海浜都市づくりが進められ、職・住・遊が複合する都市景観にウエイトをおいたまちとして創られた。1996 年にシーサイドももち地区が都市景観形成地区に指定され、都市景観形成方針、地区景観形成基準を制定した。柴崎正廣会長から当協議会の取り組み状況を伺った。

6.4.1 設立と活動

当協議会の人口は 7,968 人(高齢化率 11.4%)で、2008 年 4 月に自治連合会から改組し、18 自治会組織、11 各種団体の構成で設立した。H23 年度は、次のような方針で取り組まれた。(1) 危機管理体制と助け合いとして、①防災は、「我々の命は我々自身が守る。我々の街は我々自身、住民が守る」を基本として、「地域の力」を強固に、百道浜にあった仕組みを精査する。②安全・安心の取り組みを見直す。当地区は、昼間は観光客等で賑わい、夜間は暴走族により安眠を妨げられている。月 2 回の夜間パトロールは(2010.4~実施)、西新・百道校区からも参加者がある。③市民活動保険とは別に、平成 22 年度から行事ごとに個別に傷害保険を付与している。④献血者は横ばい状況なので、協力確保に努力していく。(2) 財務基盤として、年間予算には区役所補助金と自主財源とであるが、自治協議会活動に支障をきたしている。自治会加入率の向上と自主財源の充実を協議していく。(3) 他校区、諸団体との連携の緊密化として、2 年前成立された「福岡西部 E まちづくり協議会」に加入し、今後さらに他校区と情報交換を図りながら、より良い百道浜にしていく。

6.4.2 当協議会の景観形成に関する活動内容

世界の建築家通りは、現代代表建築家 7 人が足元の石積みや各棟間処理等を議論しながら街並みを構築し、新しい時代感覚のポストモダニズム空間とした(1989)。分譲戸建住宅地区は快適で美しい、個性的な中にも統一感ある緑豊かな街並み景観を創出している。集合住宅も、豊かな緑や地区規定の色彩条項を満たし、都市景観の個性的なランドマークとして機能し、豊かな環境を創りあげており、景観の保全・整備を行っている(表 17、図 10 下段)。

表 17 百道浜校区自治協議会の景観形成に関する活動内容

事業名	事業内容
自治協議会事業とコミュニティ形成	主事業は、ラブアース講演会と対談、夏祭、敬老会・地域ぐるみ清掃、暴走族追放夜間パトロール、探検ウオークラリー、室見川一斉清掃、餅つき大会、献血、新春のつどい等、毎月定例会で十分に議論し取り組んでいる。「地域住民が主体的に景観形成等に取り組まれ、コミュニティは、地域住民間と諸団体は心も優しく、お互いに連携を図りながら事業が取り組めることを誇りに思う」と柴崎会長は語られた。
おやじの会の活躍	PTA の父兄が主体となって作られた 30、40 歳代の子育て世代の組織で、地域への関心は高く、小学校事業や町づくり活動、E まちづくり事業へも積極的に取り組んでいる。

緑化とまちの清掃等	百道中公園・遊歩道・公開空地等毎日2名が樹木散水を行う。月2回の草むしりや清掃(40人参加)等、地域内緑化や管理に心がけ、緑と自然の中で絆を深めている。電柱広告類や自転車放置等禁止活動も行う。
暴走族追放クリーンアップパトロール	暴走族により安眠妨害され、月1回21時公民館集合し1時間パトロールする(H22年度23回、延680人参加)。110番苦情件数が激減した。
百道浜小学校運動場の芝生の管理	百道浜グリーンプロジェクト規約の下(2008)、小学校、PTA、自治協議会、事業所、行政等が連携を図り維持管理に取り組んでいる。校庭の飛砂防止、良好な学習環境を形成している。
景観ガイドツアー協力等	市の景観ガイドツアー参加時、公民館で自治協議会長・副会長(3人)・公民館長が、当会の景観形成の取組みを判り易く紹介されている。
百道浜4丁目戸建住宅地区(1989~200戸)	電線類地中化、ボンエルフ、緑道、御影石の石積み等、造成段階から快適で美しいまちづくりの先駆的な取組みが行われた。個性的な中にも統一感のある緑豊かな街並み景観が創出され、日常生活において景観の保全・整備に配慮している。
地域住民の自主的な景観活動	堤信雄氏は近くの道路や公園のゴミ拾いを長年にわたり取組み、平成23年度福岡市環境行動賞奨励賞(個人)を受賞した。
百道浜校区自治協議会運用ホームページ	活動における周知事項を、従来の印刷物・掲示物に加え、居住者の利便性向上を目的に、ホームページ運用でオープンなコミュニティをつくっている。自治協議会定例会(毎月)の議事録等を詳細に紹介し、情報の共有化を図っている。同会広報委員会が管理している。
公民館の利用頻度が高い(梶山公民館長談)	公民館を地域コミュニティの場として、集まる、学ぶ、つなぐ役割を担っている。公民館の認知度や利用頻度も高く、公民館だよりは地域の情報源である。地域が一体となり催しを行う事で人と人の輪ができ、安全・安心な街を創ろうと皆さんが元気で取り組んでおり、誇りとなる、人にやさしい公民館を目指している。

6.4.3 評価と課題

当協議会は「都市景観に大きなウエイトをおいたまちづくり」を維持・育成している。福岡タワーを中心に屋上景観にも配慮し、まちづくりの姿勢が評価され、1996年度に都市景観大賞「建設大臣賞」都市景観100選を受賞(福岡市初)した。アジアの人々にとって幸せな生活環境を築くことを目標に、他都市の模範となるすぐれた成果をあげた都市で、地域、大きなプロジェクト等を表彰する国際賞である、アジア都市景観賞の受賞(2010)等もある。

6.4.4 今後の取組

当協議会域は、都市景観にウエイトをおいた福岡の顔となっている地域で、まちを歩くと個性的な中にも統一感のある緑豊かな環境を創りあげ、多くの人々に親しまれている。地域に住む人々は、景観に関する意識も高く、今後も、景観まちづくりを地域で主体的に取り組み、福岡の名所として景観に配慮したまちづくりを展開していくとのことである。

6.5 唐津街道姪浜まちづくり協議会

当協議会は、日本誕生神話に纏わる史跡・神社や元寇防塁、旧唐津街道が通るなど歴史的資源が多くある。一方、2005年の西方沖地震や都市化の進展等により、地域の貴重な財産ともいえる伝統的な町家や町並みが次第に少なくなり、九州大学移転に伴うワンルームマンション化など、古くからの町並みや生活環境が変わってきた。2007年に、マイヅル味噌の建物が国有形登録文化財指定を受け、また、2010年には、当協議会が市の景観づくり地域団体の認定を受けるなどして、景観形成活動に積極的に取り組んでいる。この度、大塚政徳事務局長を訪ね、取り組み状況を伺った。

6.5.1 設立契機と目的

当協議会内は、数多くの寺社や町家（100棟）、路地などが並ぶ旧唐津街道の歴史や文化資源を活かした街並みづくりを推進することを目的に、2007年3月に発足した(発足当初15名⇒現在40人)。地域資源の活用だけではなく、地元の人々には「住みやすさ・暮らしやすさ」のまち、訪れる人々には「楽しさ」のあるまちの実現を目指している。2010年にマイヅル味噌の建物内に当協議会の案内所を開き、催しや情報提供を行うなど賑わい拠点となっている。

6.5.2 活動内容

当協議会発足後、歴史・文化資源の調査や歴史散策マップを作成し、地元や来訪者へ配布するなどして、地域の魅力を高める新たな意識づくりを進めるとともに、「景観まちづくりの実践と姪浜ブランドの構築」に向けた活動に取り組んでいる(表18、図11上段)。

表18 唐津街道姪浜まちづくり協議会の活動内容

事業名	事業内容
地域資源の調査とマップ作成(H19年度~)	「地域の魅力の再認識と地域内外への発信」をテーマに、地域資源調査やマップを作成・配布した(西区やる気応援事業を活用)。
住まい・まちづくり担い手事業支援対象団体指定(国 H22年度)	持続可能なストック型社会への転換、質の高い住宅の長期使用の市場環境、市街地環境整備等の環境創出、住宅建設、維持管理、流通、まちづくり等をNPO法人、任意団体等の活動を促進する事業。当事業により「元気！姪浜計画」や「まち歩きマップ(広域回遊マップ)」の作成等を行う。
景観歴史発掘ガイドツアー(2008~年2回)	町並みウォッチングとして、唐津街道沿いの寺社・町家の町並み、路地や、元寇防塁等を訪ねるなどの歴史散策をする。当協議会推薦店での試食も楽しい催し。
みそ蔵コンサート(2008~年2回)	国有形登録文化財指定のみそ蔵を会場に、音楽会・舞踊会を催す。築180年の古いみそ蔵にやさしく響き渡るコンサートは、人気のイベントとして定着している。
灯明コンサート(2009~年1回)	興徳寺や姪浜住吉神社などの歴史的資源を会場に、幻想的な灯りを背景にチェロやピアノ、オカリナなどの演奏会を催す。

まちづくり講演会等の開催((2007~実施)	姪浜住吉神社やマイヅル味噌等の地域の誇る歴史的建造物で開催するとともに、講師も地域のまちづくりの進捗に合わせ依頼するなど、場所と人にこだわる。2011年には「元気！姪浜計画」の地域への提案発表、「町並み形成と地域ブランドづくり」講演会開催。講師の言葉をきっかけに、女性部を発足させた。
町家再生の取り組み(2008~実施)	伝統的様式の町家の保存や再生を目指し、シンポジウムや講演会、展示会等を催すとともに、町家のリフォーム相談や住まい方の提案も行っている。
唐津街道ネットワーク活動(2008~)	唐津街道に面する地域(赤間宿・高取・姪浜宿・前原宿など)が、多彩な魅力や特性を活かしたまちづくり活動や広域連携を図っている。また、歴史的建造物を会場に、まち歩きや意見交換会等の交流も図っている。
「元気！姪浜計画」策定(2011.2)	「まちづくり・町並み景観づくり」を地域ぐるみで進める指針策定。「景観まちづくりの実践と姪浜ブランドの構築」を目指し、「住んでよし、訪れて楽しい」の6基本方針と21の実現化方策を示した。
大学との意見交換、関係機関との連携交流(2008~)	「地域魅力の再認識と地域内外への発信」大学、NPO、行政、他地域との連携や交流を図る。九大主催のワークショップにも積極的に協力。九大院生が、歴史・回遊・地域の活性化・町並み等のテーマに姪浜のまちづくりを提案し、地域との意見交換を行った。これをきっかけに九大との協力関係を構築している。
旧町名表示板の設置(2010~)	地域への愛着や誇り、1955年代の風情を醸し出す町名表示板を作成し、散策コースの主要な場所に順次設置を進めている。町名由来を募集中
姪浜ブランド認定事業(2011~)	唐津街道沿いや旧魚町通りの名産品販売店や地元新鮮魚を使った料理店を「姪浜ブランド」「姪浜ブランドの店」として当協議会が認定し、認定プレートやシールを贈呈し、地域内外へのアピール活動を展開している。町家や町家を活用した新しい店についても認定準備中。
情報発信「かわら版」2010.9創刊	協議会の活動やイベント情報、地域の魅力情報を掲載。春・秋2回発行、発行数5,000部。会員のデザイナーが腕をふるっている。
女性部会「はまこまち」発足(2011.4)	講演会で、「地域の活性化は女性のロコミで変化する」言葉に感銘し、女性4人で発足。女性ならではの視点を活かした多彩な活動を展開中。
唐津街道姪浜景観づくり計画策定(委員会5回)(2011.10~12.3)	姪浜の歴史文化資源をまちの魅力に繋げる、商店街をコミュニティの核に、誇りの持てる・心が豊かになるまちにしたい等を協議し、計画を策定中。地元関係者・関係団体・九大生・専門家・行政職員等30人参加。

6.5.3 取り組みに対する評価・課題

発足から「地域の魅力の再認識と地域内外への発信」をテーマに展開してきた結果、2009年度に「福岡県ふくおか地域づくり活動賞」「福岡市都市景観賞」を受賞した。また、2010

年3月に「福岡市景観づくり地域団体」第2号に認定された。そして、地域住民のまちづくりへの意識が高まり、協力者が増えてきたり、若者が空店舗を活用するなど、地域の活性化に真剣に取り組むようになってきた。課題として、(1) 自治会や商店会のまちづくり活動への参画、(2) 町家の代替わりなどで壊されるなど、維持することが困難であり対策を検討していきたい。

6.5.4 今後の取組み

今後、「景観まちづくりの実践と地域活性化の実現」に向け、各組織、行政(特に都市景観室、文化財整備課、西区役所)と連携を図りながら、地域の町並みイベントとして事業の継続、地域の魅力発信拠点の運営の充実、景観まちづくりの実践と広報、空き家活用に向けた調査など、姪浜をより良く知って貰う取組みを展開していく。



景観づくり委員会



ガイドツアー中



景観シンポジウム IN 姪浜住吉神社

図 11 唐津街道姪浜まちづくり協議会の活動



天神ガイドウォーカー



天神クリーンデー



天神朝キャンパス

図 12 We Love 天神協議会の活動

6.6 We Love 天神協議会

天神地区(渡辺・明治通り)は西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区で、都心にふさわしい時代の変化に耐えうる質の高い都市空間の形成を図っている。当地区は、2000年に福岡市から都市景観形成地区の指定を受け、その後、都市景観形成方針、地区景観形成基準を制定した。2011年12月に、We Love 天神協議会の福田忠昭まちづくりディレクターを訪ね、様々なまちづくり活動の内、景観形成に関する活動を伺った。

6.6.1 設立の経緯

当協議会は、集積する商業・業務エリアで、交通渋滞や違法駐輪、郊外店立地による競争激化の課題もある。2004年に新たな都心づくり社会実験を経て、推進組織の必要性を認識し、2006年に生活文化や人に優しい環境創造、集客力向上や地域経済の活性化を目指し、企業、地域団体、住民、行政等により「We Love 天神協議会」を設立した。

2008年には「天神まちづくりガイドライン」を策定し、(1)『歩いて楽しいまち』、(2)『心地よく快適に過ごせるまち』、(3)『持続的に発展するまち』を目指し、多様な関係団体等の連絡調整や意見集約、まちづくり活動や評価等を行っており、運営は会費や行政負担金等により進めている。当協議会は本来、競合する商業施設等が共に手を携えながら事業を展開しており、お互いの協力のもと魅力向上に取り組む「都心界」などの精神が引継がれている。

6.6.2 活動内容

様々なまちづくりに関する取り組みが行われているが、その内、平成23年度の主な景観形成活動をまとめた(表19、図12下段)。

表19 We Love 天神協議会の景観形成に関する活動内容

事業名	事業内容
きれいな天神プロジェクト(①②共、毎月1回)	①天神クリーンデー：賛同各施設は周辺清掃や、別動隊を結成し地区清掃を行っている。②大名校区落書き消したい(隊)：天神、大名、今泉地区の壁や街路灯に多数の落書き、「放置すると治安悪化に繋がる」ので、大名小学校に集合し活動する。
安全安心なまちづくり ①は10/5、②は毎月1回、③は10/4	①天神地区合同避難訓練とAED講習を開催し、災害時だけでなく、日常、起こりうるけがや病気を想定して実施した。②天神界限合同防犯パトロール：大名校区自治会、中央警察署、天神地区民が21~22時の間パトロールする。③ふくおか安全安心よかまち運動に参加し、ゴミ回収、自転車啓発、喫煙マナーアップの啓発活動を実施。
おしチャリ啓発キャンペーン(毎月8日)	渡辺通り(三越側)約200mの歩道を設定し、自転車利用者に「歩道は歩行者優先」等、「おしチャリ」を呼び掛けている。
天神ガイドウォーカー(毎月)	天神の街角や路地裏にひっそりと息づく歴史の足跡、隠れた名スポット等をボランティアガイドが案内する。歴史探訪などをテーマとして実施。
天神朝キャンパス(毎月)	天神の新たな朝の魅力発掘のため、福岡テンジン大学とコラボレーションして、開催している。
コンシェルジュ合同ミーティング(年4回)	各施設のインフォメーション担当者がホットニュースや取り組みの情報交換などを行い、おもてなし力をアップする。
2011 天神ウェルカムイヤープロジェクト(3月~5月GW間)	九州新幹線全線開通を機に天神を訪れる人々へ、①オープンカフェ・休憩スペースの設置、②天神案内人の配置、③天神ガイドウォーカー(まち歩き)の実施、④天神の賑わい・集客・回遊向上の取り組み、⑤

	福博花しるべ等への協力。
天神案内人 (10.1~11.13 土.日.祭)	渡辺通りをメインに天神案内人が来訪者のサポートを行う。道案内や飲食店、土産屋の案内等を行う。
警固公園.街路樹イルミネーション 11.18~1.17	各施設の趣向を凝らしたイルミネーションやイベント、渡辺通り・きらめき通り等の街路樹イルミネーションを実施した。平成 23 年度には警固公園においてウィンターリンク天神を実施。
天神・渡辺通り景観まちづくり会議	渡辺通り沿道地権者や関係者、行政、地域団体等の主体が、課題や将来像を共有し、魅力ある街並み景観づくりを進めるため、意見交換を行っている。街並みの現状や将来に望む姿、賑わい向上方法等の意見を交換し、今後、公共空間の改善やより良い通りづくりの活動を目指す。
博多まちづくり協議会との連携	博多駅地区と天神地区を結ぶ回遊性向上、広域集客、おもてなし向上等の取り組みを検討している。
その他の活動	他都市からの視察団等を受け入れ、交流を図っている。

6.6.3 活動の課題など

景観形成については、渡辺通りを中心に、歩道などの公的空間の環境改善や民地の建物・広告物などのルールについて検討を行っている。

公的空間の環境改善については、歩道上のサイクルポストやサイン、プランター、公共掲示物などについて、行政の担当部署がそれぞれ異なるため、調整を行いながら検討を進める必要がある。また、官民が共働で取り組みながら、規制緩和等による広告事業をはじめとした収益事業の検討など、継続的に取り組める仕組みづくりが課題となっている。

建築物や屋外広告物については、質を高めていくために自主的なルール等を検討し、共通認識を広げていくことが必要である。

6.6.4 今後の取り組み

今後、当協議会の協調をさらに強くし、関係機関との連携を図りながら、天神に多くの人が集い賑わいを創り出す、ランドマークの形成や、天神にふさわしい街並み形成や保全整備し、絵になる都市空間や景観の創出などに取り組んでいく。

6.7 各組織における景観まちづくりの取り組み

本章では、自分たちの暮らすまちが、時代を超えて歴史や文化を守り受け継ぎ、次世代に継承することを誇りに思い、また、来訪者が楽しく過ごすまちであって欲しいと、景観を守り育む活動に取り組んでいる。活動の写真は各組織から提供して頂いたもので、各組織が目指す活動や今後の取り組みを記していく。

(1) 東区歴史ボランティアガイド連絡会は、東区の歴史的資源を活かした歴史再発見事業に参加した人達が、2008年に歴史ガイドマップを作成し、その活用と歴史を活かしたまちづくりを目指しボランティアガイドを始めた。ガイドの下調べや予行練習に努力を重ね

ながら、達成感と生きがいを感じながら取り組まれている。新加入者の少ないのが課題としていたが、養成講座も開設され、仲間を増やしながら充実した活動を展開されている。

(2) 御供所まちづくり協議会は、博多駅が近く経済的発展が期待され、都市化が進んでいく中で、守り受継がれてきた歴史や文化を継承する活動を展開されてきた。そして、1994年に市景観づくり地域の認定が転換期となり、景観形成の地区指定も受け積極的な活動が行われてきた。最近、景観を活かした仕事やボランティアに参加する人々が増え、さらに、企業からの協力も得られるようになり、歴史的環境地区にふさわしい活動を展開している。

(3) 福岡西部 E まちづくり協議会は、広域な地域における産官学民の連携を密にして、多様な魅力と共に地域の回遊性を高めるイベント等を行い、地域の宝の再発見と知識の共有化を含む地域の活性化を目指し、その成果をあげてきている。地域特性を活かした心地よい空間を形成し、健康的で魅力あるライフスタイルの提供に心がけ、国内外の人々が集い絆を深められるように、みんなが地域の魅力を知り、人を育てることに取り組んでいる。

(4) 百道浜校区自治協議会は、20 数年前に都市景観にウエイトをおいた職・住・遊が複合するまちとして創られた地域である。2008年に18自治会組織、11各種団体の構成で当協議会が設立された。まちは個性的ながらも統一感のある緑豊かな街並み景観を創出しており、地域においては、美しく豊かな生活環境を築くことを目標に活動を展開してきている。訪れる度に、空間緑化をする人々の姿を見かけるなど、景観を守り育まれている。

(5) 唐津街道姪浜まちづくり協議会は、多くの寺社や町家、路地などの旧唐津街道の歴史を活かし、地域住民が魅力の再認識や新たな魅力を創出し、景観がもたらす効果や暮らしやすさを実感し、地域の価値を育てる地域住民の新たな意識づくりを進めている。現在、姪浜の歴史や文化資源をまちの魅力に繋げ、誇りを持ち、心が豊かになるまちにしたい等を協議し、「唐津街道姪浜景観づくり計画」の策定に取り組んでいる。

(6) We Love 天神協議会は、いつまでも活力ある都心として、みんなに愛されるまちであるように、多様な組織・団体が互いの活動を尊重しながら協力して、都市景観形成に配慮しながら魅力を創造している。当協議会の協調をさらに強くし、関係機関との連携を図りながら、天神に多くの人が集い賑わいを創り出すランドマークの形成や、天神にふさわしい街並み形成や保全整備を図り、絵になる都市空間や景観の創出に取り組んでいる。

各組織における景観を守り育む活動は、歴史や伝統を経て受継がれてきた文化や暮らし、地域らしさを誇りに思い、住む人に親しまれる活動を、市民や事業者が主体となって、関係機関と連携を図りながら展開している。そして、景観に関心を持つ人々を育てながら、訪れた人々には心を癒し楽しむ場となり、また、来たくなる憩いと安らぎを提供するなど、成果をあげている。その取り組みが、希薄化する地域コミュニティを繋ぎ、地域経済の活性化となっており、各組織は、時間や労力を惜しみなく取り組まれている。

7 他の都市における景観まちづくりの取り組み

本章は、自治体での景観政策の状況や運用上の工夫など、京都市、鎌倉市、近江八幡市、金沢市における景観まちづくりを紹介していく。特に景観計画策定や市民が主体的に取り組む背景やプロセス、課題への対応などを纏めた(図 13)。



京都の電動レンタサイクル



美しく未来に残そう京都のまち



鎌倉市 源頼朝の墓 大蔵幕府跡



近江八幡市の町家保存



金沢市 主計町茶屋街

図 13 京都市、京都町家、鎌倉市、近江八幡市、金沢市の景観に関する活動

7.1 悠久の歴史に育まれた京都の景観づくり

京都市は平安建都以来の歴史的特性を有し、世界文化遺産登録が17の社寺や城郭を始め、国宝や重要文化財、史跡・名勝など、数多くの歴史的資産が点在している。また、自然環境や企業が立地するなど多様な個性を有しており、地域の個性を活かしたまちづくりが進められてきている。

7.1.1 京都の景観と保全の取り組み

京都は三方が山に囲まれその中を鴨川や桂川が流れる147万2千人(2012.2推計)のまちで、四季の変化の美しい自然環境に恵まれ、歴史に育まれた史跡・名勝などの資源や、明治期建築の町家が残し、京都らしい風情を醸し出している。これらの美しい景観を守るために、1930年に東山山麓や鴨川沿いなどを風致地区と指定し、1970年に歴史的風土特別保存地区の指定、1972年には市街地景観条例を制定し、市街地景観の整備に取り組んだ。

その後も市街地景観条例の全面改訂による諸制度の拡充、風致・美観地区等の指定区域拡大、まちなかの職住共存地区の建築ルールの強化等に取り組んできた。しかし、京町家の減少や風情ある町並みが分断されることは、豊かなコミュニティによる京都らしさを失わせた。京都の景観を守り育てることは都市の活性化源であると確信し、個性や魅力を確固たるものにし付加価値を高める新たな景観政策を展開した。

7.1.2 新景観政策の策定プロセス

2005年、京都の優れた景観を守り、育て、50年後、100年後の未来へと引き継ぐための景観形成を審議するため、「時を超え光輝く京都の景観づくり審議会」を設置した。2次にわたる答申を踏まえ、新景観政策素案を2006年11月に公表し、パブリックコメントの募集を行った。その間、4回にわたる市広報紙特別版の発行や各区毎の説明会、数十回の出前説明会などにより、政策案の周知と意見聴取に努めた。

そこでの意見を踏まえ、市議会や都市計画審議会承認を得、半年の周知期間を経て2007年9月から施行した。課題は、景観づくりを行う主体は、それぞれの地域での暮らしや生業を営む市民や事業者であり、専門家や行政などと協働による取り組みの強化が必要である。そして、地域特性に応じたきめ細やかなデザイン基準に進化させ、最後に、京町家を保全し再生するための社会的なしくみを構築することが必要である。

7.1.3 景観政策の進化

景観政策に対する市民や事業者の意見を踏まえ政策全体を点検し、2011年4月、景観政策を進化させ新たな制度等を実施した。その4本柱は、(1)市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備、(2)デザイン基準の更なる充実、(3)優れた建築計画の誘導、(4)申請手続きの見直しなどの基準の明文化である。さらに、景観は市民や事業者等の日々の営みの中で育まれるもので、自分達の町の景観を考えることを目指し、「地域景観づくり講座」を催した。この講座は、地域で景観づくり活動の中心的役割を担う人の養成で、景観の基礎知識や見たり考えたりするポイント等を体験的に学ぶ内容で、地域の景観づくりを積極的に推進することを期待している。

7.2 京都市の景観・まちづくりセンターの活動

京都が千年の都と呼ばれる原動力は、町衆と呼ばれる民の力によるところが大きく、その民の力が充実した歴史を有する京都において、(財)京都市景観・まちづくりセンターは、1997年に公益法人として設立された。

7.2.1 景観整備機構の指定と役割

当センターは、住民・企業・行政の協働による景観・まちづくりを推進する橋渡し役として京都市が設立し、京都らしい景観の保全・創造、質の高い住環境の形成を行っており、2005年に全国初の「景観整備機構」に指定された。京都は伝統的に職住が共存する都心部を中心に、多様な地域資源の再生によるコミュニティの活性化が課題であり、まちづくり＝ものづくりというハード面と、一人ひとりが地域に関わりを持ち、まちを育んでいながら、生活全体を良くする景観・まちづくりを目指している。

7.2.2 (財)京都市景観・まちづくりセンターの基本理念と活動

当センターは、地域まちづくり活動の促進と、地域と共生する土地利用の促進を柱として、豊かな自然環境に恵まれ、歴史と文化が息づくまちが、いつまでも京都らしさを失わず、これからも住み続けたいと思えるまちであるために、市民主体のまちづくりネットワークの形成を目指している。また、地域や経済が活性化することによって、景観の保全や創造、質の高い住環境の形成など京都の都市特性を伸ばすことを目的としている。

地域まちづくり活動の促進は、人材育成のための地域まちづくりセミナーや組織づくりで、地域まちづくり活動支援事業や専門家のネットワークづくり、専門家の派遣や活動費助成、相談助言や情報提供を行っている。地域と共生する土地利用の促進は、暮らしや生業、まちなみ、まちの将来像に関する考え方等で、様々な主体間のすれ違いを未然に防ぎ、地域の魅力向上に貢献し共生する個々の土地利用の促進を目指している。

その他には、景観・まちづくりの重要な資源である京町家や袋路などに、マンション建設などの課題が多くあり、これらの課題に対して、各種団体のネットワークによる課題解決の仕組みづくりなどを行い、景観・まちづくりに関する啓発や情報提供、相談や研修、活動支援や交流促進、研究や開発などに取り組んでいる。ここでは、主にセンターの多様な活動の中の、京町家の保全再生について取り上げる。

7.2.3 景観資源としての京町家の保全再生

京町家は、京都の生活文化の器であると共に、京都の景観形成の根幹をなすものである。近年、生活様式の変化や過度の経済性・効率性の追求により京町家が減少し、従来の町並みに調和しない建築物が多くなってきた。新たな建築物を町並みに調和させることは重要であるが、失われると取り戻せない京町家の保全再生と、適切な活用は緊急を要する課題である。

この対応は、昭和47年度(1972)制定の、京都市市街地景観条例の特別保存修景地区制度で、町並み景観の規制と修理・修景費助成を組合せて歴史的景観の形成となった。当制度は、昭和51年度(1976)改正の文化財保護法における伝統的建造物群保存地区制度に採用さ

れ、後、京都市独自の規制・誘導策である歴史的景観保全修景地区制度、界限景観整備地区制度や歴史的意匠建築物指定等により、保全再生を行ってきた。しかし、これらは限られた支援であり、拡大するための方策の必要性が求められた。

7.2.4 京町家の保全再生のネットワークづくり

京町家を適切に保全再生するには、様々な関係者と連携を図り、京町家所有者や居住者の不安解消が必要である。1998年、京都市と当センターは市民や各団体、学識者等により、京町家が集積する都心地域の約2万8千軒の全数調査を行った。2000年に市作成の「京町家再生プラン」に基づき、当センターは町家の所有者や居住者、関係者の連携によって、相談事業やセミナーを通しての課題や、設計者や工事関係者、不動産専門家、市民・職能団体からの情報提供を整備し、情報発信を行った。

2004年の追跡調査によって、7年間で13%の消失を確認した。その危機感から「今後の京町家保全再生のあり方検討会」を発足させ、町家の活用策や耐震・防火の検討と共に、センター内に「京町家情報コーナー」を開設した。2006年、京都不動産顧問業協会が「京町家不動産証券化事業」を始めた。これは京町家を特定目的会社を買取り、その資金を投資家から投資して貰い、商店施設に改装して貸出し賃料収入を配当に与える事業である。

7.2.5 「京町家まちづくりファンド」の設立と事業展開

京町家は私有財産ではあるが、京都らしい町並み景観を形成する基本的要素としては公的資産でもあり、また、京都の風土や町衆が生み出し、洗練させてきた生活文化が継承されている。その町家の減少主要原因は、維持や管理面の経済的負担によるものである。2005年、京町家を守って欲しいという篤志家の500万円の寄付を契機に、「京町家まちづくりファンド」が設立された。

京都市や民間都市開発推進機構の助成を受け、基金は2010年に1億6,000万円となり、京町家の改修工事の助成が可能となった。日々減少の危機に瀕していた京町家を地域一体となって取り組むとともに、歴史的町並みのモデルとなることを願い、町家所有者のガイドラインの作成や、普及啓発活動に取り組んでいる。今後、京町家の保全再生と活用が、京都の都市景観と都市文化のさらなる充実と継承の支えとなることを目指している。

7.3 鎌倉市の緑地保全からまち並み形成へ

鎌倉市は魅力的な古都として知られ、人口約17万4千人(2012.2推計)、歴史と文化、緑豊かな住宅都市として、「住んでみたいまち」の上位に何時もランクされる都市である。

7.5.1 鎌倉市の概要

12世紀末源頼朝が開府の地として鎌倉を選び、その幕府が滅びた後は、保養地・別荘地となり、高度経済成長期に東京人口集中の影響を受け、大規模宅地開発地となった。1963年に開発測量調査が行われ、魅力的景観の損なわれることを危惧した市民が反対運動を行い、翌年「鎌倉風致地区保存会」を設立し宅地造成を中止させた。この運動が「古都保存法」(1966)制定のきっかけとなり、1967年、「歴史的風土特別保存地区」と指定され凍結

保存された。

「古都保存法」と「風致地区」指定(1938)により、良好な自然環境が維持され景観がつけられ、その後も市街化区域内の山林保全、斜面地建築物の抑制を行うなど緑の保全に取り組んだが、市街地の街並みの取り組みは遅れた。これは、鎌倉には歴史的なまち並みの集積が無く、様々な時代や様式の建物が混在し、様々なイメージはあるが、景観づくりの方向性が共有されていないことが原因といえる。

7.5.2 市民と共につくる景観

1994年に「鎌倉市景観形成基本計画」策定時に、タウンミーティングで市職員が寸劇を演じ、参加者と一体感を築くことに配慮した。そして、計画づくりの段階から市民の協力を得るための下地づくりに力を入れ、参加者と一緒に議論する雰囲気づくりに心掛け、景観施策の評価や改善点を市民と議論した。

1) 景観計画策定の考え方として、1994年に策定の景観形成基本計画を2004年に見直し、2005年景観行政団体となった。既に計画があるから、自主条例施策に法的根拠を持たせることを基本方針とした。基本的な考え方は、都市の骨格をなす公共施設や歴史的建造物、樹木等の景観資源を核とする。眺望の視点からの推進、都市計画マスタープラン、緑の基本計画との連携、計画実現に向けた体制の充実である。

2) 景観計画の実効性を高めるために基本的考え方の検討を進め、特に「計画実現に向けた体制の充実」に力を注いだ。このため、タウンミーティングの方法で、市民と行政の役割分担、市民への責任付与、行政内部の横断的調整機能の強化、施策推進機能の明確化、景観まちづくりの主体であるといった意識醸成に取り組み、庁内関連18課の調整会議、公共施設管理者との協議や調整にも時間をかけた。

3) 鎌倉市の景観計画(2007年1月策定)の特徴は、景観行政の目的である「空間的な質を高める」、「都市をデザインする」ことを強調するため、都市マスタープランの市域を21区分し、土地利用方針を定めていることに対応し、地域毎に景観形成の方針や基準を定め、構成を3段階とした。段階は、周辺状況の景観的特徴をつかむ、周辺景観になじんだ形態意匠とする、周辺景観の向上に役立つデザインを工夫するである。

もう一つは「景観重要公共施設」の位置づけで、中世土木遺構の都市骨格を構成する公共施設を景観重要公共施設に位置づけ、景観計画に施設の整備方針と占用許可の基準を定めた。公共施設管理の多くは神奈川県のため、景観的配慮の交渉を重ねることにより、景観計画に位置づけた。また、景観資源を維持している所有者を評価し、行政はその支援を行うことにした。

4) 景観計画の運用については、市民は鎌倉の豊かな歴史と自然に囲まれた古都に憧れ、移り住んだ人も多い。従って市民意識も高く景観形成のニーズも強く、景観計画策定も市民との協働により取り組み、さらに、専門家による定期的研修や意見交換等を実施し、景観アドバイザー制度も創設した。これまで市独自に取り組んできた施策を法に基づくものに移行させ、市街地のまち並み形成の方向性を示したが、積年の課題が残っていた。

7.5.3 景観地区の指定

1) 古都保存法や風致地区等様々な制度を活用して緑の保全に尽力し、市街地のまち並みコントロールは、1960年代後半から行政指導により対応してきた。美観・高度地区、地区計画等により検討してきたが、規制強化は商業・観光振興の妨げとなるとして反対があった。近年は行政手続法の制定、建築基準法改正等の規制緩和により建築紛争も多発しており、景観計画の策定と並行して景観地区指定を睨んだ取り組みを進めることとした。

2) 景観地区指定を見据えた戦略的な取り組みとして、市民運営によるまちづくり法令講座を行い、大勢の市民に景観づくりを理解して貰うためにワークショップを催し、市民が企画・運営等をした。その結果、商業地は商店街のセールを併設、住宅地は親子まち探検等、工夫を凝らした内容となり成果を得た。この企画は、地域コミュニティ、市民と行政の信頼回復を目指し、NPO団体や専門家育成にも取り組み、文化財行政と協働した「登録文化財制度の活用」も行い、市民意識の醸成と対外的アピールにも繋がった。

3) 鎌倉市は1992年、世界遺産登録暫定リストに搭載され、登録を市の最重要施策に位置づけている。景観地区指定は2006年頃から始め、広域的な視点と緊急的な課題への対応として進めた。地権者説明会など合意形成にも取り組み、2008年3月に都市計画決定・告示し、積年の課題に一定の区切りをつけることができた。今後、いかに効果的に景観形成を進めていくかの課題を抱えており、鎌倉に相応しい景観形成を進めることが重要である。

7.5.4 鎌倉における景観形成

鎌倉市の景観形成は、古都保存法発祥の地で年間1,800万人の観光客が訪れる都市であり、多くの鎌倉ファンの期待を裏切らないように努力している。鎌倉市に住む方が、常に来訪者に見られることを気遣って、庭の手入れを怠らないとのことであるが、真の市民による景観形成活動である。2012年1月、世界遺産条約関係省庁連絡会議で、「武家の古都・鎌倉」の推薦書をユネスコ世界遺産センターへ提出することが決定したということだが、今後、世界遺産登録に向けて大きく前進していく。

7.4 近江八幡市の風景づくり

近江八幡市は、古くから琵琶湖の東西交通の拠点として栄えた人口8万2千人(2012.3推計)、1585年豊臣秀次が八幡山城の麓に城下町を開き、西の湖を経て琵琶湖に至る八幡堀を開削したまちである。

7.4.1 魅力ある近江八幡を、次世代に引き継ぐ

まちの発展を支えていた八幡堀も戦後は陸上交通となり、1960年代後半、駐車場や公園に埋め立てかけたが、400年間まちの発展を支えてきた文化の継承として、景観まちづくり視点の修景保存運動が展開され中止された。八幡堀が再生されると共に、江戸時代や明治時代の町家や蔵が町並み保存へ引き継がれ、重要伝統的建造物群保存地区として残され、市民の財産であり誇りである。この考え方が、まちづくりとして継承されている。

2005年「景観行政団体」となり、市内すべての風景は先人から受け継がれ、市民みんな

の共有財産であると定め「近江八幡市風景づくり条例」を施行し、その後、「水郷風景計画」を策定し全国初の景観計画となった。近江八幡市では「五感」で感じる景観、日常生活からの景観として「風景」を使い、景観法に基づく「景観計画」を「風景計画」と読み替えて制定した。

7.4.2 風景づくり委員会・アドバイザーの制定

近江八幡市風景づくり条例に基づく、風景づくり委員会は、風景づくりマスタープランや風景計画策定、風景資産の登録などの審議を行い、景観法の「景観協議会」に位置付けている。風景づくりアドバイザーは、風景計画区域内や眺望風景保全区域内における建設行為等、専門的かつ適切なアドバイスを行う。また、アドバイザーは風景づくり委員会にも出席し、風景づくりの連携を図っている。

7.4.3 市民による風景づくり

景観づくりとしての八幡堀の修景保存運動は、市民主導のまちづくりとして行政と共に進める町並み保存への展開に繋がった。修景された八幡堀や水郷地帯では多くの市民団体が「市民の財産」として愛着と誇りをもって、行政からの援助ではなく、自らが身銭を切り、清掃作業や環境保全活動を展開している。景観計画策定の際、行政は良好な景観形成に異論は無いと予想していたが、2005年の計画区域予定集落から異議が出た。

主な理由は、(1) ヨシ群落や水郷地帯は良好な風景であるが、産業として維持管理が困難なので、何らかの施策を望む、(2) 河川改修や治山事業などが、景観形成のために止められ安心安全な生活ができなくなる、(3) 生活しにくくなる計画や観光化は止めてほしい、また、規制により住みにくくなると、子ども達が外へ出て衰退していく、と言う内容である。これらの反対に対して行政から次の説明を行い、理解して貰った。

(1) の意見に対して、昔から自然は産業として生活の関連として保全されてきたが、今はその関連が殆ど無く検討されなければならない。現在、観光客から協力金として資金を確保し、自然保全や再生に役立てようとしている。(2) の意見は、これまで、公共工事は価格の競争であり、景観という仕様はなかったが、安心安全を求めたものが最優先ではあり、可能な限り景観に配慮したものにする。

(3) の意見には、景観規制は観光化が目的ではなく、住民にとっての住み応えのある地域づくりを目指しており、古い町並みや自然の中で形に現れない精神風土や文化を保全継承することは、そこに住む住民にとって生活し易い環境を整えていくことで、その結果、観光の魅力を高めることになる。景観の行為規制基準は、周辺の町並みから見た一つの視点であり、行為規制を守り良好な景観形成を推進すれば、子ども達が地域に魅力を感じて外へ出たがらぬであろう。

景観計画は住民の意見を取り上げて基準をつくらなければならないと考え、住民参画委員会を設置し、ワークショップなどは面白くなるような企画をし、終了後、「また参加したい」と思えるような考えを検討した。そのキーワードは「町全体の視点で景観を見る」

「無くしてはならない、身近な景観」「身近な人達が望んでいる将来の景観像の共有」など、市民から出された意見を基に、専門家の支援を得て計画を策定した。

風景づくりを進め、美しく風格のあるまちを創るため次の3点を狙いとした。(1) 近江八幡を愛する心を育み、まちの文化を高めていく、(2) 魅力ある風景を守り、育て、次世代に引き継ぐ、(3) 市民・事業者・行政が其々の担う役割を認識し、互いに連携し、協働していく。また、専門家による技術支援や風景資産の推薦や登録制度を設けた。

7.4.4 心の美意識を求めて、保存するという事

よく景観施策の経済的効果を問われるが、地域の文化をどれだけ残すことができ、心の豊かさが増したかを重要視している。良好な景観形成は、行政の総合力として、熱い住民の思いがなければできない。景観形成は外観の美しさを求めるものではなく、文化継承が目的であり、市民の一人ひとりの心の中の美意識を高めることである。単なる美というものでなく、郷土愛・倫理観の域であり、まちづくりの必須の作業として取り組んでいる。

これまで素晴らしい風景は、地域毎の風習・文化と共に守られてきた。今迄あまり気付かずいた良好な風景は、大型資本の流入による急激な変化や生活様式の多様化などにより、次世代に引き継げるか不安視される。町なみの保存は、そこには住民の生活が有、その生活を含めた町、活きた町であることを基本として伝統的な建物を残していくことである。2010年3月市町合併が行われ、今後、新しい市の景観計画を策定していく。

7.5 金沢市の歴史的資産を活かしたまちづくり

金沢市は人口約46万2千人(2012.3推計)、四季の移ろいを際立たせる恵まれた自然や地形を背景に、金沢城を中心とした藩制期のまちを引き継ぎながら発展してきた。この景観は、先人の努力を受け継いだ市民共通の財産であり、これを大切にしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、人間性溢れる都市に取り組んでいる。

7.3.1 金沢市総合景観計画の策定

金沢市は400年以上もの間、内外の戦禍に遭わず、地形、歴史、土地利用の重層性景観と、市民の暮らしや伝統・文化に根差した都市である。この景観を守り育てるために、1968年、全国に先駆け金沢市伝統環境保存条例を制定、1989年金沢市政100周年として、「都市景観元年」「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観に関する条例」の制定を進めてきた。その後も市独自の景観関連条例を制定し、固有の景観を磨き高め、2009年1月「歴史都市」として認定され、歴史的資産を活かしたまちづくりを加速した。

2009年3月、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例を制定し、市全域に新たな景観まちづくりを発展させるべき、7月に金沢市総合景観計画を策定した。本計画は、景観を巡る社会情勢の変化や新たな課題に対した、景観まちづくり行動指針長期計画で、基本理念は、□特色ある自然・風土を活用・保全、□歴史的資産を継承する、□地域の時間と暮らしに根差した景観形成を掲げ、市民、事業者、行政等が相互の役割と責任を認識し協働により取り組むものである。

7.3.2 景観まちづくりの展開に向けて

景観まちづくりを進めるには、景観構成要素を個々に捉えるだけでなく、様々な構成要素の相互の関係性やその背景にある歴史性や人々の働きかけ、気候・風土との関係性等を総合的に捉える視点が重要である。生活様式の変化や価値観の多様化が進む現代において、金沢固有の景観特性を基本として、統一性と多様性のバランスを意識しながら、様々な関係性を良好にデザインし、金沢らしい景観形成を目指す。

金沢らしい景観を創るには、独自の景観形成の視点を構築しなければならない。そのため、金沢固有の起伏ある地形の保存と地域の歴史、遺産の保存や活用や時代の変遷を経た土地利用など、重層的な景観の構図に加え、長い歴史を経て人々に受継がれてきた伝統・文化や暮らし、季節ごとの習わしや一日の移ろいを含めた景観文脈再構築を景観構成上、重要な視点として捉え魅力ある景観形成を進める。

金沢のまちは、藩政期以来の多様な伝統文化に根付いた職人の技・ものづくり、地場産業として発展した産業資源の既存ストックや町会や校下など、このまちに暮らす人々の中に根付いたコミュニティなど目に見えない地域資源にも恵まれ、これらがコンパクトに集積、密接に関わりながら発展してきた。第二次基本計画(2006 策定)の一つに「コンパクトシティとしての都市構造を生かし、快適で賑わいと活力に満ちた中心市街地を形成する」方針を掲げた。地域資源などを十分に活かし、重層的に織り交ぜながら展開する。

7.3.3 景観まちづくりの実現に向けて

様々な景観関連条例に対応した専門部会は、社会の変化により多様化・複雑化する景観形成上の課題に対応するため、補完や活用等により審議・協働体制を発展させていく。また、景観まちづくりに関わる、都市計画、建築、歴史文化、環境などの各種基本計画や施策所管の関係部局と協議・調整できる連携体制を整える。職員がそれぞれの業務を通じて、良好な景観まちづくりを実践できるよう、市内研修会や説明会を開催する。さらに、NPO 団体など、各種活動団体等との連携を図り発展に向けた体制を整えていく。

景観まちづくり発展目標はレベル4 迄あり、レベル4 は、(1) 協働による景観まちづくり体制の確立、(2) 地域の景観特性に応じた魅力ある景観まちづくりの広がり、(3) 景観まちづくりによる交流人口の拡大、まちの活性化(世界都市金沢の実現)などを上げている。景観まちづくりの進行管理は、時代の変化とともに景観を取り巻く社会的背景や課題等も変化し、景観形成に様々な影響を与えることから、長期的な視点からの進行管理を行っていく。

7.3.4 金沢市町会実態調査結果

金沢には、古くから小学校校下を単位として培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、町会・公民館・消防団などの活動が活発に行われている。町会の実態を把握し、地域コミュニティの活性化を図る資料とするため市と金沢大学が共同して、2006 年にコミュニティ実態調査に取り組んだ。市内町会長(1,338 人)全員を対象とし、郵送調査法により高い回収率は 90.4%である。町会加入率は 76%で 10 年前より 1.8%の減少である。

運営の問題点は、町会役員の高齢化やなり手が少ないことをあげる人が多く、事業内容の

形骸化や地域住民の関心の低下、活動への参加がないことも多くなっている。今後、地域住民の町会への関心を取り戻し、町会を担う人材を育成していくことが重要になっている。

「伝統芸能の保存・継承運動」が活発ではないとする認識が 8 割を超え、伝統が後継者世代に受け継がれていない実態が危惧されている。

協働まちづくりを進めるために必要なことは、(1) 行政による情報提供、(2) 市民の意識啓発・研修機会の充実、(3) 協働のまちづくりを進めるためのルールや指針、(4) 市民の自主的な活動に対する行政の支援、(5) 行政の意識改革など、8 割を超える人々が必要であると答えている。中でも「行政による情報提供」が「とても必要である」と 56%が答え、景観まちづくりを推進していくにも、情報提供が有効な政策の一つと考えられている。

7.3.5 金沢の魅力発信と世界遺産登録への取り組み

市民の憩いと安らぎの生活空間を創出してきた寺社等や、長い歴史を経て人々に継承されてきた伝統文化や暮らしを、重要な魅力ある景観形成として捉えている。従って、まさに暮らす人々の中に根付いたコミュニティとは密接な繋がりがあり、景観形成の活動も行われてきている。今後も市民の参画により、地域の暮らしや歴史・文化に根ざした景観を掘り起こし、より魅力ある景観まちづくりを展開していくとしている。

そして、平成 26 年度の北陸新幹線金沢開業に備え、「金沢魅力発信行動計画」を策定した。これは金沢の様々な魅力を世界に発信するため、市が戦略的かつ計画的に取り組んでいく行動計画で、現在、「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」の世界遺産登録に向けて推進している。これから、金沢世界都市構想の実現に向け、なお一層、“人が住まい、集い、にぎわう、元気な中心市街地”の実現を目指していきたいと考えている。

7.6 他都市における景観まちづくりの取り組み

本章では、自治体の景観施策、景観計画策定の背景や市民との協働による取り組み状況を紹介した。各都市とも、歴史や伝承文化、豊かな自然に恵まれているが、景観を失わないために市民が主体的に取り組み、行政と共に継承していく努力が積み重ねられている。

京都市は、2006 年に新景観政策素案を公表し、その後、政策案の周知と意見聴取として、市広報紙特別版の 4 回発行、行政区毎の説明会、出前説明会を数十回も行って、市民へ景観政策の情報提供を積極的に行われている。また、減少危機の京町家は京都の生活文化の器であると共に、京都の景観形成の根幹をなすもとして保全再生に取り組み、2006 年「京町家まちづくりファンド」を設立し改修工事を始めた。京町家を地域一体となって取り組み、都市景観の充実と継承を目指している。

鎌倉市は、1963 年の開発測量調査時、市民が魅力的景観の損なわれることに反対運動を行い、翌年「鎌倉風致地区保存会」を設立し宅地造成を中止させた。1994 年に鎌倉市景観形成基本計画 策定の際には、市は参加者と一体感を築くことを配慮し、計画づくりの段階から市民の協力を得るための下地づくりをし、参加者と議論する雰囲気づくりに心掛け、景観施策の評価や改善点も議論し、鎌倉に相応しい景観形成を進めた。

近江八幡市は、1960年代後半に八幡堀を駐車場や公園に埋め立てかけたが、修景保存運動の展開によって中止された。そして、町家や蔵の町並みが重要伝統的建造物群保存地区として残され、この精神が市民の財産であり誇りであり、この考え方が継承されている。景観施策の経済的効果が問われる中、熱い市民の思いがなければできなく、地域の文化をどれだけ残し、心の豊かさが増したかを重要視し、市民の一人ひとりの美意識を高めることに取り組んでいる。

金沢市は、景観は先人の努力を受け継いだ市民共通の財産であり、これを大切にしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、人間性溢れる都市づくりを行ってきた。景観まちづくりに関わる、都市計画、建築、歴史文化、環境などの各種基本計画や施策所管の関係部局と協議・調整できる連携体制を整え、職員が其々の業務を通じて、良好な景観まちづくりを実践できるよう、市内研修会や説明会を開催し、NPO 団体など、各種活動団体等との連携を図り発展に向けた体制を整えている。

先進的な景観まちづくりの取り組みを紹介したが、各市の景観形成活動とも、歴史に育まれた史跡や名勝や風情ある町並みの景観を守る活動を、市民が主体となり取り組まれている。そして、市民が景観形成活動を取り組みやすいように、景観整備に関する情報を積極的に提供し、人材の養成も行い、市民、事業者、行政との協働による景観まちづくりを推進している。なお、各都市の景観形成活動内容や写真は、各組織のホームページや図書を参考とした。

8 福岡市における良好な景観形成を目指して－提案

－歴史・文化・風土を活かした景観まちづくり

福岡市は、市民が歴史や文化を引き継ぎ発展したまちを誇り、それを維持向上させようと多くの住民が地道な活動を展開しており、住みたい・暮らしやすいまちが創られ、コミュニティや地域の活性化に繋がっている。これらを踏まえ、さらに、今後の景観まちづくりを進める視点として、本章では、次のことを提案する。

提案事項

- 1 市民が主体的に関わる景観まちづくり**
 - 1.1 市民が主体的に景観を守り、創り、活かす
 - 1.2 魅力ある景観の創出は地域で
- 2 地域の歴史や文化を引き継ぐ**
 - 2.1 地域の歴史・文化的資源の再発見をする
 - 2.2 歴史や文化などの継承の再構築
- 3 総合的な施策としての景観まちづくり**
 - 3.1 総合的な施策としての景観まちづくり
 - 3.2 景観まちづくりに関する拠点の整備
- 4 景観まちづくりを進める人材養成**
 - 4.1 景観まちづくりを進める人材養成
 - 4.2 景観整備機構などの活用を図る
- 5 市民共有の財産である景観を磨く**
 - 5.1 関係機関・組織の連携と景観まちづくり
 - 5.2 人と人・アイデアを繋ぐネットワークの形成
 - 5.3 景観まちづくりファンドによる景観形成活動の推進

1 市民が主体的に関わる景観まちづくり

1.1 市民が主体的に景観を守り、創り、活かす

景観法では、良好な景観は地域毎に異なるので、地域における取り組みを通じてその実体が創られるとしている。福岡市においては、景観は、「自分達の暮らすまちが、美しく快適で、豊かな自然や歴史、文化を育む住みやすいまちであってほしい」とし、景観を守り育む活動に、多様な主体が関係機関や組織と連携を図りつつ、目的や方策などを共有しながら取り組んできている。

5章に紹介した景観形成活動に取り組む方々へのアンケート調査において、景観まちづくりへの参加動機を問うと、「地域の活性化のきっかけにしたい」、「日頃から景観まちづくりに関心があった」、「景観まちづくりは市民が主体的に取り組むべきこと」の回答が多く、景観まちづくりへの関心の高いことが伺われる。反面、「景観まちづくりの定義が判り難い」、「地域住民の景観形成活動に対する理解を得難く、取り組みが困難である」、「景観まちづくりの具体策の合意が得にくい」等の意見もあり、景観に関して市民への認識を高める要望も多かった。

京都市では、新景観政策策定の際(2006)、パブリックコメント募集の間に市広報紙特別版を4回発行し、行政区毎の説明会、さらに、数十回の出前説明会等を催し、市民に政策案の周知と意見聴取に努め、その意見を踏まえて翌年に策定している。鎌倉市でも、景観形成基本計画策定時(1994)に、タウンミーティングで市職員が寸劇を演じ、計画づくりの段階から市民の協力を得るための下地づくりに力を入れ、参加者と意見を交換しやすい雰囲気づくりに心掛け、景観施策の評価や改善点を市民と議論し策定している。

景観法では、景観は地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和が生み出すもので、多様な主体が役割を認識し協働していくことが重要であるとしており、景観まちづくりは、地域の個性や特色を活かす分野で自治体が先導していく役割がある。住民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、積極的な役割を果たすよう努め、自治体は市民の継続的・自主的な動きが図れるように周知が必要であるとしている。主役である市民の実践と、これを支援する行政と企業との共働により進めることが大事である。

アンケート調査や市内における組織の活動状況などから、市民が主体的に景観まちづくりに取り組む機運が高まっている。また、地域で景観を守り育む活動を進めている人々は、やり甲斐や生きがいを感じて活動している人々も多い。地域の特性に応じた景観まちづくりの目標を共有し、市民が主体的に景観を守り、創り、活かすように、景観づくりの担い手として向上させ、仲間を増やし認識を深化させる景観まちづくりの推進が望まれる。

1.2 魅力ある景観の創出は地域で

景観まちづくりは、長い時間を経て人々に受け継がれ、伝統文化に根付いた職人の技やものづくり、祭礼や季節ごとの習わしなど、まちに暮らす人々の中に根付いてきたものや、

祭りなどコミュニティによって育まれてきたものも多い。景観は、私達が暮らす環境であり、その環境は整備した社会や文化などを表し、そして、景観に影響を与えている。従って、地域住民が地域にある優れた個性や魅力を磨き高めるように、景観を地域で創出することが不可欠である。

地域コミュニティの活性化を内閣府高村参事官は(2011.6)、「これからは人と人、人と地域を繋ぐ、自然や歴史などの果たし得る役割を学ぶことである。土地に籠められた想いや意味を見つめ先人たちの知恵や願いに学び、自然に遵いその土地に住む人と人の繋がりの大事さを知り、そこに住み暮らす人びとの暮らしの中から、まちを生み出していく必要がある」と語っている。地域の高齢者や独居老人などの対策をよく検討されるが、併せて、地域に住む人達が地域の魅力を見直し、地域力を高めることも重要である。

公園を作る時に、地域でワークショップなどによる市民提案型公園を作ると、利用も高く、清掃活動など日常の維持管理も市民自らが行う度合いが高くなり、福岡市においても提案による公園作りが行われている。インドの経済学者アマルティア・センの思想は「他人を思いやりましょう」、人は共感や関与により行動を起こすことから、共感と関与による行動の重要性を述べている。現実には、地域の活動に主体的に参加している人は少なく、地域問題の所在の認識度の低いこともあるが、景観づくりに共感し関与する機運を高め、地域で楽しみながら創っていくことが望まれる。

福岡市は、度々の戦禍に遭いながら復興を遂げてきた都市で、古くから自治精神が育まれ歴史と伝統を反映したコミュニティが継承されている。7章紹介の京都市や金沢市も、長い歴史を経て人々に受継がれてきた伝統文化や暮らしなどを景観形成の重要視点としており、コミュニティ分断をも防いでいる。6章で紹介した、御供所まちづくり協議会は、福岡市からの景観づくり地域団体認定がまちのターニングポイントとなり、地域の絆を育み次世代へと継承してきている。

We Love 天神協議会は、伝承される歴史文化資源を活かし、歩いて楽しく、心地よく快適に過ごせるまちを目指し、まちの魅力向上への景観を積極的に取り組んでいる。東区歴史ガイドボランティア連絡会、福岡西部 E まちづくり協議会や唐津街道姪浜まちづくり協議会では、地元の歴史や文化の資源の存在を地域住民へ呼びかけ、地元民の関心を高めながら景観形成を進めている。百道浜自治協議会の地域は、景観にウエイトをおいたまちとして創られ、地域に住む人々が景観形成への意識も高く、日頃から公園や住居空間などの景観づくりに、積極的な活動を展開している。

景観まちづくりは、地域に住む人々が主体となり、そこに住む人々の努力の積み重ねが不可欠である。その土地の歴史や文化、風土を活かし、その土地の特性に目を向け、そこに暮らしてみたいと思う心地よい空間を創ることで、地域を良くしたという意識が深まっていく。住民が主体的に取り組むことによって、コミュニティの連帯感を醸成して繋がりが強化され、さらに連帯感を築き地域力が高められるようになる。多くの景観づくり地域団体などと、市が協定などを締結し推進していくことも重要である。

2 地域の歴史や文化を引き継ぐ

2.1 地域の歴史・文化的資源の再発見をする

福岡市文化財部は、「井相田 C 遺跡」第 10 次発掘調査(2011.12)によって、奈良時代に太宰府と博多を結ぶ、「水城東門ルート」推定線上に道路側溝の可能性のある溝を発見し、その成果を福岡市埋蔵文化財センターにおいて紹介するなど、市民の歴史への関心が高まっている。その太宰府市は、市制施行 30 周年記念事業として「太宰府検定」に取り組み、まちの魅力を発見・再認識し、太宰府をもっと好きに、もっと元気になって貰いたいと、太宰府の長官「帥」の称号を与える事業に取り組んでいる。主催は「太宰府検定」実行委員会、共催が太宰府市で 2012 年 5 月に行うこととし、その公式テキストも販売しているが、地域の歴史・文化を伝承し関心を高める一つの方法である。

アンケート調査結果、福岡市において、市民が景観まちづくりへの関心を高める方法として、「歴史資源を見出し、地域力の向上を図る」ことを望んでいる人々が多い。歴史的文化的資源が数多く存在する福岡市は、新たな資源整備の取り組みを行っているが、地域住民が関心を持つ歴史や文化的景観の価値や特性を活かし、様々な商業や観光等とも結びつけ、さらに、持続的に発展すべき魅力ある都市の実現を目指すことも望まれる。

平成 23 年度福岡市市政アンケート調査結果、「市の観光スポットや集客施設の最も代表的なもの」として、「歴史的な場所や建物」が 9.8%で 4 位、「寺社仏閣」が 6.1%の 6 位で、市民が歴史的資源を重要な資源として感じている。市埋蔵文化財センターの考古学講座や、各地域の景観に関する集まりへも多く参加したが、参加者の多くは、古代からの歴史に知悉して、歴史を守り育てることは都市の活性源となり、付加価値を高めることにより新たな都市になると期待している人々も多い。市内に存在する歴史や文化などの資源を見出し、福岡らしい風情を醸し出す美しい景観を、地域で考え継承する活動となるように、地域特性に応じた景観まちづくりを積極的に推進することが期待される。

2.2 歴史や文化などの継承の再構築

2008 年にまちづくりと文化財の連携によって歴史的風致を後世に継承する制度として、文部科学省、農林水産省、国土交通省共管で歴史まちづくり法が制定された。同法に基づき「歴史都市」を認定しているが、これは、地域に残る歴史上価値の高い建造物や歴史的なまち並み、歴史と伝統を反映した人々の生活や、伝統文化が一体となって形成される良好な環境を色濃く残し、それらを活かしたまちづくりを積極的に進める都市である。

2009 年 1 月に金沢市などが第 1 号の認定を受け、2011 年 12 月現在、全国で 27 都市が認定されており、認定都市には、文化財保全や文化財周辺の景観向上などを図る財政支援を国がする。金沢市は歴史都市の認定を受けたことによって、歴史的資産を活かしたまちづくりが加速し、景観まちづくりに関わる、都市計画、建築、歴史文化、環境などの各種基本計画や施策所管の関係部局と協議・調整する連携体制を整えた。そして、職員がそれ

ぞれの業務を通じて、良好な景観まちづくりを実践できるよう、市内研修会や説明会を開催し、NPO 団体などの各種活動団体等との連携を図り発展に向けた体制を整えた。

近江八幡市(7章紹介)は、1960年代に400年間もまちの発展を支えてきた八幡堀の埋め立てを始めたが、市民の修景保存運動によって中止された。この運動は、景観づくりとしての市民主導のまちづくりとして、行政と共に進める町並み保存への展開に繋がっている。しかし、2005年に景観計画策定時に、市民から「生活しにくくなる計画や観光化は止めて欲しい」と異議が出た。その時、市では次のような説明をして理解を得ている。

近江八幡市は、景観規制は観光化が目的ではなく、住み応えのある地域づくりを目指しており、古い町並みや自然の中で形に現われない精神風土や文化を保全継承することは、そこに住む人々にとって生活し易い環境を整えることになる。また、景観の行為規制を守り良好な景観形成を推進すれば、地域の魅力を増すことになり住みやすくなり、観光の魅力を高めることになる。その説明に市民は理解を示し、その後、市民の多くは清掃活動や環境保全活動を推進している。

現在、柳川市の掘割にはどんこ舟が行き交っているが、1977年には、ごみで汚れた掘割を暗渠化することが決定した。当時、市の都市下水道係長の広松伝氏は「柳川の命の掘割を埋めてはいけない」と、市長に直談判をし半年間の調査期間の了承を得た。後、掘割の必要性をまとめて河川浄化計画を提出、暗渠計画から1年後に白紙となった。広松氏は、住民懇談会へ出かけては掘割の大切さを訴え、市民と一緒に清掃などを行い、清流を取り戻した。この柳川の水思想は人々に引き継がれているが、行政と住民などが一体となり、柳川の水郷景観を復活させたことに、勇気づけられた方々も多いと思う。

6章紹介の市内の景観に関する組織においても、歴史・文化資源調査や歴史散策マップを作成し、地域の魅力を高める新たな意識づくりを図るとともに、景観まちづくりの実践とブランド構築に向けた活動に励んでいる。さらに、快適な知的刺激に満ちた豊かな空間となり、住んでいる人も来る人も生活文化が高まり、市民が魅力的で豊かな生活を享受することを誇りに思えるまちづくりを取り組んでおり、他地区への広がりが期待される。

各組織とも、まず住んでいる地域資源の魅力に気づき、それを誇りに思い来訪者にも楽しんで貰うように取り組んでいる。地域が観光化されることで、騒音やゴミの放置などでまちが壊されることを憂える声もあるが、景観形成は外観の美しさを求めるだけではなく、先人から受け継がれてきた歴史や文化に、愛着と誇りをもって郷土愛や美意識を高めて継承する活動である。福岡市には数多くの歴史的資産が点在し、風情あるまち並みと融合して地域毎に特色ある景観を創り出しているが、点在している資源を繋ぎ福岡市独自の歴史都市として、住民主体の景観まちづくりと連動させる再構築が必要である。さらに、最近、鴻臚館の遺構も見つかるなどしており、福岡市の優れた歴史を守り、育て、未来へと引き継ぐためにも、ユネスコ世界遺産の登録に向けていくことも望まれる。

3 総合的な施策としての景観まちづくり

3.1 総合的な施策としての景観まちづくり

景観まちづくりは、地域の魅力づくりとして、また、伝統行事など様々な催しによって、地域の活性化としても取り組まれてきている。景観資源は、地域の個性を創っており、その地形や由来を考え、配置を確かめることにより、歴史、文化や風土などの個性・固有性を再発見することができ、人に感動を与え魅了し惹きつけることができる。福岡市においても2012年に景観計画が策定され、景観施策が持つ横断的な特性や総合的な力を示されることと思う。

鎌倉市は景観計画策定(2007)時、「計画実現に向けた体制の充実」に力を注ぎ、市民と行政の役割分担、市民への責任付与、行政内部の横断的調整機能の強化、施策推進機能の明確化、市民が景観まちづくりの主体であるといった意識の醸成に取り組み、庁内関連18課により調整会議、公共施設管理者との協議・調整に時間をかけた。そして、「景観重要公共施設」の位置づけとして、公共施設管理の神奈川県と景観的配慮の交渉を重ね、景観計画に位置づけた。

唐津街道姪浜景観づくり計画策定委員会に数回参加した。旧唐津街道が通り寺社や町家が醸し出す昔の風情と、マンション化するまちを暮らし易く、訪れる人には楽しいまちを目指し、景観づくり計画を策定中である。委員は、まちづくり組織の代表者やデザイナー・由緒ある神社の宮司や九州大学大学院生に、まちづくりコンサルタント(ボランティア)等が参加している。行政からは都市景観室や教育委員会の担当者が参加し、専門的・技術的な支援を得ながら、市民が主体となり景観形成を総合的な視点から熱心に議論を交わしている。

景観の対象は、建築物や道路・公園、河川などの様々な要素が対象となることから、総合的な支援が得やすい体制が必要である。また、景観まちづくりに関わる、都市計画、建築、歴史文化、環境などの各種基本計画や施策所管の関係部局と協議や調整できる連携体制の整備も必要で、市民との共働や地域の活性化など、まちを構成している様々な要素や条件を個別に捉えるのではなく、総合的に表現しているのが景観づくりで、総合的な施策としての取り組みが求められる。

景観法第2条では「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである」と規定しており、景観まちづくりを周辺との調和や総合的な配慮のあり方などが、地域住民や専門家によっても共有される体制が必要である。また、それぞれの機関や組織が、市民へ景観まちづくりに関する情報提供を判り易く行い、多くの組織や団体と情報交換することで本質を見極めることができる。地域において景観形成に携わる人達が、総合的な施策として取り組まれることを強く要望しており、景観まちづくりの取り組み易い体制の整備が望まれる。

3.2 景観まちづくりに関する拠点の整備

自然や歴史、文化等は、豊かな人間関係と地域の連帯感を築く。人々が集まり、語らい、地域の絆を育んできた伝統を継承し、地域の絆・連帯感を醸成するには、拠点の整備と活動を継承することが重要である。歴史に由来する地域固有の文化が映し出された景観とその場所に依拠したところが継承されると共に、市民生活の中に息づいている伝統文化や技術、伝統的な生活様式などの、文化の質を維持し続けることにより発展させることになる。

歴史・文化的景観を保護するには、地域住民による価値の理解とそれを維持する協力が不可欠である。景観が、地域のかげがえのない財産であるという意識が高まれば、地域の個性を大切にできるようになり、その地域にふさわしい景観まちづくりを推進していくことになる。さらに、景観の特性を活かし、様々な商業や観光等とも結びつけ、持続的に発展すべき風格と魅力あるまちが実現される。拠点施設は、新設ではなくても既存施設のコーナーでよく、景観整備機構や有識者、市民活動団体など、景観形成やまちづくりのノウハウを持つ人や、景観まちづくりに興味のある誰もが参加できる拠点が望まれる。

その拠点は、景観形成やまちづくり等に関する情報や人の交流、専門家等の派遣による地域づくり団体や景観整備機構の運営など、市民主体による景観まちづくりの中心拠点とする。さらに、その場を活用して、地域の特徴を活かした景観まちづくり団体連絡協議会を組織し、各団体の活動内容をお互いに認識し、課題について知恵を出し合い、相互の交流を深め、活動の和を広げていく拠点とする。アンケート調査結果、市民の景観まちづくりへの認識を高めることの必要性を多くの人達があげている、市民・企業・行政などが共働して参画する活動拠点が必要である。

4 景観まちづくりを進める人材養成

4.1 景観まちづくりを進める人材養成

景観形成活動の中心的な役割を担う人材を養成し、景観形成を市民主体で地域に根差した活動を進めることが望まれる。京都市では平成23年度(2011)に「地域景観づくり講座」を開き、地域で景観づくり活動を担う人の養成に取り組んだ。月1回3時間の5回、景観の基礎知識や見たり考えたりするポイント等を体験的に学ぶ講座で、景観は日々の営みの中で育まれるもので、地域で景観を考え推進することを目指している。

福岡市でも、都市景観形成地区の指定やサポートをして、主体的に景観づくりの推進をしているところが数多くある。景観計画の策定を機に、市民への啓発等が積極的に取り組まれるとのことだが、アンケート調査において、市民が景観形成活動に関心を持ち取り組む方法として、人材養成を多くの人達が望んでいる。専門家の協力を得ながら、地域において市民が主体的に取り組めるような人材養成の推進が必要である。

東区歴史ボランティアガイド連絡会は、地域の歴史ガイドをしているが、小学校高学年を対象とする歴史講座や教員などへの研修等々、70歳代の方々が生きがいや達成感を感じ、

浚刺として活動を展開している。課題として、健康上の理由で辞められる方の補充を検討しているとのことであったが、2012年3月に東区市民センターにおいて「歴史ガイドボランティア養成講座」を行った。

景観まちづくりを進める機運が高まり、やり甲斐を感じながら取り組んでいる方々も多い時、楽しみながら景観形成に取り組める人材養成の醸成が望まれる。現在、活発に取り組んでいる方々が、景観づくりのノウハウを伝える講師となり交流を図ることにより、各組織が課題としていることへの対応も図られる。流動人口の多い福岡市で、伝統的な歴史や文化を体現することにより、他の地へ移ってから福岡市の観光大使となることも期待され、人材の養成の取り組みが急がれる。

4.2 景観整備機構などの活用を図る

景観まちづくりを担う方々は、地域を調査し実現可能な企画にブラッシュアップさせ、実現に向けた調整を行いながら活動を発展させていくことが求められる。そのような職能をフルに発揮する人々の働きによって、持続可能な景観まちづくりへと繋がる。これまで、景観まちづくりに取り組む活動や専門家の研修会などに多く参加してきたが、地域で市民が主体的に取り組む活動へ、専門家の創造性によって新たな価値を付加することで、より魅力が実現されると感じる場面もあった。

景観法では景観整備機構の業務として、「良好な景観の形成に関する事業を行うものに、事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行う」としており、景観形成は持続的な取り組みが必要不可欠なことであり、景観整備機構と目標像等を共有し、地域において積極的に活用していくことが望まれる。6章紹介の組織代表者のヒアリングの際、「景観まちづくりを進めていく時に、住民が発想する活動内容を専門的視点で指導を得たい」との要望もあったが、早い機会に景観整備機構を認定して(2012年1月現在、延べ88法人認定)、地域における景観形成に積極的な役割を果たして欲しい。

国土交通省では、小・中学校における「景観まちづくり学習」の助成を行い、文部科学省も、発掘調査等による出土品を、「子ども達が直接見て、触れながら地域の歴史や文化を学ぶことができる貴重な資料と位置づけ、学校教育における生きた教材として、一層積極的に活用すること」としている。福岡市埋蔵文化財センターは国内有数の設備を誇り、市民向け考古学講座の開催や職員が出土品を持って小・中学校に出向く「出前事業」なども行っている。子どもの頃から歴史を身近に感じ、感覚や意識を高めることが期待されているが、学校教育においても景観整備機構の活躍が期待される。

2章で景観まちづくり教育の事例を紹介したが、仙台市や宮崎市の小中学校が景観を教材に、建築士や研究者、行政と連携を図り教育効果をあげている。福岡市においても、市民、専門家、行政などが連携して、効果的な景観まちづくりが行われているが、さらに、景観整備機構が公的に位置づけられることで、地域において住民が主体的に取り組む景観形成を、持続的に進めることが取り組み易くなる。

5 市民共有の財産である景観を磨く

5.1 関係機関・組織の連携と景観まちづくり

福岡市は多数の大学が集積したまちで、技術や知識を最大限に活かし協力して、まちづくりを産官学民の連携により取り組まれている。土地の地理的特性や環境、歴史性等を踏まえた活動や、福祉やまちづくり等に関するの大学とのコラボレーションや、街全体をひとつのキャンパスに見立てての講座などを催し、それをコミュニティにおける人々の学びや出会いの場とすることも行われている。

福岡西部 E まちづくり協議会(6章紹介)は、7校区自治協議会、商店街、教育機関、観光・文化施設、行政、メディア、医療機関等の多様な組織が連携して、地域密着型まちづくりを展開している。西南学院大学から事務局員としての参加や、学生が教育の場として参加し、専門的知識・技術や大学施設の提供、また、コンサルタンツ KK の参加等、産官学民が一体となってまちづくり・人づくりを目指し取り組んでいる。

唐津街道姪浜まちづくり協議会(6章紹介)は、大学、NPO、行政、他地域等と積極的に連携を図っている。九州大学との連携は、大学主催のワークショップにおいて、大学院生が姪浜地区の歴史・回遊・活性化・町並み等、姪浜まちづくりを地域と意見交換を行った。後に、大学と協力関係を構築し多彩な学習や催しを通じて情報を共有し、知識の結合を図りそれがコンテンツビジネスへと発展するなど、連携を深めている。

4章に専門家等の活動を紹介したが、今回の研究を進めるにあたり、専門家などが主催する研究会や懇親会に参加して交流を図った。景観が良いか悪いかを判断するには、多くの知識が必要であり、その景観が生じている背景や影響を知ることも重要であり、多くの組織・団体との情報交換や連携を図ることにより、望ましい景観形成の姿を共有することができる。多様な関係機関・組織が連携を図る場や交流を行うことによって、市民が共有の財産である景観の存在に気づき、その景観を身近に感じ関心を高め磨いていくことになる。住民が主体的に取り組む活動と、専門家などの活動とが連動されることによって、効果的な景観まちづくりが展開されることになる。

5.2 人と人・アイデアを繋ぐネットワークの形成

景観形成は、自治体と市民、専門家、NPO、企業等の多様な主体が担い手となり共働で取り組まれている。同じ課題をもつ地域同士の連携や、細分化された知を統合化するネットワークを組んで、互いの知とアイデアを交換することによって効果が上がる。そして、多くの要素が複雑に関連し合う問題においてビジョンやモデルを作成し、解決策の協議を深めていくことが必要で、人と人・アイデアを繋ぐネットワークが重要な役割を担う。

京都市は、文化政策の主体は多様であり、行政、市民、市民団体、芸術家、芸術団体、NPO、企業、事業者等がネットワークで繋がり、それぞれが地域経営を補完的に担っており、最初に「人と人」の出会いが生まれる人的ネットワークの形成を重視している。また、

文化政策推進として、自治体評価、NPO 団体との連携強化、民間資金の獲得や市民ボランティアの積極的な参画、人的ネットワークの構築や他の文化施設との連携協力等を重視して、京都の優れた景観を守ってきた。

2011 年 8 月に開かれた福岡市都市計画審議会においての、景観計画の審議内容を閲覧したが、景観計画に関する課題を熱心に審議されている。都市計画と景観施策に不可欠な横断的な体制が図られにくいと感じていたが、積極的な議論がなされていた。福岡市において、時を超え引き継がれている歴史や文化、暮らしなどの伝承される景観を含めて、情報ノウハウの蓄積や人材のネットワーク化などにより、景観形成の実をあげる体制づくりは重要であり、地域でも人と人が繋がり、ネットワークの形成によって良好な景観を守り育む機会を多く創ることが望まれる。

5.3 景観まちづくりファンドによる景観形成活動の推進

市民活動の自立性を損なわずに市民主体の景観まちづくりを推進するには、市民活動に充てる資金の透明性、公平性を確保しながら、市民、事業者等を支えていく活動資金の提供システムが必要とされる。7 章で紹介した「京町家まちづくりファンド」は、京町家は私有財産ではあるが、京都らしい町並み景観を形成する基本的要素としては公的資産でもあるとして、京都の風土や町衆が生み出し洗練させてきた生活文化が継承されている。

京町家の減少の主要因は、維持や管理面の経済的負担によるもので、2005 年に篤志家の寄付を契機にファンドを設立し、京町家の保全再生と活用、都市景観と都市文化の充実と継承の支えとなっている。その背景には、京都市は、京都の景観を守り育てることは都市の活性化の源であると確信し、個性や魅力を確固たるものにし付加価値を高める新たな景観政策が必要とする考えがある。2005 年に景観形成を審議するため、「時を超え光輝く京都の景観づくり審議会」を設置し、協議を重ねて 2007 年に新景観政策を施行した。

福岡市は町家への支援や都市景観形成基金によって、街の個性を高めるモニュメントの整備や魅力ある景観資源の紹介を行っているが、景観まちづくりの取り組みと併せて経済的支援も必要である。平成 20 年度(2008)に福岡市共働事業提案制度が創設され、NPO と市が対等なパートナーとして、地域の課題解決や市民サービスの向上を目指しているが、十分な活用が行われていない。景観まちづくりに関する多様な主体による取り組みが活発に行われているだけに、自然や歴史、文化が見守られ、継承される支援の仕組みや専門家の派遣、活動費助成や相談助言など、さらに積極的な取り組みが必要である。

景観まちづくりは、直ぐに評価したり結果として現われにくい事業である。まず資金を出し合い「景観まちづくりファンド」を設立し、活動拠点の設置と合わせて、市民・企業、行政などが拠出した基金を使って、景観まちづくりの活動を支援していく。景観まちづくりに関する活動団体を立ち上げることができない人も、こうしたファンドを利用して、自分たちの住むところを良くする景観まちづくり活動に参加し、市民共有の財産である景観を守り育む活動を推進することが望まれる。

8 おわりに

福岡市は脊振の山々を背景に、四季の移ろいを感じる魅力的な自然と、2000年以上の歴史や文化を引き継いで発展してきた都市である。景観まちづくりは、高度経済成長期以降の急激な都市化の進展に伴う、社会の変化による多様化や複雑化する課題に対応しながら、様々な構成要素の相互の関係性やその背景にある歴史性や人々の生活、風土との関係性等を総合的に配慮しながら推進されてきている。また、これらを大切にしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造していくために、市民、事業者、行政等が相互の役割と責任を認識し、良好な景観の形成に取り組んでいる。

各地域では、時代を超えて守り継がれてきた景観を、生活の質的な充実や環境へも配慮しながら次世代に引き継ぎ、その景観を守り育む活動に、達成感や生きがいを感じながら取り組まれている。福岡市においては、人口の増加や個人の価値観や生活様式の変化、経済性や効率性の追求などの社会の変化に伴う課題も多いが、景観計画を策定し、人と環境と都市が調和のとれたまちづくり・都市景観づくりに取り組まれている。さらに、福岡市の景観の優れた価値を共有し、関心を深めるように取り組まれていくことが期待される。

<注 釈>

- 1) 協働：「協働」は同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くという意味がある。福岡市においては、「共働」が使われているので、報告書では2通りの言葉を使っている。
- 2) 1740年頃の古文書に、福岡城下の家居店先などを見た目に良くしたら、減税する記録：2011.10文化遺産講話、丸山雍成九大名誉教授資料による。
- 3) アジア都市景観賞：2010年、アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目標とし、アジアハビタット協会、福岡アジア都市研究所、国連ハビタット福岡本部、アジア景観デザイン学会によって景観に関する国際賞である「アジア都市景観賞」を創設した。他都市の模範となる優れた成果をあげた都市、地域、大きなプロジェクト等をアジア各国・地域から募集・選考し表彰する賞で、アジアの優れた景観をアピールし、また、発展を続ける景観形成事業を評価・顕彰することによって、アジアの景観を誇らしいものに導いていくことを目的としている。

<参考文献>

- 1) (社)日本建築学会編『親水工学試論』信山社サイテック 2002
- 2) 「日本建築学会編」『まちづくり教科書第1巻「まちづくりの方法」』丸善株式会社 2004
- 3) 自治体景観政策研究会編『景観まちづくり最前線』(株)学芸出版社 2009
- 4) (財)日本都市センター『市政』6Vol.59 全国市長会
- 5) 山崎丈夫『地域コミュニティ論—地域分権への協働の構図』三訂版 自治体研究社 2009
- 6) (財)東北活性化研究センター監修 山田晴義・コミュニティ自律研究会編著『地域コミュニティの再生と協働のまちづくり』河北新報出版センター 2011
- 7) 広井良典『コミュニティを問いなおす—つながり・都市・日本社会の未来』筑摩書房 2009
- 8) 井上健二『地域の力が日本を変える—コミュニティ再生と地域内循環型経済へ』(株)学芸出版社 2011
- 9) 中山徹『人口減少時代のまちづくり—21世紀=縮小型都市計画のすすめ』(株)自治体研究社 2010
- 10) 松本茂章『官民協働の文化政策—人材・資金・場』(株)水曜社 2011
- 11) 鳥越皓之、家中茂、藤村美穂『景観形成と地域コミュニティ—地域資本を増やす景観政策』(社)農村漁村文化協会 2009
- 12) 西村幸夫『西村幸夫風景論ノート 景観法・町並み・再生』鹿島出版会 2008
- 13) (社)日本建築学会編 代表者秋山宏「景観まちづくり」丸善株式会社 2003
- 14) 西郷真理子『まちづくりマネジメントはこう行え』NHK テレビテキスト「仕事学のすすめ」2011
- 15) 広原盛明『日本型コミュニティ政策』晃洋書房 2011
- 16) 公益社団法人日本都市計画学会関西支部新しい都市計画教程研究会『都市・まちづくり学入門』(株)学芸出版社 2011
- 17) 西村幸夫・埴 正浩編著『証言・まちづくり』(株)学芸出版社 2011
- 18) 今瀬政司『地域主権時代の新しい公共—希望を拓く NPO と自治・協働改革』(株)学芸出版社 2011
- 19) 景観まちづくり研究会編著『景観法を活かす』(株)学芸出版社 2004
- 20) (財)都市づくりパブリックデザインセンター編集・発行『都市+デザイン』第23号 2005

謝 辞

本研究にあたり、多くの方々のご指導やご協力を頂きましたことに、心よりお礼申し上げます。兵庫県立大学大学院環境人間学部福島徹教授には、研究の内容から報告書の作成において多くのご指導を賜わり、ここに改めて感謝を申し上げます。また、福岡市内の景観形成に取り組む組織の皆さまや代表者の方々には、ご多忙の中、アンケート調査の協力、ヒアリングへの対応や有益なご示唆を頂き、誠に有難うございました。

本研究に取り組むことができたのは、ひとえに、(財)福岡アジア都市研究所の皆さまの、ご助言とご協力を頂きましたこと、福岡市都市景観室の方々からご支援を頂いたことに、心から感謝を申し上げます。

報告書作成者

短期研究員 小林 清 美

福岡市における良好な景観形成を目指して

2012 年 3 月発行

財団法人 福岡アジア都市研究所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1 丁目 10-1

Tel 092-733-5686 Fax 092-733-5680

E-mail info@urc.or.jp

URL <http://www.urc.or.jp>
